

周波数割当表

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
8.3 未満	(分配されていない)		8.3 未満 J1			
	5.53 5.54					
8.3-9	気象援助 5.54A 5.54B 5.54C		8.3-9	気象援助 J2	公共業務用 一般業務用	
9-11.3	気象援助 5.54A 無線航行		9-11.3	無線航行 気象援助 J2	公共業務用 一般業務用	
11.3-14	無線航行		11.3-14	無線航行	公共業務用 一般業務用	
14-19.95	固定 海上移動 5.57 5.55 5.56		14-19.95	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
19.95-20.05	標準周波数報時 (20kHz)		19.95-20.05	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、20kHz に限る。
20.05-70	固定 海上移動 5.57 5.56 5.58		20.05-39 J4	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
			39-41	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、40kHz に限る。
			41-59 J4	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
			59-61	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、60kHz に限る。
			61-70 J4	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
70-72 無線航行 5.60	70-90 固定 海上移動 5.57 海上無線航行 5.60 無線標定	70-72 無線航行 5.60 固定 海上移動 5.57	70-72	無線航行	公共業務用	
72-84 固定 海上移動 5.57 無線航行 5.60 5.56		72-84 固定 海上移動 5.57 無線航行 5.60	72-84	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
84-86 無線航行 5.60		84-86 無線航行 5.60 固定 海上移動 5.57 5.59	84-86	無線航行	公共業務用	
86-90 固定 海上移動 5.57 無線航行 5.56		86-90 固定 海上移動 5.57 無線航行 5.60	86-90	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	
90-110		無線航行 5.62 固定 5.64		90-110	無線航行	公共業務用
110-112 固定	110-130 固定	110-112 固定	110-112	固定 J5 海上移動 J6	公共業務用 一般業務用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
海上移動 無線航行 5.64	海上移動 海上無線航行 5.60 <u>無線標定</u>	海上移動 無線航行 5.60 5.64				
112-115 無線航行 5.60		112-117.6 無線航行 5.60 固定 <u>海上移動</u>	112-117.6	無線航行	公共業務用	
115-117.6 無線航行 5.60 固定 <u>海上移動</u> 5.64 5.66		117.6-126 固定 海上移動 無線航行 5.60 5.64	117.6-126	固定 J5 海上移動 J6	公共業務用 一般業務用	
117.6-126 固定 海上移動 無線航行 5.60 5.64		126-129 無線航行 5.60 固定 <u>海上移動</u> 5.64 5.65	126-129	無線航行	公共業務用	
126-129 無線航行 5.60		129-130 固定 海上移動 無線航行 5.60 5.61 5.64	129-135.7 固定 J5 無線航行 海上移動 J6 5.64	129-135.7	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	船舶無線電信用及びファクシミリ用とする。
129-130 固定 海上移動 無線航行 5.60 5.64		130-135.7 固定 海上移動 5.64	130-135.7 固定 海上移動 無線航行 5.64			
130-135.7 固定 海上移動 5.64 5.67	135.7-137.8 固定 海上移動 <u>アマチュア</u> 5.67A 5.64	135.7-137.8 固定 海上移動 無線航行 <u>アマチュア</u> 5.67A 5.64 5.67B	135.7-137.8	固定 J5 無線航行 海上移動 J6 <u>アマチュア</u> J7 アマチュア業務用	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	船舶無線電信用及びファクシミリ用とする。
135.7-137.8 固定 海上移動 <u>アマチュア</u> 5.67A 5.64 5.67 5.67B	137.8-148.5 固定 海上移動 5.64 5.67	137.8-160 固定 海上移動 無線航行 5.64	137.8-160	固定 J5 無線航行 海上移動 J6	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	船舶無線電信用及びファクシミリ用とする。
137.8-148.5 固定 海上移動 5.64 5.67	148.5-255 放送 5.68 5.69 5.70	160-190 固定 <u>航空無線航行</u> 190-200 航空無線航行	160-200	航空無線航行	公共業務用 一般業務用	無指向性無線標識用とする。
148.5-255 放送 5.68 5.69 5.70	200-275 航空無線航行 <u>航空移動</u> 275-285 航空無線航行	200-285 航空無線航行 <u>航空移動</u>	200-285	航空無線航行 <u>航空移動</u>	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	無指向性無線標識用とする。
255-283.5 放送 航空無線航行						

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
5.70 5.71	航空移動					
283.5-315 海上無線航行 (無線標識) 5.73 航空無線航行 5.74	285-315 海上無線航行 (無線標識) 航空無線航行	5.73	285-325	海上無線航行 J8 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	衛星測位誤差補正システム用及び無線標識用とする。 無指向性無線標識用とする。
315-325 航空無線航行 海上無線航行 (無線標識) 5.73 5.75	315-325 海上無線航行 (無線標識) 5.73 航空無線航行	315-325 航空無線航行 海上無線航行 (無線標識) 5.73				
325-405 航空無線航行	325-335 航空無線航行 航空移動 海上無線航行 (無線標識) 335-405 航空無線航行 航空移動	325-405 航空無線航行 航空移動	325-405	航空無線航行 航空移動	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	無指向性無線標識用とする。
405-415 無線航行 5.76	405-415 無線航行 5.76 航空移動		405-415	海上無線航行 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	無指向性無線標識用とする。
415-435 海上移動 5.79 航空無線航行	415-472 海上移動 5.79 航空無線航行 5.77 5.80		415-472 J9 J12	海上移動 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	サブテックス用及び船舶無線電信用とし、サブテックス用への割当ては424kHzに限る。
435-472 海上移動 5.79 航空無線航行 5.77 5.82	5.78 5.82					
472-479	海上移動 5.79 アマチュア 5.80A 航空無線航行 5.77 5.80 5.80B 5.82		472-479 J12	海上移動 航空無線航行 アマチュア J11	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	
479-495 海上移動 5.79 5.79A 航空無線航行 5.77 5.82	479-495 海上移動 5.79 5.79A 航空無線航行 5.77 5.80 5.82		479-495 J12	海上移動 J10 航空無線航行	公共業務用 一般業務用	
495-505	海上移動		495-505	海上移動	公共業務用 一般業務用	船舶無線電信用とする。
505-526.5 海上移動 5.79 5.79A 5.84 航空無線航行	505-510 海上移動 5.79 510-525 海上移動 5.79A 5.84 航空無線航行 525-535	505-526.5 海上移動 5.79 5.79A 5.84 航空無線航行 航空移動 陸上移動	505-526.5 J13	海上移動 J10 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	サブテックス用及び船舶無線電信用とし、サブテックス用への割当ては518kHzに限る。
526.5-1606.5 放送 5.87 5.87A	放送 5.86 航空無線航行 535-1605 放送 1605-1625	526.5-535 放送 移動 5.88 535-1606.5 放送	526.5-1606.5	放送 J14 J15	放送用	割当ては、別表1-1による。
1606.5-1625	放送 5.89	1606.5-1800	1606.5-1705	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用	公共業務用での使用は路側通信用、船舶無線電信用、ファクシミリ用及び無線電話

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
固定 海上移動 5.90 陸上移動 5.92	5.90	固定 移動 無線標定 無線航行		航空無線航行	一般業務用 公共業務用 一般業務用	用とし、路側通信用への割当ては1620kHz及び1629kHzに限る。 一般業務用での使用は、船舶無線電信用、ファクシミリ用及び無線電話用とする。 無指向性無線標識用とする。
1625-1635 無線標定 5.93				無線標定	公共業務用 一般業務用	
1635-1800 固定 海上移動 5.90 陸上移動 5.92 5.96	1625-1705 固定 移動 放送 5.89 無線標定 5.90	5.91	1705-1800	海上移動 航空無線航行 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ラジオ・ブイ用とする。
1800-1810 無線標定 5.93	1705-1800 固定 移動 無線標定 航空無線航行		1800-1810	無線標定	公共業務用 一般業務用	
1810-1850 アマチュア 5.98 5.99 5.100	1800-1850 アマチュア	1800-2000 アマチュア 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線航行 無線標定	1810-1825	アマチュア	アマチュア業務用	
1850-2000 固定 移動 (航空移動を除く。)			1825-1907.5	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線航行 無線標定	公共業務用 一般業務用	ラジオ・ブイ用とする。
5.92 5.96 5.103	1850-2000 アマチュア 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 無線航行	5.97	1907.5-1912.5	アマチュア	アマチュア業務用	
2000-2025 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 5.92 5.103	2000-2065 固定 移動		1912.5-2000	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線航行 無線標定	公共業務用 一般業務用	ラジオ・ブイ用とする。
2025-2045 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 気象援助 5.104 5.92 5.103	2065-2107 海上移動 5.105 5.106	2065-2107	2000-2065	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
2045-2160 固定 海上移動 陸上移動 5.92			2107-2170	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
2160-2170 無線標定 5.93 5.107	2107-2170 固定 移動	2107-2170	2170-2170	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
2170-2173.5	海上移動	2170-2173.5	海上移動	公共業務用 一般業務用		
2173.5-2190.5	移動 (遭難及び呼出し) 5.108 5.109 5.110 5.111	2173.5-2190.5 J16 J17 J18 J19	移動	公共業務用 一般業務用	船舶デジタル選択呼出し用、船舶狭帯域直接印刷電信用及び船舶無線電話用とする。	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
2190.5-2194	海上移動		2190.5-2194	海上移動	公共業務用 一般業務用	
2194-2300 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 5.92 5.103 5.112	2194-2300 固定 移動 5.112		2194-2495	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
2300-2498 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 放送 5.113 5.103	2300-2495 固定 移動 放送 5.113					
2498-2501 標準周波数報時 (2500kHz)	2495-2501 標準周波数報時 (2500kHz)		2495-2501	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、2500kHzに限る。
2501-2502	標準周波数報時 宇宙研究		2501-2502	標準周波数報時 宇宙研究	公共業務用	
2502-2625 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 5.92 5.103 5.114	2502-2505 標準周波数報時		2502-2505	標準周波数報時	公共業務用	
2625-2650 海上移動 海上無線航行 5.92	2505-2850 固定 移動		2505-2850	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
2650-2850 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 5.92 5.103						
2850-3025	航空移動 (R) 5.111 5.115		2850-3025 J18 J20	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
3025-3155	航空移動 (OR)		3025-3155	航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-2による。
3155-3200	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 5.116 5.117		3155-3230 J21	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
3200-3230	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 放送 5.113 5.116					
3230-3400	固定 移動 (航空移動を除く。) 放送 5.113 5.116 5.118		3230-3400	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
3400-3500	航空移動 (R)		3400-3500	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
3500-3800 アマチュア 固定 移動 (航空移動を除く。)	3500-3750 アマチュア	3500-3900 アマチュア 固定 移動	3500-3575	アマチュア	アマチュア業務用	
			3575-3599	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			3599-3612	アマチュア	アマチュア業務用	
			3612-3680	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
5. 92 3800-3900 固定 航空移動 (OR) 陸上移動	5. 119 3750-4000 アマチュア 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		3680-3687	アマチュア	アマチュア業務用	
			3687-3702	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			3702-3716	アマチュア	アマチュア業務用	
			3716-3745	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			3745-3770	アマチュア	アマチュア業務用	
			3770-3791	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
			3791-3805	アマチュア	アマチュア業務用	
3900-3950 航空移動 (OR) 5. 123	5. 122 5. 125	3900-3950 航空移動 放送	3900-3950	航空移動 放送 J15	公共業務用 一般業務用 放送用	
3950-4000 固定 放送		3950-4000 固定 放送	3950-4000	固定	公共業務用 一般業務用	
4000-4063	5. 126	4000-4063	4000-4063	固定 海上移動	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	船舶無線電話用とし、割当ては別表 3-1 による。
4063-4438	5. 128	4063-4438 J16 J19 J22 J23 J24	4063-4438	海上移動 J10	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 3-1、別表 3-2 及び別表 3-3 による。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、気象用ラジオ・ロボット用への割当ては、別表 11-1 による。
4438-4488 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 無線標定 5. 132A 5. 132B	4438-4488 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 無線標定 5. 132A	4438-4488 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 無線標定 5. 132A	4438-4488	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 無線標定 J26	公共業務用 一般業務用	
4488-4650 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		4488-4650 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	4488-4650 J25	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
4650-4700	航空移動 (R)		4650-4700	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 2-1 による。
4700-4750	航空移動 (OR)		4700-4750	航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表 2-2 による。
4750-4850 固定 航空移動 (OR) 陸上移動 放送 5. 113	4750-4850 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 放送 5. 113	4750-4850 固定 放送 5. 113 陸上移動	4750-4995	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用	
4850-4995	固定 陸上移動 放送 5. 113					
4995-5003	標準周波数報時 (5000kHz)		4995-5003	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、5000kHz に限る。
5003-5005	標準周波数報時 宇宙研究		5003-5005	標準周波数報時 宇宙研究	公共業務用 一般業務用	
5005-5060	固定 放送 5. 113		5005-5060	固定	公共業務用 一般業務用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
5060-5250	固定 移動 (航空移動を除く。) 5. 133		5060-5250	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
5250-5275 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 5. 132A 5. 133A	5250-5275 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 5. 132A	5250-5275 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 5. 132A	5250-5275	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 J26	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
5275-5351. 5	固定 移動 (航空移動を除く。)		5275-5450	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
5351. 5-5366. 5	固定 移動 (航空移動を除く。) アマチュア 5. 133B					
5366. 5-5450	固定 移動 (航空移動を除く。)					
5450-5480 固定 航空移動 (OR) 陸上移動	5450-5480 航空移動 (R)	5450-5480 固定 航空移動 (OR) 陸上移動	5450-5480	固定 陸上移動 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
5480-5680	航空移動 (R) 5. 111 5. 115		5480-5680 J18 J20	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
5680-5730	航空移動 (OR) 5. 111 5. 115		5680-5730 J18 J20	航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表2-2による。
5730-5900 固定 陸上移動	5730-5900 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	5730-5900 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	5730-5900	固定 移動 (航空移動を除く。) 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
5900-5950	放送 5. 134 5. 136		5900-5950 J27 J28	放送 J15	放送用	
5950-6200	放送		5950-6200	放送 J15	放送用	
6200-6525	海上移動 5. 109 5. 110 5. 130 5. 132 5. 137		6200-6525 J16 J19 J22 J24	海上移動	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、気象用ラジオ・ロボット用への割当ては、別表11-1による。
6525-6685	航空移動 (R)		6525-6685	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
6685-6765	航空移動 (OR)		6685-6765	航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-2による。
6765-7000	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 5. 138 5. 138A 5. 139		6765-6795 J29	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			6795-7000	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
7000-7100	アマチュア アマチュア衛星 5. 140 5. 141 5. 141A		7000-7100	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
7100-7200	アマチュア 5. 141A 5. 141B 5. 141C 5. 142		7100-7200	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) アマチュア	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	
7200-7300 放送	7200-7300 アマチュア 5. 142	7200-7300 放送	7200-7300	放送 J15	放送用	
7300-7400	放送 5. 134		7300-7350	放送 J15	放送用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
	5. 143 5. 143A 5. 143B 5. 143C 5. 143D		J27			
7400-7450 放送 5. 143B 5. 143C	7400-7450 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	7400-7450 放送 5. 143A 5. 143C	7350-7450 J30	放送 J15	放送用	
7450-8100	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 5. 143E 5. 144		7450-8100 J31	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	
8100-8195	固定 海上移動		8100-8195	固定 海上移動	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	船舶無線電話用とし、割当ては別表3-1による。
8195-8815	海上移動 5. 109 5. 110 5. 132 5. 145 5. 111		8195-8815 J16 J18 J19 J24 J32	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、気象用ラジオ・ロボット用への割当ては、別表11-1による。
8815-8965	航空移動 (R)		8815-8965	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
8965-9040	航空移動 (OR)		8965-9040	航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表2-2による。
9040-9305 固定	9040-9400 固定	9040-9305 固定	9040-9305	固定	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
9305-9355 固定 無線標定 5. 145A 5. 145B		9305-9355 固定 無線標定 5. 145A	9305-9355	固定 無線標定 J33	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
9355-9400 固定		9355-9400 固定	9355-9400	固定	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
9400-9500	放送 5. 134 5. 146		9400-9500 J27	放送 J15	放送用	
9500-9900	放送 5. 147		9500-9900	放送 J15	放送用	
9900-9995	固定		9900-9995	固定	公共業務用 一般業務用	
9995-10003	標準周波数報時 (10000kHz) 5. 111		9995-10003 J18	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、10000kHzに限る。
10003-10005	標準周波数報時 宇宙研究 5. 111		10003-10005 J18	標準周波数報時 宇宙研究	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
10005-10100	航空移動 (R) 5. 111		10005-10100 J18	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
10100-10150	固定 アマチュア		10100-10150	アマチュア J34	アマチュア業務用	
10150-11175	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		10150-11175	固定 移動 (航空移動を除く。) 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
11175-11275	航空移動 (OR)		11175-11275	航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表2-2による。
11275-11400	航空移動 (R)		11275-11400	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
11400-11600	固定		11400-11600	固定	公共業務用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
					一般業務用	
11600-11650	放送 5.134 5.146		11600-11650 J27	放送 J15	放送用	
11650-12050	放送 5.147		11650-12050	放送 J15	放送用	
12050-12100	放送 5.134 5.146		12050-12100 J27	放送 J15	放送用	
12100-12230	固定		12100-12230	固定	公共業務用 一般業務用	
12230-13200	海上移動 5.109 5.110 5.132 5.145		12230-13200 J16 J19 J24 J32	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、気象用ラジオ・ロボット用への割当ては、別表11-1による。
13200-13260	航空移動 (OR)		13200-13260	航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表2-2による。
13260-13360	航空移動 (R)		13260-13360	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
13360-13410	固定 電波天文 5.149		13360-13410 J36	固定 電波天文	公共業務用 一般業務用	
13410-13450	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		13410-13450	固定 移動 (航空移動を除く。) 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
13450-13550 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 無線標定 5.132A 5.149A	13450-13550 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 無線標定 5.132A		13450-13550	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 J26 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
13550-13570	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 5.150		13550-13570 J37	固定 移動 (航空移動を除く。) 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
13570-13600	放送 5.134 5.151		13570-13600 J27	放送 J15	放送用	
13600-13800	放送		13600-13800	放送 J15	放送用	
13800-13870	放送 5.134 5.151		13800-13870 J27	放送 J15	放送用	
13870-14000	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		13870-14000	固定 移動 (航空移動を除く。) 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
14000-14250	アマチュア アマチュア衛星		14000-14250	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
14250-14350	アマチュア 5.152		14250-14350	アマチュア	アマチュア業務用	
14350-14990	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		14350-14990	固定 移動 (航空移動を除く。) 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
14990-15005	標準周波数報時 (15000kHz) 5.111		14990-15005 J18	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、15000kHzに限る。
15005-15010	標準周波数報時 宇宙研究		15005-15010	標準周波数報時 宇宙研究	公共業務用 公共業務用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
					一般業務用	
15010-15100	航空移動 (OR)		15010-15100	航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表2-2による。
15100-15600	放送		15100-15600	放送 J15	放送用	
15600-15800	放送 5.134		15600-15800	放送 J15	放送用	
	5.146					
15800-16100	固定		15800-16100	固定	公共業務用 一般業務用	
	5.153					
16100-16200	16100-16200	16100-16200	16100-16200	固定 無線標定 J33	公共業務用 一般業務用	
固定 無線標定 5.145A	固定 無線標定 5.145A	固定 無線標定 5.145A				
5.145B						
16200-16360	固定		16200-16360	固定	公共業務用 一般業務用	
16360-17410	海上移動 5.109 5.110 5.132 5.145		16360-17410	海上移動 J16 J19 J24 J32	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
17410-17480	固定		17410-17480	固定	公共業務用 一般業務用	
17480-17550	放送 5.134		17480-17550	放送 J15	放送用	
	5.146					
17550-17900	放送		17550-17900	放送 J15	放送用	
17900-17970	航空移動 (R)		17900-17970	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
17970-18030	航空移動 (OR)		17970-18030	航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-2による。
18030-18052	固定		18030-18052	固定	公共業務用 一般業務用	
18052-18068	固定 宇宙研究		18052-18068	宇宙研究 J39	公共業務用 一般業務用	
18068-18168	アマチュア アマチュア衛星		18068-18168	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
	5.154					
18168-18780	固定 移動 (航空移動を除く。)		18168-18780	固定	公共業務用 一般業務用	
18780-18900	海上移動		18780-18900	海上移動	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
18900-19020	放送 5.134		18900-19020	放送 J15	放送用	
	5.146					
19020-19680	固定		19020-19680	固定	公共業務用 一般業務用	
19680-19800	海上移動 5.132		19680-19800	海上移動 J24	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
19800-19990	固定		19800-19990	固定	公共業務用 一般業務用	
19990-19995	標準周波数報時 宇宙研究		19990-19995	標準周波数報時 宇宙研究	公共業務用 一般業務用	
	5.111					
19995-20010	標準周波数報時 (20000kHz)		19995-20010	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、20000kHzに限る。
	5.111					
20010-21000	固定		20010-21000	固定	公共業務用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
	移動			移動 (航空移動を除く。) 航空移動 (OR)	一般業務用 公共業務用	
21000-21450	アマチュア アマチュア衛星		21000-21450	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
21450-21850	放送		21450-21850	放送 J15	放送用	
21850-21870	固定 5.155A 5.155		21850-21870	固定	公共業務用 一般業務用	
21870-21924	固定 5.155B		21870-21924	固定 J35	公共業務用 一般業務用	
21924-22000	航空移動 (R)		21924-22000	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
22000-22855	海上移動 5.132 5.156		22000-22855 J24	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
22855-23000	固定 5.156		22855-23000	固定	公共業務用 一般業務用	
23000-23200	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 5.156		23000-23200	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用	
23200-23350	固定 5.156A 航空移動 (OR)		23200-23350	固定 J40 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用	
23350-24000	固定 移動 (航空移動を除く。) 5.157		23350-24000	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
24000-24450	固定 陸上移動		24000-24450	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用	
24450-24600 固定 陸上移動 無線標定 5.132A 5.158	24450-24650 固定 陸上移動 無線標定 5.132A	24450-24600 固定 陸上移動 無線標定 5.132A	24450-24600	固定 陸上移動 無線標定 J26	公共業務用 一般業務用	
24600-24890 固定 陸上移動	24650-24890 固定 陸上移動	24600-24890 固定 陸上移動	24600-24890	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用	
24890-24990	アマチュア アマチュア衛星		24890-24990	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
24990-25005	標準周波数報時 (25000kHz)		24990-25005	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、25000kHzに限る。
25005-25010	標準周波数報時 宇宙研究		25005-25010	標準周波数報時 宇宙研究	公共業務用 一般業務用	
25010-25070	固定 移動 (航空移動を除く。)		25010-25070	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
25070-25210	海上移動		25070-25210	海上移動	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
25210-25550	固定 移動 (航空移動を除く。)		25210-25550	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
25550-25670	電波天文 5.149		25550-25670 J36	電波天文		
25670-26100	放送		25670-26100	放送 J15	放送用	
26100-26175	海上移動 5.132		26100-26175 J24	海上移動	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
26175-26200	固定 移動 (航空移動を除く。)		26175-26200	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用	

国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
					一般業務用	
26200-26350 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 5.132A 5.133A	26200-26420 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 5.132A	26200-26350 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 5.132A	26200-26350	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 J26	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
26350-27500 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.150	26420-27500 固定 移動 (航空移動を除く。)	26350-27500 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.150	26350-27500 J37	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はラジコン用発振器用、ラジオマイク用及び市民ラジオ用とし、ラジコン用発振器用及びラジオマイク用への割当ては別表8-1に、市民ラジオ用への割当ては別表8-2による。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
27.5-28	気象援助 固定 移動		27.5-28	移動	公共業務用 一般業務用	
28-29.7	アマチュア アマチュア衛星		28-29.7	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
29.7-30.005	固定 移動		29.7-37.5	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
30.005-30.01	宇宙運用 (衛星識別) 固定 移動 宇宙研究					
30.01-37.5	固定 移動					
37.5-38.25	固定 移動 電波天文 5.149		37.5-38.25 J36	移動 電波天文	公共業務用	
38.25-39 固定 移動	38.25-39.986 固定 移動	38.25-39.5 固定 移動	38.25-39.5	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
39-39.5 固定 移動 無線標定 5.132A 5.159						
39.5-39.986 固定 移動		39.5-39.986 固定 移動 無線標定 5.132A	39.5-40	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
39.986-40.02 固定 移動 宇宙研究		39.986-40 固定 移動 無線標定 5.132A 宇宙研究	40-40.6	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
		40-40.02 固定 移動 宇宙研究				
40.02-40.98	固定 移動 5.150		40.6-40.86 J37	移動	放送事業用 小電力業務用	放送事業用での使用は、ラジオマイク用とする。 小電力業務用での使用はラジコン用発振器用及びラジオマイク用とし、割当ては別表8-1による。
40.98-41.015	固定 移動 宇宙研究 5.160 5.161		40.86-41	移動	公共業務用	
41.015-42	固定 移動 5.160 5.161 5.161A		41-43.436	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、ラジオマイク用とする。
42-42.5	42-42.5			無線標定 J26	公共業務用 一般業務用	

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
固定 移動 無線標定 5.132A 5.160 5.161B	固定 移動 5.161					
42.5-44	固定 移動		43.436-43.544 J41	無線標定	公共業務用 一般業務用	ラジオ・ブイ用とする。
	5.160 5.161 5.161A		43.544-44	移動 無線標定	公共業務用 一般業務用	
44-47	固定 移動 5.162 5.162A		44-50	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、ラジオマイク用とする。
47-68 放送	47-50 固定 移動	47-50 固定 放送 移動 5.162A				
	50-54 アマチュア 5.162A 5.167 5.167A 5.168 5.170		50-54	アマチュア	アマチュア業務用	
	54-68 放送 固定 移動	54-68 固定 移動 放送	54-54.7625	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	
			54.7625-54.9575	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
			54.9575-55.2125	固定 移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。
			55.2125-55.2275	固定 移動	公共業務用	
			55.2275-56.9825	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。
			56.9825-57.0425	固定 移動	公共業務用	
			57.0425-57.8525	固定 移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。
			57.8525-57.8675	固定 移動	公共業務用	
			57.8675-60.5375	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。
			60.5375-60.7925	固定 移動	公共業務用	
			60.7925-68	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。
5.162A 5.163 5.164 5.165 5.169 5.171	5.172	5.162A				
68-74.8 固定 移動 (航空移動を除く。)	68-72 放送 固定 移動	68-74.8 固定 移動	68-72.125	固定 移動	公共業務用 一般業務用	

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
5. 149 5. 175 5. 177 5. 179	5. 173	5. 149 5. 176 5. 179				
	72-73 固定 移動		72. 125-72. 215	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表 8-1 による。
			72. 215-72. 745	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
			72. 745-72. 875	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表 8-1 による。
	5. 178		72. 875-73	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
	73-74. 6 電波天文		73-73. 21 J36	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
			73. 21-73. 33 J36	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表 8-1 による。
			73. 33-74. 55 J36	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
	74. 55-74. 6 J36	移動	小電力業務用	ラジオマイク用とし、割当ては別表 9-6 による。		
	74. 6-74. 8 固定 移動		74. 6-74. 8	移動	小電力業務用	ラジオマイク用とし、割当ては別表 9-6 による。
74. 8-75. 2	航空無線航行 5. 180 5. 181		74. 8-75. 2 J42	航空無線航行	公共業務用	マーカ・ビーコン用とする。
75. 2-87. 5 固定 移動 (航空移動を除く。)	75. 2-75. 4 固定 移動	75. 4-87 固定 移動	75. 2-75. 6	移動	小電力業務用	補聴援助用ラジオマイク用とし、割当ては別表 9-7 による。
	5. 179					
	75. 4-76 固定 移動		75. 6-76	移動	小電力業務用	音声アシスト用無線電話用とし、割当ては別表 9-9 による。
	76-88 放送 固定 移動		76-90	放送 J15 移動	放送用 電気通信業務用	無線呼出用とし、割当ては放送局の設備を共用し、放送の電波に重畳する場合に限る。
5. 175 5. 179 5. 187		5. 182 5. 183 5. 188				
87. 5-100 放送	5. 185	87-100 固定 移動 放送	90-108	放送 J15	放送用	
5. 190	88-100 放送					
100-108	放送					
	5. 192 5. 194					
108-117. 975	航空無線航行 5. 197 5. 197A		108-117. 975 J43	航空無線航行	公共業務用	I L S ローカライザ用及び V O R 用とし、割当ては別表 2-3 による。
117. 975-137	航空移動 (R)		117. 975-136 J18 J44 J45 J46	航空移動 (R)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
			136-137	航空移動 (R)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	5. 111 5. 200 5. 201 5. 202					
137-137. 025	宇宙運用 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 5. 208A 5. 208B 5. 209 宇宙研究 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		137-137. 025 J50	宇宙運用 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
				移動衛星 (宇宙から地球) J47 J48 J49	電気通信業務用 公共業務用	

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				(4)
	5.204 5.205 5.206 5.207 5.208					
137.025-137.175	宇宙運用 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 固定 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208A 5.208B 5.209 移動 (航空移動 (R) を除く。)		137.025-137.175 J50	宇宙運用 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
	5.204 5.205 5.206 5.207 5.208			移動衛星 (宇宙から地球) J47 J48 J49	電気通信業務用 公共業務用	
137.175-137.825	宇宙運用 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208A 5.208B 5.209 宇宙研究 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		137.175-137.825 J50	宇宙運用 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
	5.204 5.205 5.206 5.207 5.208			移動衛星 (宇宙から地球) J47 J48 J49	電気通信業務用 公共業務用	
137.825-138	宇宙運用 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 固定 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208A 5.208B 5.209 移動 (航空移動 (R) を除く。)		137.825-138 J50	宇宙運用 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
	5.204 5.205 5.206 5.207 5.208			移動衛星 (宇宙から地球) J47 J48 J49	電気通信業務用 公共業務用	
138-143.6 航空移動 (OR)	138-143.6 固定 移動 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球)	138-143.6 固定 移動 宇宙研究 (宇宙から地球)	138-142 142-144 J51	航空移動 (OR) 移動 陸上移動	公共業務用 小電力業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。 二周波方式による使用は、146-148MHz帯と対とする。
5.210 5.211 5.212 5.214		5.207 5.213				
143.6-143.65 航空移動 (OR) 宇宙研究 (宇宙から地球)	143.6-143.65 固定 移動 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球)	143.6-143.65 固定 移動 宇宙研究 (宇宙から地球)				
5.211 5.212 5.214		5.207 5.213				
143.65-144 航空移動 (OR)	143.65-144 固定 移動 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球)	143.65-144 固定 移動 宇宙研究 (宇宙から地球)				
5.210 5.211 5.212 5.214		5.207 5.213				
144-146	アマチュア アマチュア衛星 5.216		144-146	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
146-148 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	146-148 アマチュア 5.217	146-148 アマチュア 固定 移動 5.217	146-148 J51	移動 陸上移動	小電力業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。 二周波方式による使用は、142-144MHz帯と対とする。
148-149.9 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙)	148-149.9 固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5.209		148-149.9 J51 J53 J54 J55	移動衛星 (地球から宇宙) J49 陸上移動	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 放送事業用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星データ通信とする。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
5. 209					一般業務用	
5. 218 5. 219 5. 221	5. 218 5. 219 5. 221					
149. 9-150. 05	移動衛星 (地球から宇宙)	5. 209	149. 9-150. 05 J56	移動衛星 (地球から宇宙) J49	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星データ通信とする。
	5. 220					
150. 05-153 固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文	150. 05-154 固定 移動		150. 05-154. 44 J51	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	一周波方式による使用に限る。
5. 149						
153-154 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 気象援助	5. 225					
154-156. 4875 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	154-156. 4875 固定 移動	154-156. 4875 固定 移動	154. 44-154. 62	陸上移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表 7-1 による。
			154. 62-154. 7 J51	陸上移動	公共業務用	
			154. 7-156 J51	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、159. 3-160. 6MHz 帯と対とする。
5. 225A 5. 226	5. 226	5. 225A 5. 226	156-156. 7625 J18 J60 J61	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 3-4 及び別表 3-5 による。
156. 4875-156. 5625	海上移動 (遭難及び DSC を用いた呼出し)					
	5. 111 5. 226 5. 227					
156. 5625-156. 7625 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	156. 5625-156. 7625 固定 移動					
5. 226	5. 225 5. 226					
156. 7625-156. 7875 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	156. 7625-156. 7875 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	156. 7625-156. 7875 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	156. 7625-156. 7875 J18 J60 J61	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 3-4 及び別表 3-5 による。
5. 111 5. 226 5. 228	5. 111 5. 226 5. 228	5. 111 5. 226 5. 228		移動衛星 (地球から宇宙) J63	公共業務用	
156. 7875-156. 8125	海上移動 (遭難及び呼出し)		156. 7875-156. 8125 J18 J60 J61	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 3-4 及び別表 3-5 による。
	5. 111 5. 226					
156. 8125-156. 8375 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	156. 8125-156. 8375 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	156. 8125-156. 8375 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	156. 8125-157. 45 J18 J60 J61	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 3-4 及び別表 3-5 による。
5. 111 5. 226 5. 228	5. 111 5. 226 5. 228	5. 111 5. 226 5. 228		移動衛星 (地球から宇宙) J63	公共業務用	
156. 8375-161. 9375 固定 移動 (航空移動を除く。)	156. 8375-161. 9375 固定 移動		157. 45-159. 3 J51 J62	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			159. 3-160. 6 J51	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、154. 7-156MHz 帯と対とする。
			160. 6-160. 975	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際 VHF 用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際 VHF 用及び船舶自動識別装置用とし、割当ては別表 3-4 による。
			160. 975-161. 475 J51 J62	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			161. 475-161. 9375	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際 VHF 用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際 VHF 用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表 3-4 による。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				(4)
5. 226	5. 226					
161. 9375-161. 9625 固定 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228AA	161. 9375-161. 9625 固定 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228AA		161. 9375-161. 9625	海上移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) J63A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
5. 226	5. 226					
161. 9625-161. 9875 固定 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228F	161. 9625-161. 9875 航空移動 (OR) 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	161. 9625-161. 9875 海上移動 航空移動 (OR) 5. 228E 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228F	161. 9625-161. 9875	海上移動 航空移動 (OR) J64 移動衛星 (地球から宇宙) J65	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
5. 226 5. 228A 5. 228B	5. 228C 5. 228D	5. 226				
161. 9875-162. 0125 固定 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228AA	161. 9875-162. 0125 固定 移動		161. 9875-162. 0125	海上移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) J63A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
5. 226 5. 229	5. 226					
162. 0125-162. 0375 固定 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228F	162. 0125-162. 0375 航空移動 (OR) 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	162. 0125-162. 0375 海上移動 航空移動 (OR) 5. 228E 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228F	162. 0125-162. 05	海上移動 航空移動 (OR) J64 移動衛星 (地球から宇宙) J65	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
5. 226 5. 228A 5. 228B 5. 229	5. 228C 5. 228D	5. 226				
162. 0375-174 固定 移動 (航空移動を除く。)	162. 0375-174 固定 移動		162. 05-169 J66	固定 陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。
5. 226 5. 229	5. 226 5. 230 5. 231 5. 232		169-170 J67	移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は補聴援助用ラジオマイク用とし、割当ては別表9-7による。
174-223 放送	174-216 放送 固定 移動 5. 234	174-223 固定 移動 放送	170-205	移動	公共業務用 一般業務用	
	216-220 固定 海上移動 無線標定 5. 241		205-222	放送 J15	放送用	
	5. 242					
	220-225 アマチュア 固定 移動		222-223	移動 航空無線航行 無線標定	公共業務用	
5. 235 5. 237 5. 243		5. 233 5. 238 5. 240 5. 245	223-226	移動 無線標定	公共業務用	
223-230 放送 固定		223-230 固定 移動	226-251	移動	公共業務用	

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
移動 5.243 5.246 5.247	無線標定 5.241	放送 航空無線航行 無線標定 5.250	J18 J69 J70		一般業務用	
	225-235 固定 移動					
230-235 固定 移動 5.247 5.251 5.252	固定 移動	235-267	251-253.85 J67	移動	公共業務用 一般業務用	
			5.111 5.199 5.252 5.254 5.256 5.256A	253.85-255	移動	小電力業務用
			255-262 J67	移動	公共業務用	
			262-266 J67	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用とし、割当ては271-275MHz帯と対の二周波方式に限る。
			266-271 J67	移動	公共業務用	
267-272	固定 移動 宇宙運用 (宇宙から地球)		271-275 J67	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用とし、割当ては262-266MHz帯と対の二周波方式に限る。
	5.254 5.257					
272-273	宇宙運用 (宇宙から地球) 固定 移動					
	5.254					
273-312	固定 移動		275-276.65	移動 (航空移動を除く。) 航空移動	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
			276.65-277.95	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、無線呼出用とする。
			277.95-278.15	移動 (航空移動を除く。) 航空移動	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
			278.15-279.15	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、無線呼出用とする。
			279.15-279.95	移動 (航空移動を除く。) 航空移動	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
			279.95-287.95	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、無線呼出用とする。
	5.254		287.95-322	移動 J71 航空移動	公共業務用 小電力業務用 公共業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。
312-315	固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5.254 5.255					
315-322	固定 移動					
	5.254					
322-328.6	固定 移動 電波天文		322-322.425 J36	移動 電波天文	小電力業務用	ラジオマイク用とし、割当ては別表9-6による。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
	5. 149		322. 425-328. 6 J36	移動 電波天文	公共業務用	
328. 6-335. 4	航空無線航行		328. 6-335. 4	航空無線航行	公共業務用	I L S グライドパス用とし、割当ては別表2-3による。
	5. 258 5. 259					
335. 4-387	固定 移動		335. 4-347. 7 J66 J72 J73	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、351. 9-364. 2MHz 帯と対とする。
			347. 7-348. 55	固定 移動	公共業務用	
			348. 55-348. 8125	移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表7-2による。 使用は、平成34年11月30日までに限る。
			348. 8125-351. 9	固定 移動	公共業務用 一般業務用 公共業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用	簡易無線通信業務用への割当ては、別表7-3による。
			351. 9-364. 2 J66 J72 J73	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、335. 4-347. 7MHz 帯と対とする。
			364. 2-365. 8	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
			365. 8-368. 2 J66	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、383. 8-386. 2MHz 帯と対とする。
			368. 2-369. 1	固定	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、386. 2-387. 1MHz 帯と対とする。
			369. 1-369. 5	固定	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、387. 1-387. 5MHz 帯と対とする。
			369. 5-370	固定	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、387. 5-388MHz 帯と対とする。
			370-370. 6	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、388-388. 6MHz 帯と対とする。
			370. 6-370. 85	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	
			370. 85-372. 2	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	二周波方式による使用は、394. 95-396. 3MHz 帯と対とする。
			372. 2-373. 8	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
			373. 8-375. 4	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、390. 1-391. 7MHz 帯と対とする。
			375. 4-379	固定 移動	公共業務用	
			379-380. 2	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、393. 1-394. 3MHz 帯と対とする。
			380. 2-381. 325	移動	小電力業務用	コードレス電話用とし、割当ては別表8-3による。
			381. 325-382. 2	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	二周波方式による使用は、397. 425-398. 4MHz 帯と対とする。
			382. 2-382. 7	固定 移動	公共業務用	
			382. 7-383. 8	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、398. 7-399. 7875MHz 帯と対とする。
			383. 8-386. 2 J66	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、365. 8-368. 2MHz 帯と対とする。
	5. 254		386. 2-387. 1	固定	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、368. 2-369. 1MHz 帯と対とする。
387-390	固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球)	5. 208A 5. 208B 5. 254 5. 255	387. 1-387. 5	固定	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、369. 1-369. 5MHz 帯と対とする。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
			387.5-388	固定	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、369.5-370MHz 帯と対とする。
			388-388.6	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、370-370.6MHz 帯と対とする。
			388.6-390.1	固定 移動	公共業務用	
390-399.9	固定 移動		390.1-391.7	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、373.8-375.4MHz 帯と対とする。
			391.7-393.1	固定 移動	公共業務用	
			393.1-394.3	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、379-380.2MHz 帯と対とする。
			394.3-394.95	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	
			394.95-396.3	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	二周波方式による使用は、370.85-372.2MHz 帯と対とする。
			396.3-397.425	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
			397.425-398.4	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	二周波方式による使用は、381.325-382.2MHz 帯と対とする。
			398.4-398.7	固定 移動	公共業務用	
			398.7-399.7875	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、382.7-383.8MHz 帯と対とする。
			399.7875-399.9	固定 移動	公共業務用	
399.9-400.05	5.254 移動衛星 (地球から宇宙)	5.209	399.9-400.05 J56	移動衛星 (地球から宇宙) J49	電気通信業務用 公共業務用	
400.05-400.15	5.220 標準周波数報時衛星 (400.1MHz)		400.05-400.15 J74	標準周波数報時衛星	公共業務用	
400.15-401	5.261 5.262 気象援助 気象衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208A 5.208B 5.209 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.263 宇宙運用 (宇宙から地球)		400.15-401 J76	移動衛星 (宇宙から地球) J47 J48 J49 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) J75 宇宙運用 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
401-402	5.262 5.264 地球探査衛星 (地球から宇宙) 気象援助 気象衛星 (地球から宇宙) 宇宙運用 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動を除く。)		401-402	宇宙運用 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 気象衛星 (地球から宇宙) 移動	公共業務用 一般業務用 小電力業務用	体内植込型医療用データ伝送用とし、割当ては別表9-3による。
402-403	地球探査衛星 (地球から宇宙) 気象援助 気象衛星 (地球から宇宙) 固定 移動 (航空移動を除く。)		402-403	気象援助 地球探査衛星 (地球から宇宙) 気象衛星 (地球から宇宙) 固定 J77 移動	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用	気象用ラジオ・ロボット用とし、割当ては別表11-1による。 公共業務用又は一般業務用での使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。 小電力業務用での使用は体内植込型医療用データ伝送用とし、割当ては別表9-3による。
403-406	気象援助		403-406	気象援助	公共業務用	ラジオゾンデ用及び気象用ラジオ・ロボット用とし、割当ては別表11-1による。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
	固定 移動 (航空移動を除く。)			固定 J77	一般業務用 公共業務用 一般業務用	
	5.265			移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	公共業務用又は一般業務用での使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。 小電力業務用での使用は体内植込型医療用データ伝送用及び体内植込型医療用遠隔計測用とし、割当ては別表9-3による。
406-406.1	移動衛星 (地球から宇宙)		406-406.1 J78 J79	移動衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	衛星位置指示無線標識用とし、割当ては406.025MHz、406.028MHz、406.031MHz、406.037MHz 又は 406.04MHz に限る。
	5.265 5.266 5.267					
406.1-410	固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文		406.1-407.7875 J36	固定 陸上移動 電波天文	公共業務用 一般業務用	
			407.7875-408.25 J36	固定 陸上移動 電波天文	公共業務用	二周波方式による使用は、452.3875-452.7MHz 帯又は 453.8875-454.0375MHz 帯と対とする。
			408.25-410 J36	固定 陸上移動 電波天文	公共業務用 一般業務用	
	5.149					
410-420	固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から宇宙) 5.268		410-410.3 J66	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
			410.3-411.0375 J66	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、457.4-457.5125MHz 帯又は 457.5875-458.2375MHz 帯と対とする。
			411.0375-411.3 J66	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 一般業務用	
			411.3-411.35	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、457.3625-457.4125MHz 帯と対とする。
			411.35-412 J66	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、452.7-453.1MHz 帯と対とする。
			412-412.35 J66	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、451.5125-452.3875MHz 帯と対とする。
			412.35-413.69375 J66	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 一般業務用	
			413.69375-414.15	移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	小電力業務用 公共業務用 一般業務用	無線電話用とし、割当ては別表9-8による。
			414.15-414.5 J66	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、451.5125-452.3875MHz 帯と対とする。
			414.5-415.5 J66	固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙)	公共業務用 一般業務用	

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				(4)
			415.5-417.5 J66	J80 固定 陸上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、460-462MHz 帯と対とする。
			417.5-420 J66	J80 固定 陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、454.9125-457.3625MHz 帯と対とする。
420-430	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定		420-430 J81	無線標定 移動 陸上移動	公共業務用 一般業務用 小電力業務用	テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用、無線呼出用並びに無線電話用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表 9-1 に、無線呼出用への割当ては別表 9-5 に、無線電話用への割当ては別表 9-8 による。
430-432	アマチュア 無線標定 5.269 5.270 5.271	430-432 無線標定 アマチュア	430-432	アマチュア J34 無線標定	アマチュア業務用 公共業務用	小電力業務用での使用は医療用テレメーター用及び小電力セキュリティシステム用とし、医療用テレメーター用への割当ては別表 9-2 に、小電力セキュリティシステム用への割当ては別表 8-4 による。
432-438	アマチュア 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.279A 5.138 5.271 5.276 5.277 5.280 5.281 5.282	432-438 無線標定 アマチュア 地球探査衛星 (能動) 5.279A 5.271 5.276 5.277 5.278 5.279 5.281 5.282	432-438 J82	アマチュア J34 移動 J84 無線標定 地球探査衛星 (能動) J83	アマチュア業務用 小電力業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	国際輸送用データ伝送用とし、割当ては別表 9-4 による。
438-440	アマチュア 無線標定 5.271 5.274 5.275 5.276 5.277 5.283	438-440 無線標定 アマチュア 5.271 5.276 5.277 5.278 5.279	438-440	アマチュア J34 無線標定	アマチュア業務用 公共業務用	
440-450	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定 5.269 5.270 5.271 5.284 5.285 5.286		440-450 J81 J85	無線標定 移動 陸上移動	公共業務用 一般業務用 小電力業務用 小電力業務用 一般業務用	テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに無線電話用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表 9-1 に、無線電話用への割当ては別表 9-8 による。
450-455	固定 移動 5.286AA		450-451.5125 J85	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、458.2375-459.5125MHz 帯と対とする。
			451.5125-452.3875	固定 移動	公共業務用	二周波方式による使用は、412-412.35MHz 帯又は 414.15-414.5MHz 帯と対とする。
			452.3875-452.7	固定 移動	公共業務用	二周波方式による使用は、407.7875-408.25MHz 帯と対とする。
			452.7-453.1	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、411.35-412MHz 帯と対とする。
			453.1-453.8875	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、467.65-468.54375MHz 帯と対とする。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)				
5. 209 5. 271 5. 286 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286D 5. 286E			453. 8875-454. 04375	固定 移動	公共業務用	二周波方式による使用は、407. 7875-408. 25MHz 帯と対とする。	
					陸上移動	一般業務用	二周波方式による使用は、467. 65-468. 54375MHz 帯と対とする。
			454. 04375-454. 2	移動	公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は無線電話用とし、割当ては別表9-8による。	
			454. 2-454. 9125	固定 移動	公共業務用	二周波方式による使用は、465. 2-465. 9125MHz 帯と対とする。	
455-456 固定 移動 5. 286AA 5. 209 5. 271 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286E	455-456 固定 移動 5. 286AA 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 209	455-456 固定 移動 5. 286AA 5. 209 5. 271 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286E	454. 9125-457. 3625	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	二周波方式による使用は、417. 5-420MHz 帯と対とする。	
456-459	固定 移動 5. 286AA			457. 3625-457. 5125	固定 移動	公共業務用	二周波方式による使用は、410. 3-410. 3875MHz 帯又は 411. 3-411. 35MHz 帯と対とする。
			457. 5125-457. 5875	移動	公共業務用 一般業務用	船上通信用とし、割当ては別表3-5による。	
			457. 5875-458. 2375	固定 移動	公共業務用	二周波方式による使用は、410. 4-411. 0375MHz 帯と対とする。	
5. 271 5. 287 5. 288			458. 2375-459. 5125	固定 移動	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、450-451. 5125MHz 帯と対とする。	
459-460 固定 移動 5. 286AA 5. 209 5. 271 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286E	459-460 固定 移動 5. 286AA 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 209	459-460 固定 移動 5. 286AA 5. 209 5. 271 5. 286A 5. 286B 5. 286C 5. 286E	459. 5125-460	固定 移動	放送事業用	二周波方式による使用は、469. 5-470MHz 帯と対とする。	
460-470	固定 移動 5. 286AA 気象衛星 (宇宙から地球)			460-462 J87	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、415. 5-417. 5MHz 帯と対とする。
					気象衛星 (宇宙から地球) J86	公共業務用 一般業務用	
			462-465 J87	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	電気通信業務用の無線呼出用への割当ては、462. 25MHz、462. 275MHz 及び 462. 3MHz に限る。 放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。	
					気象衛星 (宇宙から地球) J86	公共業務用 一般業務用	
			465-465. 175	移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表7-1による。 使用は、平成34年11月30日までに限る。	
			465. 175-465. 2	固定 移動	公共業務用 一般業務用		
			465. 2-465. 9125 J87	固定 移動	公共業務用	二周波方式による使用は、454. 2-454. 9125MHz 帯と対とする。	
					気象衛星 (宇宙から地球) J86	公共業務用 一般業務用	
			465. 9125-467. 5 J87	固定 気象衛星 (宇宙から地球) J86 移動	公共業務用 一般業務用		
					公共業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用	簡易無線通信業務用への割当ては、別表7-3による。	

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
			467.5-467.65	移動	公共業務用 一般業務用	船上通信用とし、割当ては別表3-5による。
			467.65-468.54375 J87	固定 移動 気象衛星(宇宙から地球) J86	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、453.1-454.04375MHz帯と対とする。
			468.54375-468.875 J87	移動 気象衛星(宇宙から地球) J86	簡易無線通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表7-1による。 使用は、平成34年11月30日までに限る。
			468.875-469.425 J87	固定 移動 気象衛星(宇宙から地球) J86	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
			469.425-469.5	移動	小電力業務用	テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。
			469.5-470 J87	固定 移動 気象衛星(宇宙から地球) J86	放送事業用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、459.5125-460MHz帯と対とする。
	5.287 5.288 5.289 5.290					
470-694 放送	470-512 放送 固定 移動 5.292 5.293 5.295	470-585 固定 移動 5.296A 放送 5.291 5.298	470-710 J36 J52 J90	固定 放送 J15 陸上移動 放送 J88 J89	放送事業用 放送用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 放送用	特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とする。 エリア放送用とする。
	512-608 放送 5.295 5.297	585-610 固定 移動 5.296A 放送 無線航行 5.149 5.305 5.306 5.307				
	608-614 電波天文 移動衛星(航空移動衛星 (地球から宇宙)を除く。)	610-890 固定 移動 5.296A 5.313A 5.317A 放送				
5.149 5.291A 5.294 5.296 5.300 5.304 5.306 5.311A 5.312	614-698 放送 固定 移動					
694-790 移動(航空移動を除く。) 5.312A 5.317A 放送	5.293 5.308 5.308A 5.309 5.311A		710-714	陸上移動	放送事業用 一般業務用	特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とする。
	698-806 移動 5.317A 放送 固定		714-750	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
5.300 5.311A 5.312			750-770 J91	陸上移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	700MHz帯高度道路交通システム用とし、小電力業務用への割当ては別表8-10による。
790-862 固定 移動(航空移動を除く。) 5.316B 5.317A	5.293 5.309 5.311A		770-806	移動 J93	電気通信業務用 放送事業用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 放送事業用及び一般業務用での使用は、平成31年3月31日までに限る。 一般業務用での使用は特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とし、 特定ラジオマイク用への割当ては779-788MHz帯及び797-806MHz帯に、デジタル特 定ラジオマイク用への割当ては779-806MHz帯に限る。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
放送 5.312 5.319	806-890 固定 移動 5.317A 放送 5.317 5.318	5.149 5.305 5.306 5.307 5.311A 5.320	806-810	移動	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用はラジオマイク用とし、割当ては別表9-6による。
			810-850 J67	移動 J68	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
862-890 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 放送 5.322 5.319 5.323	890-942 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 放送 5.322 無線標定 5.318 5.325	890-942 固定 移動 5.317A 放送 無線標定	850-860 J67	移動 J68	一般業務用	MC A陸上移動通信用及びデジタルMC A陸上移動通信用とし、930-940 MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年3月31日までは905-915MHz帯と対の二周波方式に使用することができる。
			860-895 J67 J94	移動 J68	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
890-942 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 放送 5.322 無線標定 5.323	902-928 固定 <u>アマチュア</u> 移動(航空移動を除く。) 5.325A 無線標定 5.150 5.325 5.326	942-960 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 無線標定	895-915 J67	移動 J68 J95	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。簡易無線通信業務用での使用はパーソナル無線用とし、割当ては別表7-4による。簡易無線通信業務用での使用は、平成27年11月30日までに限る。一般業務用での使用はMC A陸上移動通信用及びデジタルMC A陸上移動通信用とし、割当ては905-915MHz帯に限るものとし、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。
			915-930 J67	移動 J68	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。
			930-940 J67	移動 J68	一般業務用	MC A陸上移動通信用及びデジタルMC A陸上移動通信用とし、850-860 MHz帯と対の二周波方式に限る。
942-960 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 放送 5.322 5.323	940-960 J67 J94	940-960 J67 J94	940-960 J67 J94	移動 J68 J95	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 小電力魚無用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。簡易無線通信業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表7-5による。簡易無線通信業務用、小電力業務用及び一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。
			960-1164	航空無線航行	公共業務用	航空用DME用、タン用、ATCRBS用及びACAS用とし、割当ては別表2-3による。
960-1164	航空無線航行 5.328 航空移動 (R) 5.327A	960-1164	航空無線航行	公共業務用	航空用DME用、タン用、ATCRBS用及びACAS用とし、割当ては別表2-3による。	

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
	5.328AA				
1164-1215	航空無線航行 5.328 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.328B	5.328B	1164-1215 J97	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J98	公共業務用 一般業務用
	5.328A			航空無線航行	公共業務用 航空用DME用及びタンク用とし、割当ては別表2-3による。
1215-1240	地球探査衛星 (能動) 無線標定 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.328B 5.329 5.329A 宇宙研究 (能動)	5.328B 5.329	1215-1240	移動	小電力業務用 一般業務用 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。 一般業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表6-1による。
	5.330 5.331 5.332			無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J98 J99 J100 無線標定 地球探査衛星 (能動) J101 宇宙研究 (能動) J101	公共業務用 一般業務用
1240-1300	地球探査衛星 (能動) 無線標定 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.328B 5.329 5.329A 宇宙研究 (能動) アマチュア	5.328B 5.329	1240-1260	移動	放送事業用 小電力業務用 一般業務用 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。 一般業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表6-1による。
	5.330 5.331 5.332			無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J98 J99 J100 無線標定 地球探査衛星 (能動) J101 宇宙研究 (能動) J101	公共業務用 一般業務用
	5.282 5.330 5.331 5.332 5.335 5.335A		1260-1300 J82	移動 J103	公共業務用 放送事業用 一般業務用
				無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J98 J99 J100 無線標定 地球探査衛星 (能動) J102 宇宙研究 (能動) J102 アマチュア	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用
1300-1350	航空無線航行 5.337 無線標定 無線航行衛星 (地球から宇宙)		1300-1350 J36 J105	無線航行衛星 (地球から宇宙) 無線標定	公共業務用 一般業務用
	5.149 5.337A			航空無線航行 J104	公共業務用 航空路監視用レーダー(ARSR)用とする。
1350-1400 固定 移動 無線標定	1350-1400 無線標定 5.338A		1350-1400 J36 J106	無線標定	公共業務用 一般業務用
5.149 5.338 5.338A 5.339	5.149 5.334 5.339				
1400-1427	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		1400-1427 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文	

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件		
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				(4)	(5)
5.340 5.341							
1427-1429	宇宙運用 (地球から宇宙) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.341A 5.341B 5.341C		1427-1429	固定 宇宙運用 (地球から宇宙) 移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1427.9-1429MHz帯に限る。 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	
5.338A 5.341							
1429-1452	1429-1452 固定 移動 5.341B 5.341C 5.343		1429-1475.9 J67	固定 移動	電気通信業務用 電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1429-1462.9MHz帯に限る。 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	
5.338A 5.341 5.342							
1452-1492	1452-1492 固定 移動 5.341B 5.343 5.346A 放送 放送衛星 5.208B						
5.341 5.342 5.345							
1492-1518	1492-1518 固定 移動 5.341B 5.343		1475.9-1518 J67 J94	固定 移動	電気通信業務用 電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1475.9-1510.9MHz帯に限る。 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	
5.341 5.342							
1518-1525	1518-1525 固定 移動 5.343 移動衛星 (宇宙から地球) 5.348 5.348A 5.348B 5.351A		1492-1518 固定 移動 5.341C				
5.341 5.342							
1518-1525	1518-1525 固定 移動 5.343 移動衛星 (宇宙から地球) 5.348 5.348A 5.348B 5.351A		1518-1525 J67	移動 移動衛星 (宇宙から地球) J109 J110 J111 J112	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	携帯無線通信用とする。	
5.341 5.342							
1525-1530	1525-1530 宇宙運用 (宇宙から地球) 固定 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A 地球探査衛星 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.349		1525-1530 宇宙運用 (宇宙から地球) 固定 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A 地球探査衛星 移動 5.349	1525-1530 J113 J114 J115	移動衛星 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
5.341 5.342 5.350 5.351 5.352A 5.354							
1530-1535	1530-1535 宇宙運用 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A 5.353A 地球探査衛星 固定 移動 (航空移動を除く。)		1530-1544 J114 J115 J116	移動衛星 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。	
5.341 5.342 5.351 5.354							
1535-1559	移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.351A						
			1544-1545 J115 J117	移動衛星 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。	

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				(4)
			1545-1555 J114 J115 J119 J120	移動衛星 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	公共業務用での使用は、COSPAS/SARSAT及びLUT用とする。 船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
	5.341 5.351 5.353A 5.354 5.355 5.356 5.357 5.357A 5.359 5.362A		1555-1559 J114 J115	移動衛星 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
1559-1610	航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.208B 5.328B 5.329A 5.341		1559-1610	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98 J100 J120A 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
1610-1610.6 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 5.341 5.355 5.359 5.364 5.366 5.367 5.368 5.369 5.371 5.372	1610-1610.6 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) 5.341 5.364 5.366 5.367 5.368 5.370 5.372	1610-1610.6 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) 5.341 5.355 5.359 5.364 5.366 5.367 5.368 5.369 5.372	1610-1610.6 J36 J121 J122 J123 J124	移動衛星 (地球から宇宙) J47 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) J125	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。
1610.6-1613.8 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 電波天文 航空無線航行 5.149 5.341 5.355 5.359 5.364 5.366 5.367 5.368 5.369 5.371 5.372	1610.6-1613.8 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 電波天文 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) 5.149 5.341 5.364 5.366 5.367 5.368 5.370 5.372	1610.6-1613.8 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 電波天文 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) 5.149 5.341 5.355 5.359 5.364 5.366 5.367 5.368 5.369 5.372	1610.6-1613.8 J36 J121 J122 J123 J124	移動衛星 (地球から宇宙) J47 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) J125 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。
1613.8-1626.5 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.341 5.355 5.359 5.364 5.365 5.366 5.367 5.368 5.369 5.371 5.372	1613.8-1626.5 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 5.341 5.364 5.365 5.366 5.367 5.368 5.370 5.372	1613.8-1626.5 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 移動衛星 (宇宙から地球) 5.208B 無線測位衛星 (地球から宇宙) 5.341 5.355 5.359 5.364 5.365 5.366 5.367 5.368 5.369 5.372	1613.8-1626.5 J36 J121 J122 J123 J124 J126	移動衛星 (地球から宇宙) J47 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) J125	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。
1626.5-1660	移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A		1626.5-1631.5 J114 J115 J116	移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
			1631.5-1636.5 J114 J115 J116 J127	移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
			1636.5-1645.5 J114 J115 J116	移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
			1645.5-1646.5 J115 J118	移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
			1646.5-1656.5 J114 J115 J120 J128	移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
	5.341 5.351 5.353A 5.354 5.355 5.357A 5.359 5.362A 5.374 5.375 5.376		1656.5-1660 J114 J115 J127	移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。
1660-1660.5	移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A		1660-1660.5	移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
	電波天文 5.149 5.341 5.351 5.354 5.362A 5.376A		J36 J114 J115 J129	電波天文	公共業務用 一般業務用	航空機地球局への割当ては、別表5による。
1660.5-1668	電波天文 宇宙研究 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.149 5.341 5.379 5.379A		1660.5-1668 J36	宇宙研究 (受動) 電波天文		
1668-1668.4	移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 5.379B 5.379C 電波天文 宇宙研究 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.149 5.341 5.379 5.379A		1668-1668.4 J36 J130	移動衛星 (地球から宇宙) J112 J131 J132 宇宙研究 (受動) 電波天文	電気通信業務用 公共業務用	
1668.4-1670	気象援助 固定 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 5.379B 5.379C 電波天文 5.149 5.341 5.379D 5.379E		1668.4-1670 J36 J130 J133	移動衛星 (地球から宇宙) J112 J131 J132 気象援助 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
1670-1675	気象援助 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 5.379B 5.341 5.379D 5.379E 5.380A		1670-1675 J130 J133 J134	移動 移動衛星 (地球から宇宙) J112 J131 気象援助 気象衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用 一般業務用	ラジオゾンデ用とし、公共業務用への割当ては別表11-1による。
1675-1690	気象援助 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.341		1675-1690	移動 気象援助 気象衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ラジオゾンデ用とし、公共業務用への割当ては別表11-1による。
1690-1700 気象援助 気象衛星 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.289 5.341 5.382	1690-1700 気象援助 気象衛星 (宇宙から地球) 5.289 5.341 5.381 5.382		1690-1700 J87	気象援助 気象衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
1700-1710 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.289 5.341	1700-1710 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.289 5.341 5.384		1700-1710 J87	気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
1710-1930	固定 移動 5.384A 5.388A 5.388B 5.149 5.341 5.385 5.386 5.387 5.388		1710-1850 J36 J94 J135	固定 移動 J136	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	この周波数の使用は、平成37年3月31日までに限る。 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
			1850-1885 J94	移動 J136	電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用	電気通信業務用での使用はPHS用及び携帯無線通信用とし、PHS用への割当ては別表8-7に、携帯無線通信用への割当ては別表10-2による。 小電力業務用での使用はPHS用とし、割当ては別表8-7による。
1930-1970 固定	1930-1970 固定	1930-1970 固定	1885-1980 J137	移動 J138 J139	電気通信業務用 小電力業務用	電気通信業務用での使用はPHS用及び携帯無線通信用とし、PHS用への割当ては別表8-7に、携帯無線通信用への割当ては別表10-2による。 小電力業務用での使用はデジタルコードレス電話用及びPHS用とし、デジタルコ

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
移動 5.388A 5.388B 5.388	移動 5.388A 5.388B 移動衛星 (地球から宇宙) 5.388	移動 5.388A 5.388B 5.388			ードレス電話用への割当ては別表8-6に、PHS用への割当ては別表8-7による。
1970-1980	固定 移動 5.388A 5.388B 5.388				
1980-2010	固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5.351A 5.388 5.389A 5.389B 5.389F		1980-2010 J137 J140	移動 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用
2010-2025 固定 移動 5.388A 5.388B 5.388	2010-2025 固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5.388 5.389C 5.389E	2010-2025 固定 移動 5.388A 5.388B 5.388	2010-2025 J137	移動 J138 J139	電気通信業務用 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。
2025-2110	宇宙運用 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 固定 移動 5.391 宇宙研究 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 5.392		2025-2110 J142	宇宙運用 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 宇宙研究 (地球から宇宙) (宇宙から宇宙) 移動 J141	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用
2110-2120	固定 移動 5.388A 5.388B 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙) 5.388		2110-2120 J94 J137	移動 J138 J139 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
2120-2160 固定 移動 5.388A 5.388B 5.388	2120-2160 固定 移動 5.388A 5.388B 移動衛星 (宇宙から地球) 5.388	2120-2160 固定 移動 5.388A 5.388B 5.388	2120-2170 J94 J137	移動 J138 J139	電気通信業務用 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
2160-2170 固定 移動 5.388A 5.388B 5.388	2160-2170 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 5.388 5.389C 5.389E	2160-2170 固定 移動 5.388A 5.388B 5.388			
2170-2200	固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 5.388 5.389A 5.389F		2170-2200 J137 J140	移動 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用
2200-2290	宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 固定 移動 5.391 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.392		2200-2290 J142	宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 移動 J141	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用
2290-2300	固定		2290-2300	固定	公共業務用

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
	移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)			移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)	一般業務用	
2300-2450 固定 移動 5.384A <u>アマチュア</u> <u>無線標定</u>	2300-2450 固定 移動 5.384A 無線標定 <u>アマチュア</u>		2300-2330	固定 移動	公共業務用	
			2330-2370	固定 移動	公共業務用 放送事業用	
			2370-2400	固定 移動	公共業務用	
			2400-2450 J37 J82	移動	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表8-5に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。
			5.150 5.282 5.395	5.150 5.282 5.393 5.394 5.396	無線標定 <u>アマチュア</u>	公共業務用 アマチュア業務用
2450-2483.5 固定 移動 無線標定 5.150	2450-2483.5 固定 移動 無線標定 5.150		2450-2483.5 J37	移動	小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表8-5に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。
				無線標定	公共業務用	
2483.5-2500 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 無線測位衛星 (宇宙から地球) 5.398 <u>無線標定</u> 5.398A 5.150 5.399 5.401 5.402	2483.5-2500 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 無線標定 無線測位衛星 (宇宙から地球) 5.398	2483.5-2500 固定 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 無線標定 無線測位衛星 (宇宙から地球) 5.398	2483.5-2500 J37 J144	移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	公共業務用のうち、道路交通情報通信 (VICS) 用への割当ては、2499.7MHzに限る。 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
				移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
				無線測位衛星 (宇宙から地球) J143	公共業務用 一般業務用	
				無線標定	公共業務用	
2500-2520 固定 5.410 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 5.412	2500-2520 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A	2500-2520 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 5.407 5.414 5.414A 5.404 5.415A	2500-2535 J146 J147	移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (宇宙から地球) J145	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。
				移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	
				移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	
2520-2655 固定 5.410 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 放送衛星 5.413 5.416 5.339 5.412 5.418B	2520-2655 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 放送衛星 5.413 5.416	2520-2535 固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球) 5.415 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 放送衛星 5.413 5.416 5.403 5.414A 5.415A	2535-2545	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	
		2535-2655 固定 5.410 移動 (航空移動を除く。) 5.384A 放送衛星 5.413 5.416 5.339 5.418 5.418A	2545-2655 J94	移動 (航空移動を除く。) J148	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム用とし、割当ては別表10-4による。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				(4)
5. 418C	5. 339 5. 418B 5. 418C	5. 418B 5. 418C				
2655-2670 固定 5. 410 移動 (航空移動を除く。) 5. 384A 放送衛星 5. 208B 5. 413 5. 416 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	2655-2670 固定 5. 410 固定衛星 (地球から宇宙) (宇宙から地球) 5. 208B 5. 415 移動 (航空移動を除く。) 5. 384A 放送衛星 5. 208B 5. 413 5. 416 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	2655-2670 固定 5. 410 固定衛星 (地球から宇宙) 5. 415 移動 (航空移動を除く。) 5. 384A 放送衛星 5. 208B 5. 413 5. 416 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	2655-2690 J36 J149	移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) J150	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。
5. 149 5. 412	5. 149	5. 149 5. 420				
2670-2690 固定 5. 410 移動 (航空移動を除く。) 5. 384A 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	2670-2690 固定 5. 410 固定衛星 (地球から宇宙) (宇宙から地球) 5. 208B 5. 415 移動 (航空移動を除く。) 5. 384A 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 351A 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	2670-2690 固定 5. 410 固定衛星 (地球から宇宙) 5. 415 移動 (航空移動を除く。) 5. 384A 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 351A 5. 419 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)				
5. 149 5. 412	5. 149	5. 149				
2690-2700	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		2690-2700 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
	5. 340 5. 422					
2700-2900	航空無線航行 5. 337 無線標定 5. 423 5. 424		2700-2900	航空無線航行 J104 無線標定 J151	公共業務用 公共業務用	空港監視レーダー (ASR) 用とする。
2900-3100	無線標定 5. 424A 無線航行 5. 426 5. 425 5. 427		2900-3100 J152 J154	無線航行 J153 無線標定 J155	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	船舶無線航行用レーダー用とする。
3100-3300	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 5. 149 5. 428		3100-3300 J36 J156	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	
3300-3400 無線標定 5. 149 5. 429 5. 429A 5. 429B 5. 430	3300-3400 無線標定 アマチュア 固定 移動 5. 149 5. 429C 5. 429D	3300-3400 無線標定 アマチュア 5. 149 5. 429 5. 429E 5. 429F	3300-3400 J36	移動 無線標定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	
3400-3600 固定 固定衛星 (宇宙から地球)	3400-3500 固定 固定衛星 (宇宙から地球)	3400-3500 固定 固定衛星 (宇宙から地球)	3400-3456 J157 J216	固定 移動 (航空移動を除く。) 固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 放送事業用 電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信とし、割当ては別表 10-3 による。 放送事業用での使用は、平成 34 年 11 月 30 日までに限る。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
移動 (航空移動を除く。) 5.430A <u>無線標定</u>	移動 (航空移動を除く。) 5.431A 5.431B アマチュア <u>無線標定</u> 5.433	アマチュア 移動 5.432 5.432B <u>無線標定</u> 5.433	3456-3600 J157 J216	固定衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-3 による。
	5.282	5.282 5.432A		移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	
5.431	3500-3600 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.431B <u>無線標定</u> 5.433	3500-3600 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.433A <u>無線標定</u> 5.433				
3600-4200 固定 固定衛星 (宇宙から地球) <u>移動</u>	3600-3700 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 5.434 <u>無線標定</u> 5.433	3600-3700 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) <u>無線標定</u>	3600-4200 J158	固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
	3700-4200 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)	5.435		移動	電気通信業務用	
4200-4400	航空移動 (R) 5.436 航空無線航行 5.438		4200-4400 J159	航空移動 (R) J159A 航空無線航行 J160 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	公共業務用 一般業務用	
4400-4500	5.437 5.439 5.440 固定 移動 5.440A		4400-4500	移動	電気通信業務用	
4500-4800	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441 移動 5.440A		4500-4800	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J161 移動	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	
4800-4990	固定 移動 5.440A 5.441A 5.441B 5.442 <u>電波天文</u>		4800-4900 J36	移動 J162 <u>電波天文</u>	電気通信業務用	
4990-5000	5.149 5.339 5.443		4900-5000 J36 J106	移動 J162	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	5 GHz 帯無線アクセスシステム用とし、割当ては別表 11-2 による。
	固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.149			<u>電波天文</u>		
5000-5010	航空移動衛星 (R) 5.443AA 航空無線航行 無線航行衛星 (地球から宇宙)		5000-5010	航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行 無線航行衛星 (地球から宇宙) J120A	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
5010-5030	航空移動衛星 (R) 5.443AA 航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.328B 5.443B		5010-5030	航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から宇宙) (宇宙から地球) J98 J164	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
5030-5091	航空移動 (R) 5.443C 航空移動衛星 (R) 5.443D 航空無線航行		5030-5091 J165	航空移動 (R) J169 航空移動衛星 (R) J170 航空無線航行	公共業務用 公共業務用	MLS 用とし、割当ては別表 2-3 による。

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				(4)
	5.444					
5091-5150	固定衛星 (地球から宇宙) 5.444A 航空移動 5.444B 航空移動衛星 (R) 5.443AA 航空無線航行		5091-5150 J167	固定衛星 (地球から宇宙) J168 航空移動 J166 航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用	
	5.444					
5150-5250	航空無線航行 固定衛星 (地球から宇宙) 5.447A 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.446B		5150-5250 J171 J172	固定衛星 (地球から宇宙) J168 移動 J173 J174 J175	電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
	5.446 5.446C 5.447 5.447B 5.447C					
5250-5255	地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 5.447D 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.447F		5250-5255 J176 J177 J178	移動 J173 J175 J179 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究	小電力業務用 公共業務用 一般業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
	5.447E 5.448 5.448A					
5255-5350	地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 (能動) 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.447F		5255-5350 J176 J178	移動 J173 J175 J179 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	小電力業務用 公共業務用 一般業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
	5.447E 5.448 5.448A					
5350-5460	地球探査衛星 (能動) 5.448B 宇宙研究 (能動) 5.448C 航空無線航行 5.449 無線標定 5.448D		5350-5460 J180	航空無線航行 無線標定 J182 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) J181	公共業務用 一般業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	航空機無線航行用レーダー用とする。
5460-5470	無線航行 5.449 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 無線標定 5.448D		5460-5470 J180	航空無線航行 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 無線標定 J182	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
	5.448B					
5470-5570	海上無線航行 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.450A 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 無線標定 5.450B		5470-5570 J180	移動 J173 J175 J183 海上無線航行 無線標定 J184 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。 船舶無線航行用レーダー用とする。
	5.448B 5.450 5.451					
5570-5650	海上無線航行 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.450A 無線標定 5.450B		5570-5650	移動 J173 J175 J183 海上無線航行 無線標定 J184	電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 公共業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。 船舶無線航行用レーダー用とする。
	5.450 5.451 5.452					
5650-5725	無線標定 移動 (航空移動を除く。) 5.446A 5.450A アマチュア 宇宙研究 (深宇宙)		5650-5725 J82	移動 J183 無線標定 アマチュア	公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 アマチュア業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
	5.282 5.451 5.453 5.454 5.455					

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
	5. 458 5. 459			J188		
7235-7250	固定 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5. 460A		7235-7250	固定 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) J188A	公共業務用	
	5. 458					
7250-7300	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動		7250-7425 J189 J189A	固定 固定衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	5. 461					
7300-7375	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)		7425-7750 J187A J189B	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	5. 461					
7375-7450	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5. 461AA 5. 461AB			固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
	5. 461					
7450-7550	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5. 461AA 5. 461AB 気象衛星 (宇宙から地球)					
	5. 461A					
7550-7750	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5. 461AA 5. 461AB					
	5. 461					
7750-7900	固定 気象衛星 (宇宙から地球) 5. 461B 移動 (航空移動を除く。)		7750-7900	固定 移動 (航空移動を除く。) 気象衛星 (宇宙から地球) J190	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
	5. 461					
7900-8025	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動		7900-8025 J191	固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
	5. 461					
8025-8175	地球探査衛星 (宇宙から地球) 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5. 463		8025-8175 J191A	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
	5. 462A					
8175-8215	地球探査衛星 (宇宙から地球) 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 気象衛星 (地球から宇宙) 移動 5. 463		8175-8215 J191A	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) 気象衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
	5. 462A					
8215-8400	地球探査衛星 (宇宙から地球) 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5. 463		8215-8400 J191A	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
8400-8500	5.462A 固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.465 5.466		8400-8500 固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球) J192	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
8500-8550	無線標定		8500-8550 無線標定	公共業務用	
8550-8650	5.468 5.469 無線標定 宇宙研究 (能動) 地球探査衛星 (能動)		8550-8650 J193 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
8650-8750	5.468 5.469 5.469A 無線標定		8650-8750 無線標定	公共業務用	
8750-8850	5.468 5.469 無線標定 航空無線航行 5.470		8750-8850 航空無線航行 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
8850-9000	5.471 無線標定 海上無線航行 5.472		8850-9000 海上無線航行 J194 無線標定	公共業務用 一般業務用	
9000-9200	5.473 航空無線航行 5.337 無線標定		9000-9200 J195 航空無線航行 J104 無線標定	公共業務用	
9200-9300	5.471 5.473A 海上無線航行 5.472 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C		9200-9300 J194 海上無線航行 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用	捜索救助用レーダートランスポンダ用とする。
9300-9500	5.473 5.474 5.474D 無線航行 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)		9300-9500 J197 J198 J199 海上無線航行 J154 航空無線航行 J196 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポンダ用及び船舶無線航行用レーダー用とする。 航空機無線航行用レーダー用とする。
9500-9800	5.427 5.474 5.475 5.475A 5.475B 5.476A 無線標定 無線航行 宇宙研究 (能動) 地球探査衛星 (能動)		9500-9800 J199 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	
9800-9900	5.476A 無線標定 固定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)		9800-10000 J200 J201 J202 固定 無線標定	公共業務用 一般業務用	
9900-10000	5.477 5.478 5.478A 5.478B 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C 固定				
	5.474D 5.477 5.478 5.479				

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
10-10.4 固定 移動 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C <u>アマチュア</u> 5.474D 5.479	10-10.4 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C <u>アマチュア</u> 5.474D 5.479 5.480	10-10.4 固定 移動 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C <u>アマチュア</u> 5.474D 5.479	10-10.25 J202	無線標定 <u>アマチュア</u>	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	
			10.25-10.45	固定 移動	放送事業用	
10.4-10.45 固定 移動 無線標定 <u>アマチュア</u>	10.4-10.45 無線標定 <u>アマチュア</u> 5.480	10.4-10.45 固定 移動 無線標定 <u>アマチュア</u>				
10.45-10.5	無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛星</u> 5.481		10.45-10.5 J203	<u>アマチュア</u> アマチュア衛星	アマチュア業務用	
10.5-10.55 固定 移動 無線標定	10.5-10.55 固定 移動 無線標定		10.5-10.55	無線標定	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。
10.55-10.6	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定		10.55-10.6	固定 移動 (航空移動を除く。)	放送事業用	
10.6-10.68	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 宇宙研究 (受動) 無線標定 5.149 5.482 5.482A		10.6-10.68 J36	固定 移動 (航空移動を除く。) 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文	放送事業用	
10.68-10.7	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340 5.483		10.68-10.7	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
10.7-10.95 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441 (地球から宇宙) 5.484 移動 (航空移動を除く。)	10.7-10.95 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441 移動 (航空移動を除く。)	10.7-11.7	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		
			固定衛星 (宇宙から地球) J161 J206 移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用	臨時回線用とする。	
10.95-11.2 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B (地球から宇宙) 5.484 移動 (航空移動を除く。)	10.95-11.2 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 移動 (航空移動を除く。)					
11.2-11.45 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441 (地球から宇宙) 5.484 移動 (航空移動を除く。)	11.2-11.45 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441 移動 (航空移動を除く。)					

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)		
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)					
11.45-11.7 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B (地球から宇宙) 5.484 移動 (航空移動を除く。)	11.45-11.7 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 移動 (航空移動を除く。)							
11.7-12.5 固定 移動 (航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492 5.487 5.487A	11.7-12.1 固定 5.486 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.488 移動 (航空移動を除く。) 5.485	11.7-12.2 固定 移動 (航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492 5.487 5.487A	11.7-12.2 J204 J205	放送 J15 放送衛星 J15	放送用 放送用	割当ては、別表1-2による。		
	12.1-12.2 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.488 5.485 5.489	12.2-12.7 固定 移動 (航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492	12.2-12.5 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484B 移動 (航空移動を除く。) 放送 5.484A 5.487	12.2-12.5	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J208 移動衛星 (宇宙から地球) 放送衛星 J88 放送衛星 J15		電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 放送用 放送用	放送事業用での使用は、衛星補助放送の放送番組中継用とする。
	12.5-12.75 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B (地球から宇宙) 5.494 5.495 5.496	12.7-12.75 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 (航空移動を除く。)	12.5-12.75 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 移動 (航空移動を除く。) 放送衛星 5.493	12.5-12.75	固定衛星 (宇宙から地球) J206 移動衛星 (宇宙から地球) 放送衛星 J88 放送衛星 J15		電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 放送用 放送用	
	12.75-13.25	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.441 移動 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)		12.75-12.95 12.95-13.25	固定衛星 (地球から宇宙) J161 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球) 固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J161		電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	
13.25-13.4	地球探査衛星 (能動) 航空無線航行 5.497 宇宙研究 (能動) 5.498A 5.499		13.25-13.4 J209	航空無線航行 J210 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 公共業務用 一般業務用			
13.4-13.65 固定衛星 (宇宙から地球) 5.499A 5.499B 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5.499C 5.499D 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙) 5.499 5.499E 5.500 5.501	13.4-13.65 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5.499C 5.499D 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)		13.4-13.65 J212	無線航行 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 J212A J212B 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用 公共業務用			

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
5.501B	5.499 5.500 5.501 5.501B					
13.65-13.75	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5.501A <u>標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)</u>		13.65-13.75 J211 J212	無線航行 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 J211 <u>標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)</u>	公共業務用 一般業務用 公共業務用	
13.75-14	5.499 5.500 5.501 5.501B 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 無線標定 <u>地球探査衛星</u> <u>標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)</u> 宇宙研究		13.75-14 J213 J214	固定衛星 (地球から宇宙) J206 無線航行 無線標定 <u>地球探査衛星</u> 宇宙研究 <u>標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)</u>	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用及び衛星補助放送の放送番組中継用とする。
14-14.25	5.499 5.500 5.501 5.502 5.503 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 無線航行 5.504 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.504C 5.506A 宇宙研究		14-14.4 J207	固定衛星 (地球から宇宙) J186 J206 <u>移動衛星 (地球から宇宙)</u> J215	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、放送用のフィードリンク用を含む。 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。
14.25-14.3	5.504A 5.505 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 無線航行 5.504 <u>移動衛星 (地球から宇宙)</u> 5.504B 5.506A 5.508A 宇宙研究					
14.3-14.4	5.504A 5.505 5.508 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星 (地球から宇宙)</u> 5.504B 5.506A 5.509A 無線航行衛星	14.3-14.4 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.484A 5.484B 5.506 5.506B <u>移動衛星 (地球から宇宙)</u> 5.506A <u>無線航行衛星</u>	14.3-14.4 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星 (地球から宇宙)</u> 5.504B 5.506A 5.509A 無線航行衛星			
14.4-14.47	5.504A 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星 (地球から宇宙)</u> 5.504B 5.506A 5.509A 宇宙研究 (宇宙から地球)		14.4-14.47 J207	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J186 J206 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星 (地球から宇宙)</u> J215	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、放送用のフィードリンク用を含む。 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。 電気通信業務用での使用は、臨時回線用に限る。
14.47-14.5	5.504A 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星 (地球から宇宙)</u> 5.504B 5.506A 5.509A <u>電波天文</u>		14.47-14.5 J207	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J186 J206 移動 (航空移動を除く。) <u>移動衛星 (地球から宇宙)</u> J215 <u>電波天文</u>	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、放送用のフィードリンク用を含む。 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。 臨時回線用に限る。
14.5-14.75	5.149 5.504A 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.509B 5.509C 5.509D 5.509E 5.509F 5.510		14.5-15.35 J106	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
	移動 宇宙研究 5.509G			移動 宇宙研究	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、臨時回線用とする。 公共業務用での使用は、画像伝送用とする。
14.75-14.8 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.510 移動 宇宙研究 5.509G		14.75-14.8 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.509B 5.509C 5.509D 5.509E 5.509F 5.510 移動 宇宙研究 5.509G				
14.8-15.35	固定 移動 宇宙研究 5.339					
15.35-15.4	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340 5.511		15.35-15.4 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
15.4-15.43	無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行		15.4-15.43	航空無線航行 無線標定 J219 J220	公共業務用	
15.43-15.63	固定衛星 (地球から宇宙) 5.511A 無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行 5.511C		15.43-15.63 J218	固定衛星 (地球から宇宙) J217 航空無線航行 無線標定 J219 J220	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用	
15.63-15.7	無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行		15.63-15.7	航空無線航行 無線標定 J219 J220	公共業務用	
15.7-16.6	無線標定 5.512 5.513		15.7-17.2	無線標定	公共業務用 一般業務用	
16.6-17.1	無線標定 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙) 5.512 5.513					
17.1-17.2	無線標定 5.512 5.513					
17.2-17.3	地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 (能動) 5.512 5.513 5.513A		17.2-17.3 J221	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	
17.3-17.7 固定衛星 (地球から宇宙) 5.516 (宇宙から地球) 5.516A 5.516B 無線標定 5.514	17.3-17.7 固定衛星 (地球から宇宙) 5.516 放送衛星 無線標定 5.514 5.515	17.3-17.7 固定衛星 (地球から宇宙) 5.516 無線標定 5.514	17.3-17.7	固定衛星 (地球から宇宙) J222	公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダリンク用とする。11.7-12.2GHz帯を使用した衛星基幹放送局のフィーダリンク用への割当ては、別表1-2による。
17.7-18.1 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A (地球から宇宙) 5.516 移動	17.7-17.8 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.517 (地球から宇宙) 5.516 放送衛星 移動 5.515	17.7-18.1 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A (地球から宇宙) 5.516 移動	17.7-17.82	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J206 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J222	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダリンク用とする。11.7-12.2GHz帯を使用した衛星基幹放送局のフィーダリンク用への割当ては、別表1-2による。

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
	17.8-18.1 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A (地球から宇宙) 5.516 移動		17.82-17.85	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				固定衛星 (宇宙から地球) J206 移動	電気通信業務用 公共業務用	
				固定衛星 (地球から宇宙) J222	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
	17.85-17.97		固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、エントランス回線用とする。	
			固定衛星 (宇宙から地球) J206	電気通信業務用 公共業務用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。	
			固定衛星 (地球から宇宙) J222	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用		
5.519	17.97-18.1	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J206 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。		
		固定衛星 (地球から宇宙) J222	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用			
18.1-18.4	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.516B (地球から宇宙) 5.520 移動 5.519 5.521	18.1-18.4 J223	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J206 (地球から宇宙) J222 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		
18.4-18.6	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.516B 移動		18.4-18.57	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J206 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
			18.57-18.6	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				固定衛星 (宇宙から地球) J206 移動	電気通信業務用 公共業務用	
18.6-18.8 地球探査衛星 (受動) 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.522B 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (受動) 5.522A 5.522C	18.6-18.8 地球探査衛星 (受動) 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 5.522B 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (受動) 5.522A	18.6-18.8 地球探査衛星 (受動) 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.522B 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (受動) 5.522A	18.6-18.72 J224	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、エントランス回線用とする。
				固定衛星 (宇宙から地球) J225	電気通信業務用 公共業務用	
			18.72-18.8 J224	固定 移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	
				固定衛星 (宇宙から地球) J225 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用	
18.8-19.3	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 5.523A 移動		18.8-19.22	固定 移動	電気通信業務用	
				固定衛星 (宇宙から地球) J226	電気通信業務用 公共業務用	
			19.22-19.3	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				(4)
				固定衛星 (宇宙から地球) J226	一般業務用	
19.3-19.7	固定 固定衛星 (宇宙から地球) (地球から宇宙) 5.523D 5.523E 移動	5.523B 5.523C	19.3-19.7	固定 固定衛星 (宇宙から地球) (地球から宇宙) J227 J228 J229 J230 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
19.7-20.1	19.7-20.1 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 移動衛星 (宇宙から地球)	19.7-20.1 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 移動衛星 (宇宙から地球)	19.7-20.1	固定 J231 移動 J231 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J232 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
20.1-20.2	固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球)	5.484A 5.484B 5.516B 5.527A	20.1-20.2 J233 J234 J235 J236	固定 J231 移動 J231 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J232 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
20.2-21.2	固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球)	5.524	20.2-21.2	固定 J231 移動 J231 固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用	
21.2-21.4	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 宇宙研究 (受動)		21.2-21.4	固定 移動 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
21.4-22	21.4-22 固定 移動 放送衛星 5.208B	21.4-22 固定 移動 放送衛星 5.208B	21.4-22 J237 J238 J240	固定 移動 放送 J15 放送衛星 J15 J48	公共業務用 放送用	
22-22.21	固定 移動 (航空移動を除く。)		22-22.14 J36	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	5.149		22.14-22.21 J36	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表 10-1 による。
22.21-22.5	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 宇宙研究 (受動)	5.149 5.532	22.21-22.5 J36	固定 移動 (航空移動を除く。) 地球探査衛星 (受動) J241 宇宙研究 (受動) J241 電波天文	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	エントランス回線用とする。 割当ては、別表 10-1 による。
22.5-22.55	固定 移動		22.5-22.55	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	エントランス回線用とする。
22.55-23.15	固定 衛星間 5.338A 移動		22.55-22.6	固定 衛星間	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	エントランス回線用とする。

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
	宇宙研究 (地球から宇宙) 5.532A			移動 宇宙研究 (地球から宇宙) J242	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
			22.6-22.74	固定 衛星間 移動 宇宙研究 (地球から宇宙) J242	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
			22.74-23 J36	固定 衛星間 移動 宇宙研究 (地球から宇宙) J242	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表 10-1 による。
	5.149		23-23.2 J36	固定 衛星間	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	エントランス回線用とする。
23.15-23.55	固定 衛星間 5.338A 移動			宇宙研究 (地球から宇宙) J242	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
			23.2-23.55	固定 移動 衛星間	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
23.55-23.6	固定 移動		23.55-23.6	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
23.6-24	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340		23.6-24 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
24-24.05	アマチュア アマチュア衛星 5.150		24-24.05 J37	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
24.05-24.25	無線標定 アマチュア 地球探査衛星 (能動) 5.150		24.05-24.25 J37	無線標定 地球探査衛星 (能動) アマチュア	公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	小電力業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表 9-12 による。
24.25-24.45 固定	24.25-24.45 無線航行	24.25-24.45 無線航行 固定 移動	24.25-24.45	固定 移動 無線航行	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
24.45-24.65 固定 衛星間	24.45-24.65 衛星間 無線航行 5.533	24.45-24.65 固定 衛星間 移動 無線航行 5.533	24.45-24.65	固定 移動 衛星間 J244 無線航行	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
24.65-24.75 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.532B 衛星間	24.65-24.75 衛星間 無線標定衛星 (地球から宇宙)	24.65-24.75 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.532B 衛星間	24.65-24.75	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J243	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
		移動 5.533	衛星間 J244	放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	
24.75-25.25 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.532B	24.75-25.25 固定衛星 (地球から宇宙) 5.535	24.75-25.25 固定衛星 (地球から宇宙) 5.535 移動	24.75-25.25 固定衛星 (地球から宇宙) J245 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。 小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
25.25-25.5	固定 衛星間 5.536 移動 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)		25.25-25.5 固定 衛星間 J246 移動 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表10-1による。
25.5-27	地球探査衛星 (宇宙から地球) 5.536B 固定 衛星間 5.536 移動 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.536C 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙) 5.536A		25.5-27 固定 衛星間 J246 移動 地球探査衛星 (宇宙から地球) J247 宇宙研究 (宇宙から地球) J247 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表10-1による。
27-27.5 衛星間 5.536 固定 移動	27-27.5 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 衛星間 5.536 5.537 移動		27-27.5 固定衛星 (地球から宇宙) 衛星間 J246 J248 移動	電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
27.5-28.5	固定 5.537A 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.516B 5.539 移動 5.538 5.540		27.5-28.5 J250 J251 固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 J249 移動 固定 J252	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
28.5-29.1	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.516B 5.523A 5.539 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541 5.540		28.5-29.1 J251 固定衛星 (地球から宇宙) J206 J226 J232 J249 移動 固定 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
29.1-29.5	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.516B 5.523C 5.523E 5.535A 5.539 5.541A 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541 5.540		29.1-29.5 J251 固定衛星 (地球から宇宙) J229 J230 J232 J249 J254 J255 移動 固定 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
29.5-29.9 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 5.539	29.5-29.9 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 5.539	29.5-29.9 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 5.539	29.5-29.9 J233 J234 J251 固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 J255A 移動衛星 (地球から宇宙) 固定 J256	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541 移動衛星 (地球から宇宙) 5.540 5.542	移動衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541 5.525 5.526 5.527 5.529 5.540	地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541 移動衛星 (地球から宇宙) 5.540 5.542		移動 J256 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	公共業務用 一般業務用	
29.9-30	固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 5.539 移動衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541 5.543 5.525 5.526 5.527 5.538 5.540 5.542		29.9-30 J233 J234 J235 J250 J251	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 J255A 移動衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253 J257	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
30-31	固定衛星 (地球から宇宙) 5.338A 移動衛星 (地球から宇宙) 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球) 5.542		30-31	固定衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙) 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用	
31-31.3	固定 5.338A 5.543A 移動 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 5.544 5.545 5.149		31-31.3 J36	固定 J258 移動 (航空移動を除く。) 標準周波数報時衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 J259	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	
31.3-31.5	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340		31.3-31.8 J36 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
31.5-31.8 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.149 5.546	31.5-31.8 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340	31.5-31.8 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 5.149				
31.8-32	固定 5.547A 無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球) 5.547 5.547B 5.548		31.8-32 J260 J262	固定 J261 無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
32-32.3	固定 5.547A 無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球) 5.547 5.547C 5.548		32-32.3 J260 J262	固定 J261 無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
32.3-33	固定 5.547A 衛星間 無線航行 5.547 5.547D 5.548		32.3-33 J260 J262	固定 J261 衛星間 無線航行	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
33-33.4	固定 5.547A 無線航行 5.547 5.547E		33-33.4 J260	固定 J261 無線航行	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
33.4-34.2	無線標定 5.549		33.4-34.2	無線標定	公共業務用 一般業務用	
34.2-34.7	無線標定 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙) 5.549		34.2-34.7	無線標定 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	
34.7-35.2	無線標定 宇宙研究 5.550 5.549		34.7-35.2	無線標定 宇宙研究	公共業務用 一般業務用	
35.2-35.5	気象援助 無線標定 5.549		35.2-35.5	無線標定 気象援助	公共業務用 一般業務用	
35.5-36	気象援助 地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 (能動) 5.549 5.549A		35.5-36 J263	無線標定 気象援助 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	
36-37	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 宇宙研究 (受動) 5.149 5.550A		36-37 J36 J264	固定 移動 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
37-37.5	固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.547		37-37.5 J260	固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
37.5-38	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (宇宙から地球) 5.547		37.5-38 J260	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、PHS用エントランス回線用とする。
38-39.5	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 地球探査衛星 (宇宙から地球) 5.547		38-39.5 J260	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 地球探査衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、PHS用エントランス回線用とする。 割当ては、別表10-1による。
39.5-40	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (宇宙から地球) 5.547		39.5-40 J260	固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
40-40.5	地球探査衛星 (地球から宇宙) 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 移動 移動衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球)		40-40.5	固定衛星 (宇宙から地球) J232 移動衛星 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 宇宙研究 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
40.5-41 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 放送 放送衛星 移動	40.5-41 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 放送 放送衛星 移動 移動衛星 (宇宙から地球)	40.5-41 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 放送 放送衛星 移動	40.5-41 J260	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 放送 J15 放送衛星 J15 移動	公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送用 放送事業用	
5.547	5.547	5.547				
41-42.5	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 放送 放送衛星 移動		41-41.5 J260	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 放送 J15 放送衛星 J15 移動	公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送用 放送事業用	
			41.5-42 J260	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 放送 J15 放送衛星 J15	公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 放送用	
			42-42.5 J260 J265 J266	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 放送 J15 放送衛星 J15	公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 放送用	
	5.547 5.551F 5.551H 5.551I					
42.5-43.5	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.552 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 5.149 5.547		42.5-43.5 J36 J260	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 電波天文	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	
43.5-47	移動 5.553 移動衛星 無線航行 無線航行衛星 5.554		43.5-47 J268	移動 J267 移動衛星 無線航行 無線航行衛星	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
47-47.2	アマチュア アマチュア衛星		47-47.2	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
47.2-47.5	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.552 移動 5.552A		47.2-47.5 J269 J270	固定 固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィードリンク用とする。
47.5-47.9 固定	47.5-47.9 固定		47.5-47.9 J269	固定	電気通信業務用 公共業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
固定衛星 (地球から宇宙) 5.552 (宇宙から地球) 5.516B 5.554A 移動	固定衛星 (地球から宇宙) 5.552 移動			固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダリンク用とする。
47.9-48.2	固定衛星 (地球から宇宙) 5.552 移動		47.9-48.2 J269 J270	固定	電気通信業務用 公共業務用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダリンク用とする。
	5.552A			固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
48.2-48.54 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.552 (宇宙から地球) 5.516B 5.554A 5.555B 移動	48.2-50.2 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.516B 5.552 移動		48.2-50.2 J36 J269 J271	固定	電気通信業務用 公共業務用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフィーダリンク用とする。
48.54-49.44 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.552 移動				固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
5.149 5.340 5.555						
49.44-50.2 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.552 (宇宙から地球) 5.516B 5.554A 5.555B 移動	5.149 5.340 5.555					
50.2-50.4	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		50.2-50.4 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
	5.340					
50.4-51.4	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.338A 移動 移動衛星 (地球から宇宙)		50.4-51.4	固定 移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表7-6による。
				固定衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
51.4-52.6	固定 5.338A 移動		51.4-52.6 J260 J272	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	5.547 5.556					
52.6-54.25	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		52.6-54.25 J107 J272	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
	5.340 5.556					
54.25-55.78	地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.556A 宇宙研究 (受動)		54.25-55.78 J275	衛星間 J274	電気通信業務用 公共業務用	放送事業用 一般業務用
				移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	5.556B			地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
55.78-56.9	地球探査衛星 (受動) 固定 5.557A 衛星間 5.556A 移動 5.558 宇宙研究 (受動)		55.78-56.9 J260	固定 J276 移動 J277	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
				衛星間 J274	電気通信業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)				(4)
				無線標定	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
	5.547 5.557			地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
56.9-57	地球探査衛星 (受動) 固定 衛星間 5.558A 移動 5.558 宇宙研究 (受動)		56.9-57 J260	固定 移動 J277	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
				衛星間 J278	電気通信業務用 公共業務用	
				無線標定	公共業務用 一般業務用	
	5.547 5.557			地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
57-58.2	地球探査衛星 (受動) 固定 衛星間 5.556A 移動 5.558 宇宙研究 (受動)		57-58.2 J260	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
				衛星間 J274	電気通信業務用 公共業務用	
				移動 J273 J277	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
				無線標定	公共業務用 一般業務用	
	5.547 5.557			地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
58.2-59	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 宇宙研究 (受動)		58.2-59 J260 J272	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
				移動 J273	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
				地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
	5.547 5.556					
59-59.3	地球探査衛星 (受動) 固定 衛星間 5.556A 移動 5.558 無線標定 5.559 宇宙研究 (受動)		59-59.3	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				衛星間 J274	電気通信業務用 公共業務用	
				移動 J277	小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
				無線標定 J279	公共業務用 一般業務用	
				地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
59.3-64	固定 衛星間 移動 5.558 無線標定 5.559		59.3-64 J29	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
				移動 J277	小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
				無線標定 J279	小電力業務用	ミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。
64-65	固定 衛星間		64-65 J260 J272	固定	電気通信業務用 公共業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
	移動 (航空移動を除く。)			一般業務用	
	5.547 5.556		衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
			移動	小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
65-66	地球探査衛星 固定 衛星間 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究	65-66 J260	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
			衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
			移動	小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
	5.547		地球探査衛星 宇宙研究	公共業務用 一般業務用	
66-71	衛星間 移動 5.553 5.558 移動衛星 無線航行 無線航行衛星	66-71 J268	衛星間 移動衛星	電気通信業務用 公共業務用	
			移動 J267 J277	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
			無線航行 無線航行衛星	公共業務用 一般業務用	
	5.554				
71-74	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 移動衛星 (宇宙から地球)	71-74	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
			固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
74-76	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 放送 放送衛星 宇宙研究 (宇宙から地球)	74-76 J282	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
			固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
			放送 J15 放送衛星 J15 宇宙研究 (宇宙から地球)	放送用 公共業務用 一般業務用	
	5.561				
76-77.5	電波天文 無線標定 アマチュア アマチュア衛星 宇宙研究 (宇宙から地球)	76-77.5 J36	無線標定	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。
			電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
			アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
	5.149				
77.5-78	アマチュア アマチュア衛星 無線標定 5.559B 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	77.5-78 J36	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
			無線標定	小電力業務用	ミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。
			宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
			電波天文		
	5.149				
78-79	無線標定 アマチュア アマチュア衛星 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	78-79 J36 J280	無線標定	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。
			宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
			アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
			電波天文		
	5.149 5.560				
79-81	電波天文 無線標定	79-81 J36	無線標定	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用はミリ波レーダー用とし、割当ては別表9-11による。

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
	アマチュア アマチュア衛星 宇宙研究 (宇宙から地球)			電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	一般業務用 公共業務用 一般業務用	
	5. 149			アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
81-84	固定 5. 338A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	81-84 J36 J281	固定 移動	固定衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙) 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	
	5. 149 5. 561A				公共業務用 一般業務用	
84-86	固定 5. 338A 固定衛星 (地球から宇宙) 5. 561B 移動 電波天文	84-86 J36	固定 移動	固定衛星 (地球から宇宙) J283 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 放送事業用	
	5. 149					
86-92	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	86-92 J107		地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
	5. 340					
92-94	固定 5. 338A 移動 電波天文 無線標定	92-94 J36	固定 移動	無線標定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
	5. 149			電波天文		
94-94. 1	地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 (能動) 電波天文	94-94. 1 J284 J285		無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 電波天文	公共業務用 一般業務用	
	5. 562 5. 562A					
94. 1-95	固定 移動 電波天文 無線標定	94. 1-95 J36	固定 移動	無線標定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
	5. 149			電波天文		
95-100	固定 移動 電波天文 無線標定 無線航行 無線航行衛星	95-100 J36 J268	固定 移動	無線航行 無線航行衛星 無線標定 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
	5. 149 5. 554					
100-102	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	100-102 J107		地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
	5. 340 5. 341					
102-105	固定 移動	102-105 J36	固定 移動		電気通信業務用 公共業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
	電波天文 5.149 5.341			電波天文	一般業務用	
105-109.5	固定 移動 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.562B 5.149 5.341		105-109.5 J36	固定 移動 宇宙研究 (受動) J286 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
109.5-111.8	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340 5.341		109.5-111.8 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
111.8-114.25	固定 移動 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.562B 5.149 5.341		111.8-114.25 J36	固定 移動 電波天文 宇宙研究 (受動) J286	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
114.25-116	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340 5.341		114.25-116 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
116-119.98	地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.562C 宇宙研究 (受動) 5.341		116-119.98	衛星間 J287 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 移動 J84	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
119.98-122.25	地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.562C 宇宙研究 (受動) 5.138 5.341		119.98-122.25 J29	衛星間 J287 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 移動 J84	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	
122.25-123	固定 衛星間 移動 5.558 アマチュア 5.138		122.25-123 J29	固定 移動 J277 衛星間 アマチュア	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 アマチュア業務用	
123-130	固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 無線航行 無線航行衛星 電波天文 5.562D 5.149 5.554		123-130 J36 J268	固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 無線航行 無線航行衛星 移動 J84 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用 放送事業用	
130-134	地球探査衛星 (能動) 5.562E 固定 衛星間 移動 5.558 電波天文 5.149 5.562A		130-134 J36 J285	固定 移動 J277 衛星間 地球探査衛星 (能動) J288 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
134-136	アマチュア アマチュア衛星 電波天文		134-136	アマチュア アマチュア衛星 電波天文	アマチュア業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
136-141	電波天文 無線標定 アマチュア アマチュア衛星 5.149		136-141 J36	無線標定 電波天文 アマチュア アマチュア衛星	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	
141-148.5	固定 移動 電波天文 無線標定 5.149		141-148.5 J36	固定 移動 無線標定 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
148.5-151.5	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340		148.5-151.5 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
151.5-155.5	固定 移動 電波天文 無線標定 5.149		151.5-155.5 J36	固定 移動 無線標定 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
155.5-158.5	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.562B 5.149 5.562F 5.562G		155.5-158.5 J36 J290	固定 移動 地球探査衛星 (受動) J289 宇宙研究 (受動) J286 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
158.5-164	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 移動衛星 (宇宙から地球)		158.5-164	固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
164-167	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340		164-167 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
167-174.5	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 衛星間 移動 5.558 5.149 5.562D		167-174.5 J36	固定 移動 J277 固定衛星 (宇宙から地球) 衛星間	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
174.5-174.8	固定 衛星間 移動 5.558		174.5-174.8	固定 移動 J277 衛星間	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
174.8-182	地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.562H 宇宙研究 (受動)		174.8-182	衛星間 J291 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用	
182-185	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340		182-185 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)	(6)
185-190	地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.562H 宇宙研究 (受動)		185-190	衛星間 J291 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用	
190-191.8	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 5.340		190-191.8 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
191.8-200	固定 衛星間 移動 5.558 移動衛星 無線航行 無線航行衛星 5.149 5.341 5.554		191.8-200 J36 J268	固定 移動 J277 衛星間 移動衛星 無線航行 無線航行衛星	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
200-202	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340 5.341 5.563A		200-209 J107 J292	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
202-209	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340 5.341 5.563A					
209-217	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 電波天文 5.149 5.341		209-217 J36	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
217-226	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.562B 5.149 5.341		217-226 J36	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 宇宙研究 (受動) J286 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
226-231.5	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.340		226-231.5 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
231.5-232	固定 移動 無線標定		231.5-232	固定 移動 無線標定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
232-235	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 無線標定		232-235	固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球) 無線標定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
235-238	地球探査衛星 (受動) 固定衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (受動)		235-238 J292 J293	固定衛星 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用	

国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
238-240	5.563A 5.563B 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 無線標定 無線航行 無線航行衛星		238-240 固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球) 無線標定 無線航行 無線航行衛星	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
240-241	固定 移動 無線標定		240-241 固定 移動 無線標定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
241-248	電波天文 無線標定 アマチュア アマチュア衛星		241-248 J29 J36 無線標定 電波天文 アマチュア アマチュア衛星	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	
248-250	5.138 5.149 アマチュア アマチュア衛星 電波天文		248-250 J36 アマチュア アマチュア衛星 電波天文	アマチュア業務用	
250-252	5.149 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		250-252 J107 J292 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
252-265	5.340 5.563A 固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 電波天文 無線航行 無線航行衛星		252-265 J36 J268 固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 無線航行 無線航行衛星 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
265-275	5.149 5.554 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 電波天文		265-275 J36 J292 固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
275-3000	5.565 (分配されていない)		275-3000 J294 J295		

国内周波数分配の脚注

J1
8.3kHz 未満の周波数の割当ては、8.3kHz 以上の周波数帯を使用する業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J2
気象援助業務によるこの周波数帯の使用は、受信用に限る。当該周波数帯において、気象援助業務の局は、2013年1月1日前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と同日後に通告された無線航行業務の局との共用については、ITU-R 勧告RS.1881を適用する。

J3
海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、海岸局によるA1A又はF1B電波の発射に限る。ただし、この周波数帯を割り当てられた海岸局は、当該電波の発射に使用される必要周波数帯幅を超えないことを条件として、J2B又はJ7B電波の発射をすることができる。

J4
この周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。この場合においては、他の無線局による有害な混信からの保護を与えられる。

J5
固定業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、F1B、F1C又はF3C電波の発射に限る。

J6
海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、J2B、J7B、F1B、F1C又はF3C電波の発射に限る。

J7
この周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力で1Wを超えてはならず、無線通信規則第5.67号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J8
この周波数帯を使用する海上無線航行業務の無線航行陸上局は、衛星測位誤差補正情報及び補足的な航行情報を伝送することができる。

J9
450–460kHzの周波数帯の使用は、中波放送受信機の間周波数を保護するため、中波放送の受信に有害な混信を与えない場合に限る。

J10
490kHz、518kHz及び4209.5kHzの周波数の電波を用いるナブテックス用の海岸局を開設するときは、国際海事機関(IMO)の手続(決議第339(WRC-97、改)参照)に従い、運用特性の調整を行わなければならない。

J11
この周波数帯におけるアマチュア業務の局の等価等方輻射電力は、1Wを超えてはならない。また、当該周波数帯において、アマチュア業務の局は航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。

J12
490kHzの周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。航空無線航行業務による415–495kHzの周波数帯の使用は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。アマチュア業務による472–479kHzの周波数帯の使用は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。

J13
518kHzの周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用する国際ナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

J14
放送業務によるこの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域におけるMF帯並びに第一地域におけるLF帯の周波数の放送業務による使用に関する地域協定(1975年、ジュネーヴ)(昭和51年郵政省告示第810号)に合致することを条件とする。

J15
放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号イに規定する周波数とする。

J16
2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz及び16695kHzの周波数は、狭帯域直接印刷電信による国際遭難周波数とする。

J17
2182kHzの搬送周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数として、J3E電波のみ使用することができる。なお、この周波数の保護周波数帯は、2173.5–2190.5kHzとする。

J18
2182kHz、3023kHz、5680kHz及び8364kHzの搬送周波数並びに121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz及び243MHzの周波数は、地上無線通信の業務に対する手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。10003kHz、14993kHz及び19993kHzの周波数についても同様とする。これらの周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±3kHzを超えてはならない。

J19
2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz及び16804.5kHzの周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数とする。

J20
3023kHz及び5680kHzの搬送周波数は、共同の捜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

J21
3155–3195kHzの周波数帯は、小電力の無線補聴器にも使用することができる。

J22
4125kHz及び6215kHzの搬送周波数は、2182kHzの搬送周波数の補助周波数とする。これらの周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数とする。

J23
4209.5kHzの周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用するナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

無線電波の周波数帯

J24

4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz 及び 26100.5kHz の周波数は、海上安全情報 (MSI) の送信のための国際周波数とする。

J25

A1A 電波 4630kHz の周波数は、非常通信の連絡設定に使用するものとし、連絡設定後の非常通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

J26

無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、決議第 612（WRC-12、改）に従って運用する海洋レーダーに限る。

J27

5900–5950kHz、7300–7350kHz、9400–9500kHz、11600–11650kHz、12050–12100kHz、13570–13600kHz、13800–13870kHz、15600–15800kHz、17480–17550kHz 及び 18900–19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第 12 条の規定の手続が適用される。また、決議第 517 (WRC-07、改) に従い、これらの周波数帯をできる限りデジタル変調方式の導入推進のために使用することが求められる。

J28

この周波数帯は、一次業務で固定業務に、二次業務で航空移動 (R) 業務を除く移動業務の局に使用することができる。

J29

6765–6795kHz (中心周波数 6780kHz)、61–61.5GHz (中心周波数 61.25GHz)、122–123GHz (中心周波数 122.5GHz) 及び 244–246GHz (中心周波数 245GHz) の周波数帯は、ITU-R の研究結果を踏まえて産業科学医療用 (ISM) 装置にも使用することとする。なお、6765–6795kHz (中心周波数 6780kHz) 及び 244–246GHz (中心周波数 245GHz) の周波数帯については、固定業務及び陸上移動業務の局に対する新たな割当ては保留する。

J30

この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、日本国内で通信を行うものに使用することができる。これらの業務にこの周波数帯を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮しなければならない。

J31

7995–8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J32

8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の搬送周波数は、無線電話による遭難周波数及び呼出周波数とする。

J33

無線標定業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612（WRC-12、改）に従って運用する海洋レーダーに限る。

J34

アマチュア業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J35

この周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用する。

J36

13360–13410kHz、25550–25670kHz、37.5–38.25MHz、73–74.6MHz、322–328.6MHz、406.1–410MHz、608–614MHz、1330–1400MHz、1610.6–1613.8MHz、1660–1670MHz、1718.8–1722.2MHz、2655–2690MHz、3260–3267MHz、3332–3339MHz、3345.8–3352.5MHz、4825–4835MHz、4950–4990MHz、4990–5000MHz、6650–6675.2MHz、10.6–10.68GHz、14.47–14.5GHz、22.01–22.21GHz、22.21–22.5GHz、22.81–22.86GHz、23.07–23.12GHz、31.2–31.3GHz、31.5–31.8GHz、36.43–36.5GHz、42.5–43.5GHz、42.77–42.87GHz、43.07–43.17GHz、43.37–43.47GHz、48.94–49.04GHz、76–86GHz、92–94GHz、94.1–100GHz、102–109.5GHz、111.8–114.25GHz、128.33–128.59GHz、129.23–129.49GHz、130–134GHz、136–148.5GHz、151.5–158.5GHz、168.59–168.93GHz、171.11–171.45GHz、172.31–172.65GHz、173.52–173.85GHz、195.75–196.15GHz、209–226GHz、241–250GHz 及び 252–275GHz の周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る（無線通信規則第 4.5 号、第 4.6 号及び第 29 条参照）。

J37

13553–13567kHz (中心周波数 13560kHz)、26957–27283kHz (中心周波数 27120kHz)、40.66–40.70MHz (中心周波数 40.68MHz)、2400–2500MHz (中心周波数 2450MHz)、5725–5875MHz (中心周波数 5800MHz) 及び 24–24.25GHz (中心周波数 24.125GHz) の周波数帯は、産業科学医療用 (ISM) に使用する。これらの周波数帯で運用する無線通信業務は、この使用によって生ずる有害な混信を容認しなければならない。

J38

15995–16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J39

この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している宇宙研究業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J40

固定業務によるこの周波数帯の使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

J41

この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している無線標定業務以外の業務の局に妨害を与えない場合に限る。

J42

75MHz の周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。電力又は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならず、制約を与えるおそれがある他の業務は、74.8–75.2MHz の保護周波数帯の境界に近い周波数の使用はできない。

J43

この周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次業務で航空移動 (R) 業務にも分配される。この周波数帯の使用は、決議第 413 (WRC-07、改) の規定に従わなければならない。108–112MHz の周波数帯の航空移動 (R) 業務による使用は、

国際航空標準に従い航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機とそれに対応する受信機で構成されるシステムに限る。

J44

この周波数帯において、121.5MHz の周波数は、航空移動業務における非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHz の周波数を 121.5MHz の補助周波数とする。海上移動業務の局は、遭難及び安全の目的又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識を回収する目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。

J45

118-118.875MHz、121.6-121.975MHz 及び 124.3-124.375MHz の周波数帯は、空港内の地上管制業務を行う陸上移動業務の局にも使用することができる。

J46

132-136MHz の周波数帯は、一次業務で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局の使用に当たっては、航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

J47

この周波数帯を使用する移動衛星業務の宇宙局は、150.05-153MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz 及び 608-614MHz の周波数帯で運用する電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J48

137-138MHz、400.15-401MHz、1525-1610MHz 及び 21.4-22GHz の周波数帯は、決議第 739(WRC-15、改)の規定を適用する。

J49

移動衛星業務による使用は、非静止衛星システムに限る。

J50

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J51

この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J52

この周波数帯は、放送業務の局に限り、法第 6 条第 2 項に規定する基幹放送以外の無線通信の送信として、電気通信業務用による移動業務に使用することができる。

J53

この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射における周波数の帯域幅は、±25k Hz を超えてはならない。

J54

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、148-149.9MHz の周波数帯の固定業務、移動業務及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。

J55

この周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5.221 号に掲げる国で運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J56

移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J57(未使用)

J58(未使用)

J59(未使用)

J60

156.525MHz の周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J61

156.8MHz の周波数は、無線電話による国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J62

この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係のある海上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J63

移動衛星業務(地球から宇宙)による 156.7625-156.7875 MHz 及び 156.8125-156.8375MHz の周波数帯の使用は、長距離情報(メッセージ 27、ITU-R 勧告 M.1371 を参照)の船舶自動識別装置(AIS)による信号を受信する場合に限る。船舶自動識別装置(AIS)の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での電波の発射は、1W を超えてはならない。

J63A

海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 161.9375-161.9625MHz 及び 161.9875-162.0125MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。

J64

161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯における航空移動(OR)業務による船舶自動識別装置(AIS)の使用は、捜索救助活動その他安全に関連する通信を目的とする航空機局に限る。

J65

移動衛星業務(地球から宇宙)による 161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務で運用を行う局からの船舶自動識別装置(AIS)の信号を受信する場合に限る。

J66

この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J67

この周波数帯は、移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J68
806-960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224(WRC-15、改)及び決議第 749(WRC-15、改)参照)。

J69
243MHz の周波数は、救命浮機及びその他の救命目的のために使用する。

J70
247.9-250.2MHz の周波数帯は、一次業務で、同報用の固定業務の局にも使用することができる。

J71
小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J72
この周波数帯に現存する航空移動業務の局は、当分の間、その運用を継続することができる。

J73
この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係を有する海上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J74
400.1MHz の標準周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。

J75
この周波数帯は、有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙空間における宇宙研究業務にも分配する。この分配において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなさない。

J76
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J77
固定業務によるこの周波数帯の使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。

J78
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、衛星位置指示無線標識に限る。

J79
この周波数帯を使用する衛星位置指示無線標識に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

J80
宇宙研究業務による 410-420MHz の周波数帯の使用は、有人宇宙船による宇宙から宇宙への送信に限る。この周波数帯では、宇宙研究業務は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はこれらの局の使用と発達を妨げてはならない。

J81
この周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務にも使用することができ

る。

J82
435-438MHz、1260-1270MHz、2400-2450MHz 及び 5650-5670MHz の周波数帯において、アマチュア衛星業務は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。ただし、1260-1270MHz 及び 5650-5670MHz の周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

J83
地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる 432-438MHz の周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA.1260-1 に従うものとする。この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。本脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第 5.29 号及び第 5.30 号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

J84
移動業務によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J85
449.75-450.25MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

J86
この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務として気象衛星業務(宇宙から地球)に使用することができる。

J87
460-470MHz 及び 1690-1710MHz の周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務による宇宙から地球への伝送に使用することができる。

J88
放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号ロに掲げる周波数とする。

J89
放送業務の電気通信業務用(エリア放送用)及び放送用(エリア放送用)によるこの周波数帯の使用は、470-710MHz の周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用(特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)及び一般業務用(特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J90
608-614MHz の周波数帯は、二次業務で電波天文業務にも分配する。

J91
この周波数帯は、一次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J92(未使用)

J93

J94

J95

J96

J97

J98

J99

J100

J101

J102

J103

J104

J105

J106

J107

J108

J109

J110

J111

J112

J113

J114

J115

J116

J117

J118

J119

J120

J121

J122

J123

J124

J125

J126

J127

J128

J129

J130

J131

J132

J133

J134

J135

J136

J137

J138

J139

J140

J141

J142

J143

J144

J145

J146

J147

J148

J149

J150

J151

J152

この周波数帯における電気通信業務用による移動業務の局は、2019年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

J153

J154

J155

J156

J157

J158

J159

J160

J161

J162

J163

J164

J165

J166

J167

J168

J169

J170

J171

J172

J173

J174

J175

J176

J177

J178

J179

J180

J181

J182

J183

J184

J185

J186

J187

J188

J189

J190

J191

J192

J193

J194

J195

J196

J197

J198

J199

J200

J201

J202

J203

J204

J205

J206

J207

J208

J209

J210

J211

J212

J213

J214

J215

J216

J217

J218

J219

J220

J221

J222

J223

J224

J225

J226

J227

J228

J229

J230

J231

J232

J233

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置されるレーダー及びこの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって、この周波数帯で運用するレーダーによってのみ作動するものに限る。

J234

J235

J236

J237

J238

J239

J240

J241

J242

J243

J244

J245

J246

J247

J248

J249

J250

J251

J252

J253

J254

J255

J256

J257

J258

J259

J260

J261

J262

J263

J264

J265

J266

J267

J268

J269

J270

J271

J272

J273

J274

J275

J276

J277

J278

J279

J280

J281

J282

J283

J284

J285

J286

J287

J288

J289

J290

J291

J292

J293

J294

J295

J296

J297

J298

J299

J300

J301

J302

J303

J304

J305

J306

J307

J308

J309

J310

J311

J312

J313

J314

J315

J316

J317

J318

J319

J320

J321

J322

J323

J324

J325

J326

J327

J328

J329

J330

J331

J332

この周波数帯は、電気通信業務用を法第6条第1項の主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項の従たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第26条第2項第5号ロに掲げる周波数とする。

J333

J334

J335

J336

J337

J338

J339

J340

J341

J342

J343

J344

J345

J346

J347

J348

J349

J350

J351

J352

J353

J354

J355

J356

J357

J358

J359

J360

J361

J362

J363

J364

J365

J366

J367

J368

J369

J370

J371

J372

J373

J374

J375

J376

J377

J378

J379

J380

J381

J382

J383

J384

J385

J386

J387

J388

J389

J390

J391

J392

J393

J394

J395

J396

J397

J398

J399

J400

J401

J402

J403

J404

J405

J406

J407

J408

J409

J410

J411

J412

J413

J414

J415

J416

J417

J418

J419

J420

J421

J422

J423

J424

J425

J426

J427

J428

J429

J430

J431

J432

J433

J434

無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせてはならず、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

J435

業務のフィーダリンクにも使用してはならない。ただし、移動衛星業務の地球局を指定された地点で使用することができる。

J115
移動衛星業務による 1525–1559MHz 及び 1626. 5–1660. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J116
1530–1544MHz 及び 1626. 5–1645. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手續の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の遭難通信、緊急通信及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。海上移動衛星による遭難通信、緊急通信及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSS の遭難通信、緊急通信及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先について考慮することとする (決議第 222 (WRC–12、改) の規定が適用される。)

J117
移動衛星業務 (宇宙から地球) による 1544–1545MHz の周波数帯の使用は、遭難通信及び安全通信に限る。

J118
移動衛星業務 (宇宙から地球) 及び衛星間の回線によるこの周波数帯の使用は、遭難通信及び安全通信に限る。

J119
この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動 (R) 業務の航空局から航空機局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J120
1545–1555MHz 及び 1646. 5–1656. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手續の適用においては、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星 (R) 業務に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星 (R) 業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星 (R) 業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先についても考慮することとする (決議第 222 (WRC–12、改) の規定が適用される。)

J120A
この周波数帯は、二次業務で無線航行衛星業務と同一の電波を使用して送信する公共業務用の移動衛星業務にも使用することができる。

J121
この周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の装置による使用に限る。なお、衛星上での使用は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件とする。

J122
この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で航空移動衛星 (R) 業務にも使用することができる。

J123
無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局に関しては、この周波数帯では、航空無線航行衛星業務を除き、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。

J124
移動衛星業務 (地球から宇宙) 及び無線測位衛星業務 (地球から宇宙) による 1610–1626. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、その影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第 5. 366 号 (無線通信規則第 4. 10 号が適用されるシステム) に従って運用しているシステムに使用される周波数帯で、最大の等価等方輻射電力による電力密度は–15dBW/4kHz を超えてはならない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯において、移動地球局の平均の等価等方輻射電力による電力密度は–3dBW/4kHz を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第 5. 366 号に従って運用している局及び無線通信規則第 5. 359 号に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。

J125
無線測位衛星業務の局は、1610. 6–1613. 8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務に対して有害な混信を与えてはならない。

J126
移動衛星業務 (宇宙から地球) によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J127
1631. 5–1634. 5MHz 及び 1656. 5–1660MHz の周波数帯で運用される移動衛星業務の移動地球局は、無線通信規則第 5. 359 号に掲げる国において運用される固定業務の局に有害な混信を与えてはならない。

J128
この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動 (R) 業務の航空機局から航空局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J129
この周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J130
この周波数帯においては、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務 (受動) の共用のため、決議第 744 (WRC–07、改) を適用する。

J131
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。ただし、1668–1668. 4MHz の周波数帯においては、決議第 904 (WRC–07) も適用する。

J132
この周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文業務の局においても、2000 秒間の期間のうち 2%以上で、10MHz の帯域幅で–181dB (W/m²) 及び任意の 20kHz の帯域幅で–194 dB (W/m²) を超えてはならない。

J133

この周波数帯における移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5. 379 号に掲げる国の気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J134
無線通信規則第 5. 380A 号を参照すること。

J135
1750–1850MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特に配慮することを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J136
この周波数帯は、決議第 223 (WRC-07、改)に従って IMT に使用することができる。

J137
1885–2025MHz 及び 2110–2200MHz の周波数帯は、IMT に使用することができる。この場合においては、決議第 212(WRC-15、改)に従わなければならない (決議第 223(WRC-15、改)参照)。

J138
決議第 221(WRC-03、改)に従い、1885–1980MHz、2010–2025MHz 及び 2110–2170MHz の周波数帯は、IMT-2000 を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局(HAPS)に使用することができる。

J139
無線通信規則第 5. 388B 号に掲げる国の固定業務及び IMT-2000 を提供する移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、1885–1980MHz、2010–2025MHz 及び 2110–2170MHz の周波数帯において IMT-2000 を提供する基地局として運用する高高度プラットフォーム局(HAPS)は、HAPS の通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で−127dB(W/(m²・MHz))の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。

J140
移動衛星業務による 1980–2010MHz 及び 2170–2200MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に基づく調整及び決議第 716(WRC-2000、改)に従うことを条件とする。

J141
2025–2110MHz 及び 2200–2290MHz の周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ITU-R 勧告 SA. 1154-0 に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

J142
2025–2110MHz 及び 2200–2290MHz の周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2 以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射は、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課さないことを条件とする実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J143
この周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第 4. 10 号は適用しない。

J144
移動衛星業務及び無線測位衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。この周波数帯の電波の発射については、特に、その第二高調波により生じる 4990–5000MHz の周波数帯の電波天文業務への有害な混信を防止するため、実行可能な全ての

措置を執らなければならない。

J145
2500–2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)への分配は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J146
2515–2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J147
2520–2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整すること及び無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、航空移動衛星業務を除く移動衛星業務(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J148
移動業務の局による 2545–2555MHz の周波数帯の使用は、2505–2535MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J149
2655–2670MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整すること及び無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、日本国内においては、航空移動衛星業務を除く移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J150
2670–2690MHz の周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、1992 年 3 月 3 日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は、無線通信規則第 9. 11A 号に従うものとする。

J151
この周波数帯において、地上に設置した気象用レーダーは、一次業務で運用することができる。

J152
この周波数帯における船上トランスポンダの使用は、2930–2950MHz の周波数帯に限る。

J153
航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置するレーダーに限る。

J154
2920–3100MHz 及び 9320–9500MHz の周波数帯は、海上無線航行業務の固定周波数を用いるレーダービーコンでは使用できない。

J155
この周波数帯において、無線標定業務の局は、無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J156
3100–3266MHz の周波数帯は、レーダービーコン及び船舶用のレーダーでも使用することができる。

J157

無線

無線通信規則第 5. 432A 号及び第 5. 433A 号を参照すること。

J158

この周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件に、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局にも割り当てる。また、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J159

4200–4204MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件に、標準周波数報時衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J159A

航空移動業務(R)の局による 4200–4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する内部通信システム用の無線航空電子機器のために保留する。この使用は、決議第 424 (WRC-15)の規定に従うものとする。

J160

航空無線航行業務による 4200–4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

J161

無線通信規則第 5. 441 号を参照すること。

J162

4825–4835MHz 及び 4950–4990MHz の周波数帯における移動業務に対する分配は、航空移動を除く移動業務に限る。

J163

航空移動衛星(R)業務による 5000–5030MHz 及び 5091–5150MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

J164

5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により 5030–5150MHz の周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHz の帯域幅で-124. 5dB (W/m²)を超えてはならない。4990–5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741 (WRC-12、改)で定められた 4990–5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。

J165

この周波数帯は、移動業務の 5GHz 帯無線アクセスシステムでも使用することができる。5GHz 帯無線アクセスシステムへの割当ては、別表 11-2 によることとし、この周波数帯の使用は、2017 年 11 月 30 日までに限る。

J166

航空移動業務による 5091–5150MHz の周波数帯の使用は、次のものに限る。

- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第 748 (WRC-15、改)に従うものとする。
- 決議第 418 (WRC-15、改)に従った航空機局（無線通信規則第 1. 83 号参照）からの航空遠隔測

定伝送。

J167

無線通信規則第 5. 444A 号を参照すること。

J168

固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限るものとし、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J169

航空移動(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際的に標準化された航空システムに限る。この周波数帯における航空移動(R)業務からの不要発射の等価等方輻射電力密度は、ITU-R 勧告による規定がなされるまでは、− 75dBW/MHz の制限値を使用するものとする。

J170

航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とし、国際的に標準化された航空システムに限る。

J171

この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動業務にも使用することができる。

J172

5150–5216MHz の周波数帯は、二次業務で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610–1626. 5MHz 及び 2483. 5–2500MHz の周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。なお、地表面での総電力束密度は、全ての仰角において-15 9dBW/m²/4kHz を超えてはならない。

J173

航空移動を除く移動業務の局による 5150–5350MHz 及び 5470–5650MHz の周波数帯の使用は、決議第 229 (WRC-12、改)に従わなければならない。

J174

この周波数帯において、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

J175

5150–5650MHz の周波数帯は、航空機内における移動業務の小電力データ通信システム用でも使用することができる。なお、5150–5350MHz の周波数帯の使用は、屋内その他屋内と電波の遮（い）蔽効果が同等と認められる場合に限る。

J176

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

J177

一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J178

5250–5350MHz の周波数帯は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の

使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F. 1613-0 に従うものとする。固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5. 43A 号は、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

J179

5250–5350MHz の周波数帯において、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638-0 及び ITU-R 勧告 RS. 1632-0 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J180

5350–5570MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務（能動）及び 5460–5570MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務（能動）は、5350–5460MHz の周波数帯における航空無線航行業務、5460–5470MHz の周波数帯における無線航行業務及び 5470–5570MHz の周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J181

この周波数帯で分配する宇宙研究業務（能動）は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの業務からの保護を要求してはならない。

J182

この周波数帯において、無線標定業務の局は、無線通信規則第 5. 449 号に従って運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J183

この周波数帯において、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J184

この周波数帯において、5600–5650MHz の周波数帯における地上に設置した気象用レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J185

5830–5850MHz の周波数帯は、二次業務でアマチュア衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。

J186

5925–6425MHz 及び 14–14. 5GHz の周波数帯において、設備規則第 49 条の 24 の 2 に規定する携帯移動地球局は、決議第 902（WRC-03）に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この場合において、同決議中「船上地球局」とあるのは、「設備規則第 49 条の 24 の 2 に規定する携帯移動地球局」とする。

J187

6425–6429MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件

として、標準周波数報時衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。

J187A

この周波数帯は、固定業務の局及び固定衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせないこと並びにこれらの局からの保護を要求しないことを条件として陸上移動業務の公共業務用にも使用することができる。

J188

深宇宙に係る宇宙研究業務（地球から宇宙）システムによる電波の発射は、7190–7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190–7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 4 3A 号の規定は適用しない。

J188A

地球探査衛星業務（地球から宇宙）による 7190–7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190–7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務（地球から宇宙）の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。無線通信規則第 9. 17 号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

J188B

7190–7235MHz の周波数帯の地球探査衛星業務（地球から宇宙）の静止衛星軌道上にある宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。

J189

7250–7375MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。

J189A

7375–7425MHz の周波数帯は、二次業務で固定衛星業務（宇宙から地球）に密接な関係を有する移動衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。

J189B

この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務（宇宙から地球）に密接な関係を有する移動衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。

J190

気象衛星業務（宇宙から地球）によるこの周波数帯の使用は、非静止衛星システム用に限る。

J191

この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。

J191A

この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務（地球から宇宙）に密接な関係を有する移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。

J192

宇宙研究業務(宇宙から地球)による 8400–8450MHz の周波数帯は、深宇宙での使用に限る。

J193

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、その使用及び発達を妨げてはならない。

J194

海上無線航行業務による 8850–9000MHz 及び 9200–9225MHz の周波数帯の使用は、海岸に設置されるレーダーに限る。

J195

この周波数帯において、無線標定業務で運用されている局は、無線通信規則第 5. 337 号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第 5. 471 号に掲げる国において一次業務で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、これらのシステムからの保護を要求してはならない。

J196

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービーコンは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J197

地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）によるこの周波数帯の使用は、9500–9800MHz の周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。

J198

この周波数帯で運用されている無線標定業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならず、そのレーダーからの保護を要求してはならない。また、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標定業務の局に対して優先権を有する。

J199

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線航行業務及び無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。

J200

地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）による 9800–9900MHz の周波数帯の使用は、9 300–9800MHz の周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。

J201

9800–9900MHz 帯における地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）の局は、この周波数帯に二次業務で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、この局からの保護を要求してはならない。

J202

9975MHz–10. 025GHz の周波数帯は、二次業務で気象衛星業務（気象用レーダー用）にも使用することができる。

J203

この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務及びアマチュア衛星業務以外の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J204

この周波数帯は、非静止衛星システムに限るものとし、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。

J205

無線通信規則付録第 30 号に掲げる地域計画に基づく放送衛星業務の局に対する割当ては、その送信がこの計画に従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として放送衛星業務に使用しなければならない。

J206

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10. 95–11. 2GHz(宇宙から地球)、11. 45–11. 7GHz(宇宙から地球)、12. 2–12. 75GHz(宇宙から地球)、13. 75–14. 5GHz(地球から宇宙)、17. 8–18. 6GHz(宇宙から地球)、19. 7–20. 2GHz(宇宙から地球)、27. 5–28. 6GHz(地球から宇宙)及び29. 5–30GHz(地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号は適用されない。これらの周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

J207

この周波数帯において、二次業務の航空移動衛星業務における航空機地球局は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5. 29 号から第 5. 31 号までの規定を適用する。

J208

12. 2–12. 5GHz の周波数帯において、VSAT 地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J209

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J210

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、ドップラー航行援助装置に限る。

J211

一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J212

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J212A

13. 4–13. 65GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次業務での分配は、次のものに限る。

－ 2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙か

J224

J225

J226

J227

J228

J229

J230

J231

J232

J233

J234

J235

J236

J237

J238

J239

J240

J241

J242

J243

J244

J245

J246

J247

J248

J249

J250

J251

J252

J253

J254

J255

J256

J257

J258

J259

J260

J261

J262

J263

J264

J265

J266

J267

J268

J269

J270

J271

J272

J273

J274

J275

J276

J277

J278

J279

J280

J281

J282

J283

J284

ら宇宙)で運用される衛星システム

- 能動宇宙検知器
- 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から地球)で運用される衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J212B

J213

J214

J215

J216

J217

J218

J219

J220

J221

J222

J223

J224

J225

J226

J227

J228

J229

J230

J231

J232

J233

J234

J235

J236

J237

J238

J239

J240

J241

J242

J243

J244

J245

J246

J247

J248

J249

J250

J251

J252

J253

J254

J255

J256

J257

J258

J259

J260

この周波数帯は、一次業務で気象衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、静止衛星による使用に限る。

J224

この周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の局の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第21.5A号及び第21.16.2号に示す値に制限される。

J225

固定衛星業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が20000kmを超える軌道を持つシステムに限る。

J226

無線通信規則第5.523A号を参照すること。

J227

固定衛星業務(地球から宇宙)による19.3-19.6GHzの周波数帯の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクに限る。この場合は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。

J228

固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクによるこの周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第5.523C号及び第5.523E号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9条(第9.11A号を除く。)、第11条及び第22.2号を条件とする。

J229

無線通信規則第5.523C号を参照すること。

J230

無線通信規則第5.523E号を参照すること。

J231

固定業務及び移動業務によるこの周波数帯の使用は、固定衛星業務又は一次業務で分配されている19.7-20.2GHzの周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課さないものとする。

J232

19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、28.45-29.1GHz(地球から宇宙)、29.46-30GHz(地球から宇宙)及び40-40.5GHz(宇宙から地球)の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用することができる。

J233

移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、19.7-20.2GHz及び29.5-30GHzの周波数帯においては、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り周波数帯の高い部分に配置するものとする。

J234

19.7-20.2GHz及び29.5-30GHzの周波数帯の移動衛星業務には、無線通信規則第4.10号は適用されない。

J235

J236

J237

J238

J239

J240

J241

J242

J243

J244

J245

J246

J247

J248

J249

J250

J251

J252

J253

J254

J255

J256

J257

J258

J259

J260

J261

J262

J263

J264

J265

J266

J267

J268

J269

J270

J271

J272

J273

J274

J275

J276

J277

J278

J279

J280

J281

J282

J283

J284

J285

J286

J287

J288

J289

J290

J291

J292

J293

J294

J295

J296

J297

J298

J299

J300

20. 1–20. 2GHz 及び 29. 9–30GHz の周波数帯で、固定衛星業務及び移動衛星業務の通信網は、1 又は 2 以上の衛星を介した対向通信及び多方向通信のための、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局の間に回線を設定することができる。

J236

移動衛星業務の宇宙局の使用に当たっては、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を用いるものとする。この周波数帯における移動衛星業務のシステムの運用は、無線通信規則第 5. 524 号の規定に従う固定及び移動システムが運用する周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

J237

関係主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、固定業務及び移動業務のどの局についても、他の主管庁の所掌範囲における任意の点の地上高 3m において、時間率 20%以上で− 120. 4 dB(W/(m²・MHz)) を超える電力束密度を生じさせてはならない。この場合においては、ITU-R 勧告 P. 452(ITU-R 勧告 B 0. 1898 を参照)に基づかなければならない。

J238

この周波数帯の固定業務及び移動業務の局は、放送衛星業務の発達を促進するため、その設置を制限されることがある。

J239(未使用)

J240

決議第 555(WRC-12、改)を参照すること。

J241

地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)によるこの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務の運用に制約を課さないものとする。

J242

宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でも 54km の距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。この場合において、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号は適用しない。

J243

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、最小空中線口径を 4. 5m とする地球局に限る。

J244

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な混信を容認しなければならない。

J245

この周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は、他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら衛星基幹放送局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

J246

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限るものとし、また宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

J247

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、近隣国において運用している固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、ITU-R 勧告 SA. 1862 を考慮して運用しなければならない。

J248

この周波数帯における衛星間業務で運用されている非静止衛星を利用した宇宙業務に関しては、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。

J249

この周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィーダリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J250

27. 500–27. 501GHz 及び 29. 999–30. 000GHz の周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で 10dBW を超えてはならない。

J251

27. 501–29. 999GHz の周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J252

27. 9–28. 2GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)にも割り当てることができる。HAPS による当該周波数帯の使用は、補助周波数帯とする。HAPS に割り当てられた当該周波数帯の使用は、HAPS から地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。HAPS は、これらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第 145(WRC-07、改)を参照すること。

J253

この周波数帯において、地球探査衛星業務は局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。

J254

無線通信規則第 5. 535A 号を参照すること。

J255

無線通信規則第 5. 541 号を参照すること。

J255A

29. 5–30GHz の周波数帯において、設備規則第 49 条の 23 の 4 に規定する携帯移動地球局は、決議第 156 (WRC-15) に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。

J256

固定業務又は移動業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 21. 3 号及び第 21. 5 号に定める電力制限値を適用する。

J257

29. 95–30GHz の周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のために、二次業務で地球探査衛星業

務(宇宙から宇宙)にも使用することができる。

J258
無線通信規則第 5. 543A 号を参照すること。

J259
宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 21 条表 21-4 に定める値を超えないことを条件とする。

J260
31. 8-33. 4GHz、37-40GHz、40. 5-43. 5GHz、51. 4-52. 6GHz、55. 78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに使用することができる（決議第 75(WRC-2000) 参照）。

J261
航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、この周波数帯における固定業務の局と無線航行業務の航空機上の局との間の混信は、極力抑えるものとする。

J262
32. 3-33GHz の周波数帯における衛星間業務、32-33GHz の周波数帯における無線航行業務及び 31. 8-32. 3GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信システムを設計するに当たっては、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない(勧告第 707 参照)。

J263
この周波数帯において、地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生ずる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から 0. 8 度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で-73. 3dB(W/m²)を超えてはならない。

J264
地球探査衛星業務（受動）と固定業務及び移動業務との間の 36-37GHz 帯の共用に当たっては、決議第 752(WRC-07)を適用する。

J265
無線通信規則第 5. 551H 号を参照すること。

J266
無線通信規則第 5. 551I 号を参照すること。

J267
43. 5-47GHz 及び 66-71GHz の周波数帯において、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J268
この周波数帯は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して、特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線にも使用することができる。

J269
47. 2-49. 2GHz の周波数帯は、40. 5-42. 5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。

J270
47. 2-47. 5GHz 及び 47. 9-48. 2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)に割り当てることができる。なお、この周波数帯の使用は、決議第 122(WRC-07、改)の規定に従うことを条件とする。

J271
48. 94-49. 04GHz の周波数帯は、一次業務で電波天文業務に分配する。

J272
51. 4-54. 25GHz、58. 2-59GHz 及び 64-65GHz の周波数帯は、電波天文業務にも使用することができる。

J273
移動業務（小電力業務用を除く。）によるこの周波数帯の使用は、2021 年 12 月 31 日までに限る。

J274
衛星間業務による 54. 25-56. 9GHz、57-58. 2GHz 及び 59-59. 3GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道にある衛星相互間に限る。衛星間業務の局による地表面から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、-147dBW/m²/100MHz を超えてはならない。

J275
この周波数帯は、低密度の使用として、一次業務で移動業務にも分配する。

J276
55. 78-56. 26GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務の局における送信機より空中線へ送られる最大電力密度を、-26dB(W/MHz)に制限する。

J277
航空移動業務によるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J278
衛星間システムによるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、-147dBW/m²/100MHz を超えてはならない。

J279
無線標定業務における航空機上のレーダーによるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J280
この周波数帯は、一次業務で地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の宇宙局のレーダーにも使用することができる。

J281
81-81. 5GHz の周波数帯は、二次業務でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。

J282

固定業務、移動業務及び放送業務の局は、周波数割当計画に係る会議における放送衛星業務のための適切な決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

J283

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道上の放送衛星業務のフィーダリンクに限定される。

J284

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、宇宙雲レーダー用に限る。

J285

宇宙局の送信設備及び関連する電波天文業務の用に供する受信設備の運営体は、94-94.1GHz 及び130-134GHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)の宇宙局から電波天文受信機の空中線の主ビームに向けられた送信により発生する干渉を極力避けるため、相互に運用を計画するものとする。

J286

105-109.5GHz、111.8-114.25GHz、155.5-158.5GHz 及び 217-226GHz の周波数帯において、この分配は、宇宙電波天文のみの使用に限る。

J287

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から1000kmまでの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての仰角において-148dB(W/(m²・MHz))を超えてはならない。

J288

地球探査衛星業務(能動)による使用は、133.5-134GHzの周波数帯に限る。

J289

この周波数帯では、地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)に対する分配は2018年1月1日までとする。

J290

固定業務及び移動業務によるこの周波数帯の使用は、2018年1月1日からとする。

J291

衛星間業務による174.8-182GHz及び185-190GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から1000kmまでの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての仰角において-144dB(W/(m²・MHz))を超えてはならない。

J292

200-209GHz、235-238GHz、250-252GHz 及び 265-275GHz の周波数帯では、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。

J293

237.9-238GHz の周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。

J294

受動業務による275-1000GHzの周波数帯の使用は、能動業務による使用を妨げてはならない。

J295

1000-3000GHzの周波数帯は、能動業務及び受動業務に使用することができる。

国際周波数分配の脚注

5. 53

8. 3kHz 未満の周波数の電波の使用を許可する主管庁は、8. 3kHz を超える周波数帯が分配されている業務に有害な混信を生じさせないようにしなければならない。

5. 54

8. 3kHz 未満の周波数を使用して科学的研究を行う主管庁は、この種の研究が有害な混信からの実行可能な全ての保護を与えられるように関係主管庁に協力を要請する。

5. 54A

気象援助業務の局による 8. 3-11. 3kHz の周波数帯の使用は、受信用に限る。9-11. 3kHz の周波数帯において、気象援助業務の局は、2013 年 1 月 1 日より前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と、同日より後に通告された無線航行業務の局との共用については、最新版の ITU-R 勧告 RS. 1881 を適用する。

5. 54B

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イラク、クウェート、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、スーダン及びチュニジアでは、8. 3-9kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務、固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 54C

付加分配：中華人民共和国では、8. 3-9kHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務及び海上移動業務にも分配する。

5. 55

付加分配：アルメニア、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、14-17kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5. 56

14-19. 95kHz 及び 20. 05-70kHz の周波数帯並びに第一地域では 72-84kHz 及び 86-90kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、25kHz 及び 50kHz の周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。。

5. 57

海上移動業務による 14-19. 95kHz、20. 05-70kHz、70-90kHz(第一地域では 72-84kHz 及び 86-90kHz)の周波数帯の使用は、無線電信海岸局に限る(種別 A1A 及び F1B 電波の発射に限る。)。ただし、この周波数帯において種別 A1A 又は F1B 電波の発射に通常使用される必要周波数帯幅を超えない場合、種別 J2B 又は J7B 電波の発射が許される。

5. 58

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、67-70kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 59

業務の種類地域差：バングラデシュ及びパキスタンでは、固定業務及び海上移動業務に対する 70-72kHz 及び 84-86kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 60

70-90kHz(第一地域では 70-86kHz)及び 110-130kHz(第一地域では 112-130kHz)の周波数帯においては、パルス方式の無線航行業務は、これらの周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。

5. 61

第二地域では、70-90kHz 及び 110-130kHz の周波数帯における海上無線航行業務の局の設置及び運用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従い、この表に従って運用する業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。ただし、固定業務、海上移動業務及び無線標定業務の局は、この同意に基づいて設置した海上無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 62

90-110kHz の周波数帯で無線航行業務の局を運用する主管庁は、この局が行う業務が有害な混信を受けないように技術上及び運用上の特性を調整することを要請される。

5. 63(未使用)

5. 64

90-160kHz(第一地域では 90-148. 5kHz)の間で固定業務に分配された周波数帯における固定業務の局及び 110-160kHz(第一地域では 110-148. 5kHz)の間で海上移動業務に分配された周波数帯における海上移動業務の局については、種別 A1A、F1B、A2C、A3C、F1C 又は F3C 電波の発射のみが許される。ただし、海上移動業務の局については、110-160kHz(第一地域では 110-148. 5kHz)の間の周波数帯で種別 J2B 又は J7B 電波の発射も許される。

5. 65

業務の種類地域差：バングラデシュでは、固定業務及び海上移動業務による 112-117. 6kHz 及び 126-129kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 66

業務の種類地域差：ドイツでは、固定業務及び海上移動業務による 115-117. 6kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。また、無線航行業務によるこの周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5. 32 号参照)。

5. 67

付加分配：モンゴル、キルギス及びトルクメニスタンでは、130-148. 5kHz の周波数帯は、二次的基礎で無線航行業務にも分配する。この業務は、これらの国の領域内及び相互の間では、運用上同等の権利を有する。

5. 67A

135. 7-137. 8kHz の周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 1W を超えることなく、無線通信規則第 5. 67 号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 67B

アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、レバノン、シリア、スーダン、南スーダン及びチュニジアにおける 135. 7-137. 8kHz の周波数帯の使用は、固定業務及び海上移動業務に限られるものとする。上記の国において、アマチュア業務は、135. 7-137. 8kHz の周波数帯では使用しないこととし、このことは、そうした使用を承認している国において考慮されるべきものとする。

5. 68

代替分配：コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカ共和国では、160-200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5. 69

付加分配：ソマリアでは、200-255kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 70

代替分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ共和国、エチオピア、ケニア、レソト、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、ザンビア及びジンバ

ブエでは、200-283. 5kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。

5. 71

代替分配：チュニジアでは、255-283. 5kHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 72(未使用)

5. 73

海上無線航行業務による 285-325kHz (第一地域では 283. 5-325kHz) の周波数帯は、無線航行業務の無線標識局に有害な混信を生じさせないことを条件として、狭帯域方式を使用した補足的な航行情報の送信に使用できる。

5. 74

追加分配：第一地域では、285. 3-285. 7kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標識以外の海上無線航行業務にも分配する。

5. 75

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、モルドバ、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による 315-325kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。

5. 76

410kHz の周波数は、海上無線航行業務の無線方向探知に指定する。405-415kHz の周波数帯が分配されたその他の無線航行業務は、406. 5-413. 5kHz の周波数帯の無線方向探知に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 77

業務の種類地域差：オーストラリア、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、大韓民国、インド、イラン、日本、パキスタン、パプアニューギニア及びスリランカでは、415-495kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ラトビア、ウズベキスタン及びキルギスでは、435-495kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。前述の全ての国における主管庁は、435-495kHz の周波数帯の航空無線航行業務の局が、世界的基礎で船舶局のために計画された周波数において、船舶局からの海岸局の受信に対して混信を生じさせないことを明確にするための実行可能な全ての必要な措置を執らなければならない。

5. 78

業務の種類地域差：キューバ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、航空無線航行業務による415-435kHzの周波数の分配は、一次的基礎とする。

5. 79

海上移動業務による415-495kHz及び505-526.5kHz(第二地域では505-510kHz)の周波数帯の使用は、無線電信に限る。

5. 79A

490kHz、518kHz及び4209.5kHzの周波数のナブテックス用の海岸局を開設するときは、主管庁は、国際海事機構(IMO)の手続に従った運用特性の調整を強く勧告される(決議第339(WRC-07、改)参照)。

5. 80

第二地域では、航空無線航行業務による435-495kHzの周波数帯の使用は、音声送信を使用しない無指向性ビーコンに限る。

5. 80A

472-479kHz帯の周波数を使用するアマチュア業務の局の最大等価等方輻射電力は、1Wを超えてはならない。主管庁は、アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スーダン、チュニジア、ウクライナ及びイエメンの国境から800km以上離れた領域の部分においては、この等価等方輻射電力の制限を5Wまで増加させることができる。この周波数帯において、アマチュア業務の局は、航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 80B

アルジェリア、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スーダン、チュニジア及びイエメンにおける472-479kHzの周波数帯の使用は、海上移動業務及び航空無線航行業務に限る。上記の国においてアマチュア業務は、この周波数帯を使用してはならず、そのような使用を承認した国々はこのことを考慮に入れなければならない。

5. 81(未使用)

5. 82

海上移動業務において、490kHzの周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への航行警報、気象警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。490kHzの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。航空無線航行業務による415-495kHzの周波数帯の使用に当たり、主管庁は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にすることが要請される。アマチュア業務による472-479kHzの周波数帯の使用に当たり、主管庁は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にしなければならない。

5. 82A(未使用)

5. 82B(未使用)

5. 83(未使用)

5. 84

海上移動業務における518kHzの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。

5. 85(未使用)

5. 86

第二地域では、525-535kHzの周波数帯においては、放送局の搬送波電力は、昼間は1kW、夜間は250Wを超えてはならない。

5. 87

付加分配：アンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール及びスワジランドでは、526.5-535kHzの周波数帯は、二次的基礎で移動業務にも分配する。

5. 87A

付加分配：ウズベキスタンでは、526.5-1606.5kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。この周波数分配は、無線通信規則第9.21号に従い関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997年10月27日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。

5. 88

付加分配：中華人民共和国では、526.5-535kHzの周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 89

第二地域では、放送業務の局による 1605-1705kHz の周波数帯の使用は、地域無線通信主管庁会議(1988 年リオデジャネイロ)において作成された計画に従う。

1625-1705kHz の周波数帯における固定及び移動業務の局に対する周波数割当ての審査は、地域無線通信主管庁会議(1988 年リオデジャネイロ)において作成された計画に示される分配を考慮する。

5. 90

1605-1705kHz の周波数帯において、第二地域で放送局が設置されている場合には、第一地域の海上移動局の業務区域は、地表波伝搬による業務区域に限る。

5. 91

付加分配：フィリピン及びスリランカでは、1606. 5-1705kHz の周波数帯は、二次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 92

第一地域の一部の国は、1606. 5-1625kHz、1635-1800kHz、1850-2160kHz、2194-2300kHz、2502-2850kHz 及び 3500-3800kHz の周波数帯での無線測位の通信系の運用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。この局の平均輻射電力は、50W を超えてはならない。

5. 93

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz 及び 2160-2170kHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 94(未使用)

5. 95(未使用)

5. 96

ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、クロアチア、デンマーク、エストニア、ロシア、フィンランド、ジョージア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モルド

バ、ノルウェー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、英国、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715-1800kHz 及び 1850-2000kHz の周波数帯のうち 200kHz までを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も 10W を超えてはならない。

5. 97

第三地域では、ロラン方式は、1825-1875kHz 又は 1925-1975kHz を占有周波数帯として、1850kHz 又は 1950kHz のいずれかで運用する。1800-2000kHz の周波数帯が分配されたその他の業務は、1850kHz 又は 1950kHz で運用するロラン方式に有害な混信を生じさせないことを条件として、この周波数帯の周波数を使用することができる。

5. 98

代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、ジョージア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びトルコでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 99

付加分配：サウジアラビア、オーストリア、イラク、リビア、ウズベキスタン、スロバキア、ルーマニア、スロベニア、チャド及びトーゴでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 100

第一地域において、領域の全体又は一部が北緯 40 度以北にある国のアマチュア業務による 1810-1830kHz の周波数帯の使用は、アマチュア局と無線通信規則第 5. 98 号及び第 5. 99 号の規定に従って運用する他の業務の局との間の有害な混信を避けるための必要となる措置を決定するために無線通信規則第 5. 98 号及び第 5. 99 号に掲げる国と協議を行った後にもみ許される。

5. 101(未使用)

5. 102

代替分配：ボリビア、チリ、パラグアイ及びペルーでは、1850-2000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務(航空移動を除く。)、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。

5. 103

第一地域では、1850-2045kHz、2194-2498kHz、2502-2625kHz 及び 2650-2850kHz の周波数帯において固定業務及び移動業務の局への割当てに当たっては、主管庁は、海上移動業務の特別な要求に留意するものとする。

5. 104

第一地域では、気象援助業務による 2025-2045kHz の周波数帯の使用は、海洋学用のブイの局に限る。

5. 105

グリーンランドを除く第二地域では、2065-2107kHz の周波数帯で無線電話を使用する海岸局及び船舶局は、発射の種別を J3E に限り、また、尖頭包絡線電力は、1kW を超えてはならず、できるだけ 2065.0kHz、2079.0kHz、2082.5kHz、2086.0kHz、2093.0kHz、2096.5kHz、2100.0kHz 及び 2103.5kHz の搬送周波数を使用するものとする。アルゼンチン及びウルグアイでは 2068.5kHz 及び 2075.5kHz の搬送周波数は、2072-2075.5kHz の周波数帯で使用されるという無線通信規則第 52.165 号の規定にかかわらず、この目的のためにも使用される。

5. 106

第二地域及び第三地域では、2065kHz から 2107kHz までの周波数の固定業務の局による使用は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、国境内での通信に限られ、かつ、平均電力が 50W を超えない固定業務の局に使用することができる。これらの周波数を通告する際には、これらの規定について無線通信局の注意を喚起するものとする。

5. 107

付加分配：サウジアラビア、エリトリア、エチオピア、イラク、リビア、ソマリア及びスワジランドでは、2160-2170kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50W を超えてはならない。

5. 108

2182kHz の搬送周波数は、無線電話のための国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。2173.5-2190.5kHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 109

2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び 16804.5kHz の周波数は、デジタル選択呼出しのための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。

5. 110

2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz 及び 16695kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信のための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。

5. 111

2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び 8364kHz の搬送周波数並びに 121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz 及び 243MHz の周波数は、地上無線通信業務に対する現行の手續に従い、有人の宇宙飛行体に関する搜索救助作業のためにも使用することができる。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。10003kHz、14993kHz 及び 19993kHz の周波数も同様とする。もっとも、これらの周波数を使用する場合には、発射は±3kHz の周波数帯内に制限しなければならない。

5. 112

代替分配：デンマーク及びスリランカでは、2194-2300kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 113

放送業務による 2300-2495kHz(第一地域では 2300-2498kHz)、3200-3400kHz、4750-4995kHz 及び 5005-5060kHz の周波数帯の使用条件については、無線通信規則第 5.16 号から第 5.20 号まで、第 5.21 号及び第 23.3 号から第 23.10 号までを参照すること。

5. 114

代替分配：デンマーク及びイラクでは、2502-2625kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 115

3023kHz 及び 5680kHz の搬送周波数は、それぞれ無線通信規則第 31 条の規定に従い、共同の搜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

5. 116

主管庁は、小電力の無線補聴器に対して世界的に共通のチャンネルを設けるため、3155-3195kHz の周波数帯の使用を許可することを要請される。主管庁は、地域的な需要を満たすため、3155-3400kHz の周波数帯において、この種の機器に対して追加のチャンネルを割り当てることができる。

3000-4000kHz の範囲内の周波数が、誘導磁界内において短距離で運用するように設計されている無線補聴器に適していることに留意するものとする。

5. 117

代替分配：コートジボワール、デンマーク、エジプト、リベリア、スリランカ及びトーゴでは、

3155-3200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5.118

付加分配：アメリカ合衆国、メキシコ、ペルー及びウルグアイでは、3230-3400kHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5.119

付加分配：ペルーでは、3500-3750kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.120(未使用)

5.121(未使用)

5.122

代替分配：ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ及びペルーでは、3750-4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5.123

付加分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、3900-3950kHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

5.124(未使用)

5.125

付加分配：グリーンランドでは、3950-4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯で運用する放送局の電力は、国内業務に必要な限度を超えてはならず、かつ、いかなる場合にも 5kW を超えてはならない。

5.126

第三地域では、3995-4005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5.127

海上移動業務による 4000-4063kHz の周波数帯の使用は、無線電話を使用する船舶局に限る(無線通信規則第 52.220 号及び付録第 17 号参照)。

5.128

4063-4123kHz 及び 4130-4438kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、ジョージア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、パキスタン、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が 1kW を超えない固定業務の局であって、海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063-4123kHz、4130-4133kHz 及び 4408-4438kHz の周波数帯で運用することができる。

5.129(未使用)

5.130

4125kHz 及び 6215kHz の搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5.131

4209.5kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷技術による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。

5.132

4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz 及び 26100.5kHz の周波数は、海上安全情報(MSI)の送信のための国際周波数とする(無線通信規則付録第 17 号参照)。

5.132A

無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

5.132B

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、4438-4488kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

5.133

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ニジェール、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130-5250kHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務(航

空移動を除く。)に分配する（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5.133A

代替分配: アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、5250–5275kHz 及び 26200–26350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5.133B

5351.5–5366.5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 15W を超えてはならない。ただし、メキシコでは、5351.5–5366.5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 20W を超えてはならない。以下の第二地域の国：アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、エルサルバドル、エクアドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ及び第二地域におけるオランダの海外領土では、5351.5–5366.5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 25W を超えてはならない。

5.134

5900–5950kHz、7300–7350kHz、9400–9500kHz、11600–11650kHz、12050–12100kHz、13570–13600kHz、13800–13870kHz、15600–15800kHz、17480–17550kHz 及び 18900–19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第 12 条の手続が適用される。主管庁は、決議第 517(WRC-07、改)の規定に従い、これらの周波数帯をデジタル変調方式の導入推進のために使用することが要請される。

5.135(未使用)

5.136

付加分配：5900–5950kHz の周波数帯は、無線局の所在する国の領域内でのみ通信を行う場合には、次の業務に使用することができる。

固定業務（全三地域）

陸上移動業務（第一地域）

航空移動(R)を除く移動業務（第二地域及び第三地域）

ただし、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5.137

6200–6213.5kHz 及び 6220.5–6525kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。これらの周波数の通告に際しては、無線通信局は、この条件に注意喚起する。

5.138

6765–6795kHz(中心周波数 6780kHz)、無線通信規則第 5.280 号に定める国を除く第一地域の 433.05–434.79MHz(中心周波数 433.92MHz)、61–61.5GHz(中心周波数 61.25GHz)、122–123GHz(中心周波数 122.5GHz)及び 244–246GHz(中心周波数 245GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)に分配する。ISM のためのこの周波数帯の使用は、当該主管庁が、影響を受けるおそれがある無線通信業務を有する主管庁の同意を得て、それに特別の承認を与えることを条件とする。主管庁は、この規定を適用するに当たっては、ITU-R の最新の関連する勧告を十分尊重しなければならない。

5.138A

6765–7000kHz の周波数帯は、2009 年 3 月 29 日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、この周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

5.139

業務の種類地域差：2009 年 3 月 29 日までは、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、陸上移動業務に対する 6765–7000kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5.140

付加分配：アンゴラ、イラク、ソマリア及びトーゴでは、7000–7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.141

代替分配：エジプト、エリトリア、エチオピア、ギニア、リビア、マダガスカル及びニジェールでは、7000–7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5.141A

付加分配: ウズベキスタン及びキルギスでは、7000–7100kHz 及び 7100–7200kHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5.141B

付加分配：2009年3月29日より後に、アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、ギニア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ニュージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100-7200 kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。

5. 141C

第一地域及び第三地域では、7100-7200kHz の周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 142

2009年3月29日までは、第二地域でのアマチュア業務による7100-7300 kHz の周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。同日後、第二地域でのアマチュア業務による7200-7300kHz の周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。

5. 143

付加分配：7300-7350kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものを使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143A

第三地域では、7350-7450kHz の周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものを使用することができる。主管庁は、この周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143B

第一地域では、7350-7450kHz の周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。同日後、7350-7450kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合輻射電力が24dBWを超えない固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものを使用することができる。

5. 143C

付加分配：2009年3月29日より後に、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、イラン、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、オマーン、カタール、シリア、スーダン、南スーダン、チュニジア及びイエメンでは、7350-7400kHz 及び7400-7450kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 143D

第二地域では、7350-7400kHz の周波数帯は、2009年3月29日までは、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。2009年3月29日後に、この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、上記の業務の局のうち、その所在する国の領域内でのみ通信を行うもので、使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143E

2009年3月29日までは、7450-8100kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で陸上移動業務に分配する。

5. 144

第三地域では、7995-8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 145

8291kHz、12290kHz 及び16420kHz の搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。

5. 145A

無線標定業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

5. 145B

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、9305-9355kHz 及び16100-16200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5. 146

付加分配：9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、固定業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 147

9775-9900kHz、11650-11700kHz 及び 11975-12050kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合輻射電力が 24dBW を超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。

5. 148(未使用)

5. 149

主管庁は、13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、73-74.6MHz（第一地域及び第三地域）、150.05-153MHz（第一地域）、322-328.6MHz、406.1-410MHz、608-614MHz（第一地域及び第三地域）、1330-1400MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345.8-3352.5MHz、4825-4835MHz、4950-4990MHz、4990-5000MHz、6650-6675.2MHz、10.6-10.68GHz、14.47-14.5GHz、22.01-22.21GHz、22.21-22.5GHz、22.81-22.86GHz、23.07-23.12GHz、31.2-31.3GHz、31.5-31.8GHz（第一地域及び第三地域）、36.43-36.5GHz、42.5-43.5GHz、48.94-49.04GHz、76-86GHz、92-94GHz、94.1-100GHz、102-109.5GHz、111.8-114.25GHz、128.33-128.59GHz、129.23-129.49GHz、130-134GHz、136-148.5GHz、151.5-158.5GHz、168.59-168.93GHz、171.11-171.45GHz、172.31-172.65GHz、173.52-173.85GHz、195.75-196.15GHz、209-226GHz、241-250GHz 及び 252-275GHz の周波数帯が分配されている他の業務の局に対する周波数割当てを行うに当たっては、電波天文業務を有害な混信から保護するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る（無線通信規則第 4.5 号、第 4.6 号及び第 29 条参照）。

5. 149A

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、13450-13550kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

5. 150

13553-13567kHz(中心周波数 13560kHz)、26957-27283kHz(中心周波数 27120kHz)、40.66-40.70MHz(中心周波数 40.68MHz)、第二地域における 902-928MHz(中心周波数 915MHz)、2400-2500MHz(中心周波数 2450MHz)、5725-5875MHz(中心周波数 5800MHz)及び 24-24.25GHz(中心周波数 24.125GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)の使用に指定する。この周波数帯で運用

する無線通信業務は、これらの使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯での ISM 装置の運用は、無線通信規則第 15.13 号の規定に従うことを条件とする。

5. 151

付加分配：13570-13600kHz 及び 13800-13870kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 152

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、中華人民共和国、コートジボワール、ロシア、ジョージア、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250-14350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超える輻射電力を使用してはならない。

5. 153

第三地域では、15995-16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 154

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068-18168kHz の周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 155

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配する。

5. 155A

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の航行の安全に関する業務に限る。

5. 155B

21870-21924kHz の周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用される。

5. 156

付加分配：ナイジェリアでは、22720-23200kHz の周波数帯は、一次的基礎で気象援助業務(ラジオゾンデ)にも分配する。

5. 156A

23200-23350kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

5. 157

海上移動業務による 23350-24000kHz の周波数帯の使用は、船舶間無線電信に限る。

5. 158

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、24450-24600kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

5. 159

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、39-39.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 160

付加分配：ボツワナ、ブルンジ、コンゴ民主共和国及びルワンダでは、41-44MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 161

付加分配：イラン及び日本では、41-44MHz の周波数は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 161A

付加分配：大韓民国及びアメリカ合衆国では、41.015-41.665MHz 及び 43.35-44MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

5. 161B

代替分配：アルバニア、ドイツ、アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、

フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、ウズベキスタン、オランダ、ポルトガル、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ及びウクライナでは、42-42.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 162

付加分配：オーストラリアでは、44-47MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 162A

付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中華人民共和国、バチカン、デンマーク、スペイン、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、チェコ、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン及びスイスでは、46-68MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この分配は、決議第 217 (WRC-97)に従って運用するウィンドプロファイラレーダーに限る。

5. 163

付加分配：アルメニア、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、47-48.5MHz 及び 56.5-58MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 164

付加分配：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは、47-68MHz の周波数帯、南アフリカ共和国では 47-50MHz の周波数帯、ラトビアでは 48.5-56.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送局からの保護を要求してはならない。

5. 165

付加分配：アンゴラ、カメルーン、コンゴ共和国、マダガスカル、モザンビーク、ニジェール、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア及びチャドでは、47-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 166(未使用)

5. 167

代替分配：バングラデシュ、ブルネイ、インド、イラン、パキスタン及びシンガポールでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。

5. 167A

付加分配：インドネシア及びタイでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務にも分配する。

5. 168

付加分配：オーストラリア、中華人民共和国及び朝鮮民主主義人民共和国では、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 169

付加分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、ナミビア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、50-54MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務にも分配する。セネガルでは、50-51MHz の周波数帯は、一次的基礎でアマチュア業務に分配する。

5. 170

付加分配：ニュージーランドでは、51-54MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 171

付加分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、マリ、ナミビア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、54-68MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 172

業務の種類地域差：第二地域のフランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務による 54-68MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 173

業務の種類地域差：第二地域のフランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務による 68-72MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 174(未使用)

5. 175

代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz 及び 76-87. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。ラトビア及びリトアニアでは、68-73MHz 及び 76-87. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。

5. 176

付加分配：オーストラリア、中華人民共和国、大韓民国、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びサモアでは、68-74MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 177

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73-74MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 178

付加分配：コロンビア、キューバ、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス及びニカラグアでは、73-74. 6MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 179

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、ジョージア、カザフスタン、リトアニア、モンゴル、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74. 6-74. 8MHz 及び 75. 2-75. 4MHz の周波数帯は、地上に設置した送信機のためにより、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 180

75MHz の周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。主管庁は、電力は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならない。また、制約を与えるおそれがある他の業務の局に対して保護周波数帯の境界に近い周波数を割り当てることを差し控えなければならない。

航空機上の受信機の特性を向上させ、74.8MHz 及び 75.2MHz の境界に近い送信局の電力を制限するため、あらゆる努力を行うものとする。

5. 181

付加分配：エジプト、イスラエル及びシリアでは、74.8-75.2MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9.21 号の規定に従った手続の適用により識別されるおそれのある全ての主管庁による航空無線航行業務での使用の要望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 182

付加分配：サモアでは、75.4-87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 183

付加分配：中華人民共和国、大韓民国、日本、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国では、76-87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 184(未使用)

5. 185

業務の種類地域差：アメリカ合衆国、第二地域のフランス海外県、ガイアナ及びパラグアイでは、固定業務及び移動業務による 76-88MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 186(未使用)

5. 187

代替分配：アルバニアでは、81-87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配し、特別地域会議(1960 年、ジュネーブ)の最終文書に従って使用する。

5. 188

付加分配：オーストラリアでは、85-87MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。オーストラリアにおける放送業務の導入に当たり、関係主管庁の特別協定に従うことを条件とする。

5. 189(未使用)

5. 190

付加分配：モナコでは、87.5-88MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 191(未使用)

5. 192

付加分配：中華人民共和国及び大韓民国では、100-108MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 193(未使用)

5. 194

付加分配：アゼルバイジャン、キルギス、ソマリア及びトルクメニスタンでは、104-108MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。

5. 195(未使用)

5. 196(未使用)

5. 197

付加分配：シリアでは、108-111.975MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9.21 号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁によっても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 197A

108-117.975MHz の周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次的基礎で航空移動業務(R)にも分配される。この使用は、決議第 413(WRC-07、改)の規定に従わなければならない。なお、108-112MHz の周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、国際航空標準に従い、航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機と関連の受信機で構成されるシステムに限る。

5. 198(未使用)

5. 199(未使用)

5. 200

117. 975-137MHz の周波数帯においては、121. 5MHz の周波数は航空非常用周波数とし、必要な場合には、123. 1MHz の周波数は 121. 5MHz の補助の航空用周波数とする。海上移動業務の移動局は、無線通信規則第 31 条に定める条件に従い、遭難及び安全の目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。

5. 201

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、132-136MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

5. 202

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、ロシア、ジョージア、イラン、ヨルダン、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136-137MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

5. 203(未使用)

5. 203A(未使用)

5. 203B(未使用)

5. 204

業務の種類地域差:アフガニスタン、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、中華人民共和国、キューバ、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、クウェート、モンテネグロ、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、セルビア、シンガポール、タイ及びイエメンでは、137-138MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 205

業務の種類地域差:イスラエル及びヨルダンでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)による 137-138MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 206

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、航空移動(OR)業務による 137-138MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 207

付加分配：オーストラリアでは、137-144MHz の周波数帯は、放送業務が地域的な分配での運用が可能となるまで、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 208

移動衛星業務による 137-138MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。

5. 208A

137-138MHz、387-390MHz 及び 400. 15-401MHz の周波数帯において移動衛星業務の宇宙局に割当てを行うに際しては、主管庁は、150. 05-153MHz、322-328. 6MHz、406. 1-410MHz 及び 608-614MHz の周波数帯で運用される電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために実行可能な全ての措置を執る。電波天文業務に対して有害とみなされるしきい値は、関連する ITU-R 勧告に示されている。

5. 208B

137-138MHz、387-390MHz、400. 15-401MHz、1452-1492MHz、1525-1610MHz、1613. 8-1626. 5MHz、2655-2670MHz、2670-2690MHz 及び 21. 4-22GHz の周波数帯は、決議第 739(WRC-15、改)の規定を適用する。

5. 209

移動衛星業務による 137-138MHz、148-150. 05MHz、399. 9-400. 05MHz、400. 15-401MHz、454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の使用は、非静止衛星系に限る。

5. 210

付加分配：イタリア、チェコ及び英国では、138-143. 6MHz 及び 143. 65-144MHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 211

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、ギニア、アイルランド、イスラエル、ケ

ニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 212

代替分配：アンゴラ、ボツワナ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、ヨルダン、レソト、リベリア、リビア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、オマーン、ウガンダ、シリア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スワジランド、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 213

付加分配：中華人民共和国では、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 214

付加分配：エリトリア、エチオピア、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、セルビア、ソマリア、スーダン、南スーダン及びタンザニアでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 215(未使用)

5. 216

付加分配：中華人民共和国では、144-146MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。

5. 217

付加分配：アフガニスタン、バングラデシュ、キューバ、ガイアナ及びインドでは、146-148MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 218

付加分配：148-149.9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射の周波数の幅は、±25kHz を超えてはならない。

5. 219

移動衛星業務による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整

を条件とする。移動衛星業務は、148-149.9MHz の周波数帯の固定、移動及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。

5. 220

移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。

5. 221

148-149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中華人民共和国、キプロス、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エチオピア、ロシア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、ニュージーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英国、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ

5. 222(未使用)

5. 223(未使用)

5. 224(未使用)

5. 224A(未使用)

5. 224B(未使用)

5. 225

付加分配：オーストラリア及びインドでは、150. 05-153MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 225A

付加分配：アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、フランス、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びベトナムでは、154-156MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。無線標定業務による 154-156MHz の周波数帯の使用は、地上から運用を行う宇宙物体探査システムに限る。154-156MHz の周波数帯における無線標定業務の局の運用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従わなければならない。第一地域における影響を受ける可能性のある主管庁の特定に関しては、他の主管庁の領域との境界の地上高 10m 及び 25kHz の参照周波数帯域において、時間率 10%で 12dB (μ V/m)の瞬時電界強度値を使用しなければならない。第三地域における影響を受ける可能性のある主管庁の特定に関しては、他の主管庁の領域との境界の地上高 60m において、時間率 1%で-6dB 又は公共保安・災害救済通信のように比較的大きな保護が要求される使用については -10dB の I/N 比 (N=-161dBW/4 kHz) を使用しなければならない。156. 7625-156. 8375MHz 、 156. 5125-156. 5375MHz 、 161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯において、宇宙監視レーダーの帯域外の等価等方輻射電力の値は-16dBW を超えてはならない。この分配に基づくウクライナの無線標定業務への周波数の割当ては、モルドバの同意がなければ使用されないものとする。

5. 226

156. 525MHz の周波数は、デジタル選択呼出 (DSC) を利用した海上移動業務の VHF 無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び 156. 4875-156. 5625MHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条、第 52 条及び付録第 18 号に定める。

156. 8MHz の周波数は、海上移動業務の VHF 無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び 156. 7625-156. 8375MHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び付録第 18 号に定める。

156-156. 4875MHz 、 156. 5625-156. 7625MHz 、 156. 8375-157. 45MHz 、 160. 6-160. 975MHz 及び 161. 475-162. 05MHz の周波数帯においては、海上移動業務の局に割り当てた周波数に限り、各主管庁は、この業務に優先権を与えなければならない (無線通信規則第 31 条、第 52 条及び付録第 18 号参照)。

海上移動業務の VHF 無線電話に有害な混信を生じさせるおそれがある地区では、これらの周波数帯が分配されている他の業務の局によるこれらの周波数帯内のいかなる周波数の使用も避けるものとする。ただし、156. 8MHz 及び 156. 525MHz の周波数並びに海上移動業務に優先権が与えられている周波数帯は、関係主管庁及び影響を受ける主管庁の同意を得ることを条件とし、かつ、現在の周波数使用方法及び現存する合意に留意して、内陸水路の無線通信に使用することができる。

る。

5. 227

付加分配：156. 4875-156. 5125MHz 及び 156. 5375-156. 5625MHz の周波数帯は、固定業務及び陸上移動業務にも一次的基礎で分配される。固定業務及び陸上移動業務によるこれらの周波数帯の使用は、海上移動業務の VHF 無線電話に有害な混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。

5. 227A(未使用)

5. 228

移動衛星業務(地球から宇宙)による 156. 7625-156. 7875MHz 及び 156. 8125-156. 8375MHz の周波数帯の使用は、長距離用 AIS 情報(メッセージ 27、最新版の ITU-R 勧告 M. 1371 を参照)の船舶自動識別装置(AIS)による発信を受信する場合に限る。船舶自動識別装置(AIS)の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での発射は、1W を超えてはならない。

5. 228A

161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に使用することができる。

5. 228AA

海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 161. 9375-161. 9625MHz 及び 161. 9875-162. 0125MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。

5. 228B

固定業務及び陸上移動業務による 161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 228C

海上移動業務及び移動衛星業務(地球から宇宙)による 161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯の使用は、船舶自動識別装置(AIS)に限る。航空移動(OR)業務によるこれらの周波数帯の使用は、航空機による捜索救助活動からの船舶自動識別装置(AIS)の発射に限る。これらの周波数帯における AIS の運用は、隣接する周波数帯で運用する固定業務及び移動業務の開発及び使用に制限を課してはならない。

5. 228D

161.9625-161.9875MHz (AIS 1) 及び 162.0125-162.0375MHz (AIS 2) の周波数帯は、固定業務及び移動業務への分配が有効ではなくなる 2025 年 1 月 1 日までは、一次的基礎で固定業務及び移動業務による使用を継続することができる。主管庁は、固定業務及び移動業務によるこれらの周波数帯の使用を移行日より前に止めるために、全ての実行可能な努力を行うことを奨励される。この移行期間の間、これらの周波数帯における海上移動業務は、固定業務、陸上移動業務及び航空移動業務に対して優先権を有する。

5.228E

161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯における航空移動(OR)業務による船舶自動識別装置の使用は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に限る。

5.228F

移動衛星業務(地球から宇宙)による 161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務で運用されている局からの船舶自動識別装置の発射を受信する場合に限る。

5.229

付加分配：モロッコでは、162-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。この周波数帯の使用は、分配表に従って運用中又は使用を計画中の業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。1981 年 1 月 1 日に現存する局は、その時点における技術特性を維持する限り、そのような同意による影響を受けない。

5.230

付加分配：中華人民共和国では、163-167MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5.231

付加分配：アフガニスタン及び中華人民共和国では、167-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯における放送業務の導入は、影響を受けるおそれがある業務を有する第三地域の隣接国の同意を得ることを条件とする。

5.232(未使用)

5.233

付加分配：中華人民共和国では、174-184MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。これらの業務は、現存の、又は計画された放送局に有害な混信

を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5.234(未使用)

5.235

付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、マルタ、モナコ、ノルウェー、オランダ、英国、スウェーデン及びスイスでは、174-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。陸上移動業務の局は、この脚注に掲げられていない国の現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5.236(未使用)

5.237

付加分配：コンゴ共和国、エジプト、エリトリア、エチオピア、ザンビア、ギニア、リビア、マリ、シエラレオネ、ソマリア及びチャドでは、174-223MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.238

付加分配：バングラデシュ、インド、パキスタン及びフィリピンでは、200-216MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.239(未使用)

5.240

付加分配：中華人民共和国及びインドでは、216-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5.241

第二地域では、216-225MHz の周波数帯は、新たな無線標定業務の局は使用できない。1990 年 1 月 1 日前に使用が許可された局は、二次的基礎で運用を継続することができる。

5.242

付加分配：カナダでは、216-220MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5.243

付加分配：ソマリアでは、216-225MHz の周波数帯は、他国の現存又は計画された放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 244(未使用)

5. 245

付加分配：日本では、222-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 246

代替分配：スペイン、フランス、イスラエル及びモナコでは、223-230MHz の周波数帯は、一次的基礎(無線通信規則第 5. 33 号参照)で放送業務及び陸上移動業務に分配する。なお、分配表を作成の際は、放送業務が周波数の優先選択権を持つこととする。また、二次的基礎で固定業務及び陸上移動を除く移動業務に分配する。なお、陸上移動業務の局はモロッコ及びアルジェリアの現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 247

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、アラブ首長国連邦、ヨルダン、オマーン、カタール及びシリアでは、223-235MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 248(未使用)

5. 249(未使用)

5. 250

付加分配：中華人民共和国では、225-235MHz の周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 251

付加分配：ナイジェリアでは、230-235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に定める同意を得ることを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 252

代替分配：ボツワナ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランド、ザンビア及びジンバブエでは、230-238MHz 及び 246-254MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 253(未使用)

5. 254

235-322MHz 及び 335. 4-399. 9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ること及び無線通信規則第 5. 256A 号に掲げる付加分配を除く分配表に従って運用し、又は運用する計画のある他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件として、移動衛星業務に使用することができる。

5. 255

移動衛星業務の 312-315MHz(地球から宇宙)及び 387-390MHz(宇宙から地球)の周波数帯は、非静止衛星系にも使用することができる。これらの使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に基づく調整を条件とする。

5. 256

243MHz の周波数は、救命浮機局及び救命のための装置が使用する周波数とする。

5. 256A

付加分配：中華人民共和国、ロシア及びカザフスタンでは、258 261MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。また、宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。

5. 257

267-272MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、主管庁は、その国内における宇宙遠隔測定のため、一次的基礎で使用することができる。

5. 258

航空無線航行業務による 328. 6-335. 4MHz の周波数帯の使用は、ILS(グライドパス用)に限る。

5. 259

付加分配：エジプト及びシリアでは、328. 6-335. 4MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9. 21 号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁においても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 260(未使用)

5. 261

標準周波数 400. 1MHz の±25kHz の周波数の幅での発射に制限しなければならない。

5. 262

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボツワナ、コロンビア、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、400. 05-401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 263

400. 15-401MHz の周波数帯は、宇宙空間における有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙研究業務にも分配される。この使用において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなされない。

5. 264

移動衛星業務による 400. 15-401MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。無線通信規則付録第 5 号第 1 附属書に示される電力束密度制限は世界無線通信会議で改正されるときまで適用される。

5. 265

403-410MHz の周波数帯は、決議第 205 号(WRC-15、改)を適用する。

5. 266

移動衛星業務による 406-406. 1MHz の周波数帯の使用は、小電力の衛星非常用位置指示無線標識に限る（無線通信規則第 31 条参照）。

5. 267

406-406. 1MHz の周波数帯では、承認された使用に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

5. 268

宇宙研究業務による 410-420MHz の周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による宇宙から宇宙への通信回線に限る。410-420MHz の周波数帯による宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の送信局からの発射により生ずる地表面での電力束密度は、電波の到来角を δ 、参照帯域幅を 4kHz とした場合に、 $0^\circ \leq \delta \leq 5^\circ$ に対しては-153dB(W/m²)、 $5^\circ \leq \delta \leq 70^\circ$ に対しては-153+0. 077(δ -5) dB(W/m²)、 $70^\circ \leq \delta \leq 90^\circ$ に対しては-148dB(W/m²)を超えてはならない。この周波数帯においては、宇

宙研究業務(宇宙から宇宙)の局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、また、それらの局の使用と発達を妨げてはならない。無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。

5. 269

業務の種類地域差：オーストラリア、アメリカ合衆国、インド、日本及び英国では、無線標定業務に対する 420-430MHz 及び 440-450MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 270

付加分配：オーストラリア、アメリカ合衆国、ジャマイカ及びフィリピンでは、420-430MHz 及び 440-450MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 271

付加分配：ベラルーシ、中華人民共和国、インド、キルギス及びトルクメニスタンでは、420-460MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務(電波高度計)にも分配する。

5. 272(未使用)

5. 273(未使用)

5. 274

代替分配：デンマーク、ノルウェー、スウェーデン及びチャドでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 275

付加分配：クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ及びセルビアでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 276

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキナファソ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スイス、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配し、430-435MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、エクアドルを除き、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 277

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジブチ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、コンゴ民主共和国、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 278

業務の種類地域差：アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、ホンジュラス、パナマ及びベネズエラでは、アマチュア業務に対する 430-440MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 279

付加分配：メキシコでは、430-435MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 279A

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる 432-438MHz の周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 RS. 1260 1 に従うものとする。さらに、432-438MHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第 5. 29 号及び第 5. 30 号の規定に従った二次的基礎として運用することを何ら損なうものではない。

5. 280

ドイツ、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、ポルトガル、セルビア、スロベニア及びスイスでは、433. 05-434. 79MHz の周波数帯（中心周波数 433. 92MHz）は、産業科学医療（ISM）の使用に指定する。この周波数帯で運用するこれらの国の無線通信業務は、この使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯における ISM 装置の運用は、無線通信規則第 15. 13 号の規定に従うことを要する。

5. 281

代替分配：第二地域のフランス海外県及びインドでは、433. 75-434. 25MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。フランス及びブラジルでは、その周波数帯は二次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)に分配する。

5. 282

435-438MHz、1260-1270MHz、2400-2450MHz、3400-3410MHz(第二地域及び第三地域に限る。)及び 5650-5670MHz の周波数帯においては、アマチュア衛星業務は、分配表(無線通信規則第 5. 43 号参照)に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。この使用を許可する主管庁は、アマチュア衛星業務の局の発射によって生ずるいかなる有害な混信も無線通信規則第 25. 11 号の規定に従って直ちに除去することを確保する。アマチュア衛星業務による 1260-1270MHz 及び 5650-5670MHz の周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

5. 283

付加分配：オーストリアでは、438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 284

付加分配：カナダでは、440-450MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 285

業務の種類地域差：カナダでは、無線標定業務に対する 440-450MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 286

449. 75-450. 25MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

5. 286A

移動衛星業務による 454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。

5. 286AA

450-470MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(決議第 224(WRC-15、改)参照)。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 286B

無線通信規則第 5. 286 号に掲げる国では 454-455MHz、第二地域では 455-456MHz 及び 459-460MHz 並びに無線通信規則第 5. 286E 号に掲げる国では 454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じ

させてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 286C

無線通信規則第 5. 286D 号に掲げる国では 454-455MHz、第二地域では 455-456MHz 及び 459-460MHz 並びに無線通信規則第 5. 286E 号に掲げる国では 454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務及び移動業務の局の使用と発達を妨げてはならない。

5. 286D

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びパナマでは、454-455MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。

5. 286E

付加分配：カーボヴェルデ、ネパール及びナイジェリアでは、454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。

5. 287

海上移動業務による 457. 5125-457. 5875MHz 及び 467. 5125-467. 5875MHz の周波数帯の使用は、船上通信局に限る。使用装置の特性やチャンネルの配置は、ITU-R 勧告 M. 1174-3 による。領水内におけるこれらの周波数帯の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とする。

5. 288

アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457. 525MHz、457. 550MHz、457. 575MHz 及び 457. 600MHz とし、これらの周波数は、それぞれ、467. 750 MHz、467. 775 MHz、467. 800 MHz 及び 467. 825 MHz と対に組み合わせられる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 M. 1174-3 の規定に適合しなければならない。

5. 289

460-470MHz 及び 1690-1710MHz の周波数帯においては、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務は、宇宙から地球への伝送のため、分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。

5. 290

業務の種類地域差：アフガニスタン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、日本、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、気象衛星業務(宇宙から地球)に対する 460-470MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 291

付加分配：中華人民共和国では、470-485MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ること及び現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 291A

付加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、リヒテンシュタイン、チェコ、セルビア及びスイスでは、470-494MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第 217(WRC-97)に従ってウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。

5. 292

業務の種類地域差：アルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 293

業務の種類地域差：カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ及びパナマでは、固定業務に対する 470-512MHz 及び 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。バハマ、バルバドス、カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパナマでは、移動業務に対する 470-512MHz 及び 614-698MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 294

付加分配：サウジアラビア、カメルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、リビア、シリア、チャド及びイエメンでは、470-582MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 295

バハマ、バルバドス、カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、470-608MHz の周波数帯又はその一部は IMT に特定される (決議第 224(WRC-15、改)参照)。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にある IMT システムの移動業務の局は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混

信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43 号及び第 5.43A 号を適用する。メキシコでは、この周波数帯での IMT の使用は 2018 年 12 月 31 日より前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあっては延長することができる。

5.296

付加分配：アルバニア、ドイツ、アンゴラ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、バチカン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ハンガリー、イラク、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マリ、マルタ、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モルドバ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、スロバキア、チェコ、英国、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、スーダン、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ザンビア及びジンバブエでは、470-694MHz の周波数帯は、放送及び放送番組の制作に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の、又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。

5.296A

ミクロネシア、ソロモン、ツバル及びバヌアツにおける 470-698MHz の周波数帯又はその一部並びにバングラデシュ、モルジブ及びニュージーランドにおける 610-698MHz の周波数帯又はその一部は IMT を導入しようとする主管庁によって特定される（決議第 224(WRC-15、改)参照）。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。これらの周波数帯に分配された移動業務は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意が得られた場合に限り IMT システムで使用され、近隣国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43 号及び第 5.43A 号を適用する。

5.297

付加分配：カナダ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ及びジャマイカでは、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。パハマ、バルバドス及びメキシコでは、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。

5.298

付加分配：インドでは、549.75-550.25MHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5.299(未使用)

5.300

付加分配：サウジアラビア、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イスラエル、ヨルダン、リビア、オマーン、カタール、シリア及びスーダンでは、582-790MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.301(未使用)

5.302(未使用)

5.303(未使用)

5.304

付加分配：アフリカ放送地区(無線通信規則第 5.10 号から第 5.13 号まで参照)では、606-614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.305

付加分配：中華人民共和国では、606-614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.306

付加分配：アフリカ放送地区(無線通信規則第 5.10 号から第 5.13 号まで参照)を除く第一地域及び第三地域では、608-614MHz の周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.307

付加分配：インドでは、608-614MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.308

付加分配：ベリーズ及びコロンビアでは、614-698MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務にも分配する。その周波数帯内にある移動業務の局は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5.308A

バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、コロンビア、アメリカ合衆国及びメキシコでは、614-698MHz の周波数帯又はその一部は IMT に特定される（決議第 224(WRC-15、改)参照）。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にある IMT システムの移動業務の局は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43 号及び第 5.43A 号を適用する。ベリーズ及びメキシコでは、この周波数帯での IMT の使用は 2018 年 12 月 31 日より前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあっては延長することができる。

5.309

業務の種類地域差：エルサルバドルでは、固定業務による 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5.310(未使用)

5.311(未使用)

5.311A

620-790MHz の周波数帯については、決議第 549(WRC-07)を参照。

5.312

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは 645-862MHz の周波数帯、ブルガリアでは 646-686MHz、726-758MHz、766-814MHz 及び 822-862MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。ポーランドでは 860-862MHz の周波数帯は 2017 年 12 月 31 日まで、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.312A

第一地域においては、694-790MHz 帯の移動業務(航空移動を除く。)による使用は、決議第 760(WRC-15)の規定に従うものとする。決議第 224(WRC-15、改)も参照。

5.313(未使用)

5.313A

オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、大韓民国、フィジー、インド、インドネシア、日本、キリバス、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージー

ランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ソロモン、サモア、シンガポール、タイ、トンガ、ツバル、バヌアツ及びベトナムでは、698-790MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。なお、中華人民共和国では、2015 年までは、この周波数帯での IMT による使用を開始しない。

5.313B(未使用)

5.314(未使用)

5.315(未使用)

5.316(未使用)

5.316A(未使用)

5.316B

第一地域においては、790-862MHz の周波数帯の航空移動業務を除く移動業務への分配は、無線通信規則第 9.21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5.312 号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。GE06 協定の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第 224(WRC-15、改)及び決議第 749(WRC-15、改)が適用される。

5.317

付加分配：第二地域(ブラジル、アメリカ合衆国及びメキシコを除く。)では、806-890MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用を目的とする。

5.317A

一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での 698-960MHz の周波数帯、第一地域での 694-790MHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域での 790-960MHz の周波数帯については、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(場合により、決議第 224(WRC-15、改)、決議第 760(WRC-15)及び決議第 749(WRC-15、改)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5.318

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは 849–851MHz 及び 894–896MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空機による公衆通信のため航空移動業務にも分配する。849–851MHz の周波数帯の使用は航空局からの送信に限り、また、894–896MHz の周波数帯の使用は航空機局からの送信に限る。

5. 319

付加分配：ベラルーシ、ロシア及びウクライナでは、806–840MHz(地球から宇宙)及び 856–890MHz(宇宙から地球)の周波数帯は、航空移動衛星(R)を除く移動衛星業務にも分配する。この業務によるこれらの周波数帯の使用は、他の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。また、関係主管庁間の特別協定に従うことを要する。

5. 320

付加分配：第三地域では、806–890MHz 及び 942–960MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で航空移動衛星(R)を除く移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用に限る。この同意を求めるに当たり、有害な混信を生じさせないよう適当な保護が分配表に従って運用する業務に与えられるべきである。

5. 321(未使用)

5. 322

第一地域では、862–960MHz の周波数帯の放送業務の局は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、アルジェリア、ブルンジ、エジプト、スペイン、レソト、リビア、モロッコ、マラウイ、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア、ジンバブエ及びザンビアを除くアフリカ放送区域(無線通信規則第 5. 10 号から第 5. 13 号まで参照)に限り、運用できる。

5. 323

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは 862–960MHz の周波数帯、ブルガリアでは 862–890. 2MHz 及び 900–935. 2MHz の周波数帯、ポーランドでは 2017 年 12 月 31 日まで 862–876MHz の周波数帯並びにルーマニアでは 862–880MHz 及び 915–925MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。この使用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従い、関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997 年 10 月 27 日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。

5. 324(未使用)

5. 325

業務の種類地域差：アメリカ合衆国では、無線標定業務に対する 890–942MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 325A

業務の種類地域差：アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、第二地域のフランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、902–928MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。コロンビアでは、902–905MHz の周波数帯を、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。

5. 326

業務の種類地域差：チリでは、903–905MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配する。

5. 327

業務の種類地域差：オーストラリアでは、無線標定業務による 915–928MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 327A

航空移動(R)業務による 960–1164MHz の周波数帯の使用は、認知された国際航空標準に従い運用されるシステムに限る。この使用は、決議第 417(WRC–15、改)に従うものとする。

5. 328

航空無線航行業務による 960–1215MHz の周波数帯の使用は、航空機上の航空援助電子装置及び直接これに関係する地上施設の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。

5. 328A

1164–1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609(WRC–07、改)の規定に従って運用するものとし、960–1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21. 18 号の規定を適用する。

5. 328AA

1087. 7–1092. 3MHz の周波数帯は、国際航空標準に従い運用されている航空機送信機からの放送型自動位置情報伝送・監視(ADS–B)の発射を受信する宇宙局に限定して、一次的基礎で航空移動衛星(R)業務(地球から宇宙)にも分配する。航空移動衛星(R)業務で運用する局は、航空無線航行業務で運用する局からの保護を要求してはならない。決議第 425(WRC–15)を適用する。

5. 328B

完全な調整情報又は通告情報が2005年1月1日後に無線通信局に受領された無線航行衛星業務のシステム及びネットワークによる1164-1300MHz、1559-1610MHz及び5010-5030MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.12号、第9.12A号及び第9.13号の規定に従うことを条件とする。決議第610(WRC-03)も適用するが、無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステム及びネットワークの場合、決議第610(WRC-03)は、送信宇宙局にのみ適用される。無線通信規則第5.329A号に従って、1215-1300MHz及び1559-1610MHzの周波数帯での無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステム及びネットワークについては、無線通信規則第9.7号、第9.12号、第9.12A号及び第9.13号の規定は、無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)における他のシステム及びネットワークに関してのみ適用される。

5. 329

1215-1300MHzの周波数帯は、無線通信規則第5.331号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また、当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる。さらに、1215-1300MHzの周波数帯を使用する無線航行衛星業務は、無線標定業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。無線通信規則第5.43号は、無線標定業務には適用しない。決議第608(WRC-03)を適用する。

5. 329A

1215-1300MHz及び1559-1610MHzの周波数帯で運用する無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステムは安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、かつ、無線航行衛星業務(宇宙から地球)のシステム又は周波数分配表に従って運用するその他の業務に更なる制限を課してはならない。

5. 330

付加分配：アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、中華人民共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、ネパール、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1215-1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 331

付加分配：アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、大韓民国、クロアチア、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、ガーナ、ギリシャ、ギニア、赤道ギニア、

ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、タイ、トーゴ、トルコ、ベネズエラ及びベトナムでは、1215-1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。カナダ及びアメリカ合衆国では、1240-1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配し、また、無線航行業務での使用は航空無線航行業務に限る。

5. 332

1215-1260MHzの周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務、無線航行衛星業務及びその他の一次的基礎で分配された業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5. 333(未使用)

5. 334

付加分配：カナダ及びアメリカ合衆国では、1350-1370MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 335

カナダ及びアメリカ合衆国では、1240-1300MHzの周波数帯において、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、航空無線航行業務に混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、また、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5. 335A

1260-1300MHzの周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務及び脚注により一次的基礎で分配されたその他の業務に対して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5. 336(未使用)

5. 337

航空無線航行業務による1300-1350MHz、2700-2900MHz及び9000-9200MHzの周波数帯の使用は、地上に設置したレーダー及びこれらの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポン

ダであって同一の周波数帯で運用するレーダーによってのみ動作するものに限る。

5. 337A

無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局による 1300–1350MHz の周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせ、また、この業務の運用及び発達に制限を課してはならない。

5. 338

キルギス、スロバキア及びトルクメニスタンでは、無線航行業務の現存する設備は、1350–1400MHz の周波数帯で運用を継続することができる。

5. 338A

1350–1400MHz、1427–1452MHz、22. 55–23. 55GHz、30–31. 3GHz、49. 7–50. 2GHz、50. 4–50. 9GHz、51. 4–52. 6GHz、81–86GHz 及び 92–94GHz の周波数帯には、決議第 750 (WRC-15、改)の規定を適用する。

5. 339

1370–1400MHz、2640–2655MHz、4950–4990MHz 及び 15. 20–15. 35GHz の周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)にも分配する。

5. 339A(未使用)

5. 340

以下の周波数帯の発射は、全て禁止する。

1400–1427MHz

2690–2700MHz(無線通信規則第 5. 422 号の条件によるものを除く。)

10. 68–10. 7GHz(無線通信規則第 5. 483 号の条件によるものを除く。)

15. 35–15. 4GHz(無線通信規則第 5. 511 号の条件によるものを除く。)

23. 6–24GHz

31. 3–31. 5GHz

31. 5–31. 8GHz(第二地域)

48. 94–49. 04GHz(航空機搭載の局)

50. 2–50. 4GHz

52. 6–54. 25GHz

86–92GHz

100–102GHz

109. 5–111. 8GHz

114. 25–116GHz

148. 5–151. 5GHz

164–167GHz

182–185GHz

190–191. 8GHz

200–209GHz

226–231. 5GHz

250–252GHz

5. 341

1400–1727MHz、101–120GHz 及び 197–220GHz の周波数帯においては、地球外からの意図的な発射の探究計画に基づく受動的研究が一部の国によって遂行されている。

5. 341A

第一地域では、1427–1452MHz 及び 1492–1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の無線局の使用は、無線通信規則第 5. 342 号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関して無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 341B

第二地域では、1427–1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 341C

第三地域では、1427–1452MHz 及び 1492–1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。1429–1452MHz 及び 1492–1518MHz の周波数帯において IMT を導入する前述の主管庁によってなされるこれらの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 342

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ウズベキスタン、キルギス、ロシア及びウクライナでは 1429–1535MHz の周波数帯は、一次的基礎で国境内における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007 年 4 月 1 日からは、1452–1492MHz の周波数帯の使

用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。

5. 343

第二地域では、遠隔測定のための航空移動業務による 1435-1535MHz の周波数帯の使用は、移動業務によるその他の使用に対して優先権を有する。

5. 344

代替分配：アメリカ合衆国では、1452-1525MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する（無線通信規則第 5. 343 号参照）。

5. 345

放送衛星業務及び放送業務による 1452-1492MHz の周波数帯の使用は、デジタル音声放送に限られ、決議第 528(WARC-92)の規定に従うことを条件とする。

5. 346

アンゴラ、ボツワナ、中央アフリカ、チャド、コンゴ共和国、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ガンビア、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、セネガル、ザンビア、モーリシャス、セーシェル、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ、ガボン、ギニア、ブルキナファソ、ガーナ、ベナン、カメルーン、南アフリカ共和国、ヨルダン、クウェート、レソト、レバノン、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、スーダン、南スーダン、ジンバブエ、トーゴ、チュニジア、パレスチナ、カタール、モロッコ、スワジランド、ナミビア、モーリタニア、バーレーン、ジブチ、エジプト、アルジェリア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びイラクでは、1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-15、改)により IMT を導入しようとする前述に掲げた主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の導入によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5. 342 号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関する合意が条件になるものとする（決議第 761(WRC-15)参照）。

5. 346A

1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-15、改)及び決議第 761(WRC-15)により IMT を導入しようとする第三地域の主管庁によって特定される。IMT を導入する前述の主管庁によるこの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 347(未使用)

5. 347A(未使用)

5. 348

移動衛星業務による 1518-1525MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 348A

1518-1525MHz の周波数帯において、日本の領域で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9. 11A 号の規定の適用に当たっての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 5 号表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、全ての到来角について任意の 4 kHz の周波数帯域幅において-150dB(W/m²)とする。1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、日本の領域で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 348B

1518-1525MHz の周波数帯においては、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第 5. 343 号及び第 5. 344 号参照)及び無線通信規則第 5. 342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 348C(未使用)

5. 349

業務の種類地域差：サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、カメルーン、エジプト、フランス、イラン、イラク、イスラエル、カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、キルギス、トルクメニスタン及びイエメンでは、移動業務(航空移動を除く。)による 1525-1530MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 350

付加分配：アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、1525-1530MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動業務にも分配する。

5. 351

1525-1544MHz、1545-1559MHz、1626. 5-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660. 5MHz の周波数帯は、いか

なる業務のフィーダリンクにも使用してはならない。ただし、これらの周波数を使用する宇宙局を經由して通信を行うため、特定の地点にあつては、移動衛星業務の地球局の使用が主管庁によって許される場合もある。

5. 351A

1518-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1645. 5MHz、1646. 5-1660. 5MHz、1668-1675MHz、1980-2010MHz、2170-2200MHz、2483. 5-2520MHz 及び 2670-2690MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第 212(WRC-07、改)及び決議第 225(WRC-07、改)を参照。

5. 352(未使用)

5. 352A

1525-1530MHz の周波数帯においては、海上移動衛星業務の局を除く移動衛星業務の局は、フランスと第三地域のフランス海外県、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ベトナム及びイエメンの 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 353(未使用)

5. 353A

1530-1544MHz 及び 1626. 5-1645. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手の続の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の遭難、緊急及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。海上移動衛星による遭難、緊急及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSS の遭難、緊急及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 222(WRC-2000)の規定が適用される。)。

5. 354

移動衛星業務による 1525-1559MHz 及び 1626. 5-1660. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。

5. 355

付加分配：バーレーン、バングラデシュ、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、イラク、イスラエル、クウェート、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、

トーゴ及びイエメンでは、1540-1559MHz、1610-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 356

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1544-1545MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する運用に限る(無線通信規則第 31 条参照)。

5. 357

1545-1555MHz の周波数帯における航空移動(R)業務の地上の航空局から直接航空機局へ又は航空機局相互間の伝送は、衛星から航空機への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。

5. 357A

1545-1555MHz 及び 1646. 5-1656. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条第 II 節の手の続の適用においては、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 222(WRC-12)の規定が適用される。)。

5. 358(未使用)

5. 359

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、カメルーン、ロシア、フランス、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リトアニア、モーリタニア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びウクライナでは、1550-1559MHz、1610-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、これらの周波数帯における新たな固定業務の局の設置を避けるため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。

5. 360(未使用)

5. 361(未使用)

5. 362(未使用)

5. 362A

アメリカ合衆国では、1555-1559MHz 及び 1656. 5-1660. 5MHz の周波数帯においては、航空移動衛星(R)業務の通信には、必要であれば既存の使用者に取って代わることも含めて、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先的なアクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し、許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、当該業務に対する保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない。

5. 362B(未使用)

5. 362C(未使用)

5. 363(未使用)

5. 364

移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)による 1610-1626. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号による調整を行うことを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第 5. 366 号の規定に従って運用しているシステム(無線通信規則第 4. 10 号が適用されるシステム)に使用される周波数帯の一部で、-15dBW/4kHz を超える最大等価等方輻射電力による電力密度を生じることとはできない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯においては、移動地球局の平均の等価等方輻射電力による電力密度は-3dBW/4kHz の値を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第 5. 366 号の規定に従って運用している局及び無線通信規則第 5. 359 号の規定に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。移動衛星網の調整に責任を持つ主管庁は、無線通信規則第 5. 366 号の規定に従って運用している局の保護を確保するため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。

5. 365

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1613. 8-1626. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整を行うことを条件とする。

5. 366

1610-1626. 5MHz の周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに係る地上又は衛星上の設備の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。この衛星の使用は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 367

付加分配：1610-1626. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動衛星(R)業務にも無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件に分配する。

5. 368

1610-1626. 5MHz の周波数帯では、無線測位衛星及び移動衛星業務の局は、航空無線航行衛星業務を除いて無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。

5. 369

業務の種類地域差：アンゴラ、オーストラリア、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、イスラエル、レバノン、リベリア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、南スーダン、トーゴ及びザンビアでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)に対する 1610-1626. 5MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 370

業務の種類地域差：ベネズエラでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)に対する 1610-1626. 5MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする。

5. 371

付加分配：第一地域では、1610-1626. 5MHz(地球から宇宙)の周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務にも無線通信規則第 9. 21 号による同意を得ることを条件に分配する。

5. 372

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない(無線通信規則第 29. 13 号参照)。

5. 373(未使用)

5. 373A(未使用)

5. 374

1631. 5-1634. 5MHz 及び 1656. 5-1660MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務の移動地球局は、無線通信規則第 5. 359 号に掲げる国で運用する固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 375

移動衛星業務(地球から宇宙)及び衛星間の回線による 1645. 5-1646. 5MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する通信に限る(無線通信規則第 31 条参照)。

5. 376

1646. 5-1656. 5MHz の周波数帯における航空移動(R)業務の航空機局から直接地上の航空局へ又は航空機局相互間の伝送は、航空機から衛星への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。

5. 376A

1660. 0-1660. 5MHz の周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 377(未使用)

5. 378(未使用)

5. 379

付加分配：バングラデシュ、インド、インドネシア、ナイジェリア及びパキスタンでは、1660. 5-1668. 4MHz の周波数帯は、二次的基礎で気象援助業務にも分配する。

5. 379A

主管庁は、可能な限り特に 1664. 4-1668. 4MHz の周波数帯での気象援助業務の空中から地上への送信を回避することにより、電波天文の将来の研究のために 1660. 5-1668. 4MHz の周波数帯であらゆる可能な保護を与えることが求められる。

5. 379B

移動衛星業務による 1668-1675MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。1668-1668. 4MHz の周波数帯においては、決議第 904(WRC-07)を適用する。

5. 379C

1668-1670MHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文局においても、2000 秒間の積分時間の 2%以上で、10 MHz の周波数帯域幅において-181 dB(W/m²)及び任意の 20kHz の周波数帯域幅において-194 dB(W/m²)を超えてはならない。

5. 379D

1668-1675MHz の周波数帯において、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用のため、決議第 744(WRC-07、改)を適用する。

5. 379E

1668. 4-1675MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、中華人民共和国、イラン、日本及びウズベキスタンの気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。1668. 4-1675 MHz の周波数帯では、主管庁は、気象援助業務の新しいシステムを導入しないよう要請され、また、可能な限り速やかに既存の気象援助業務の局を他の周波数帯に移行するよう奨励される。

5. 380(未使用)

5. 380A

1670-1675MHz の周波数帯では、移動衛星業務の局は、2004 年 1 月 1 日前に通告された既存の気象衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その発展を妨げてはならない。この周波数帯における、これらの地球局への新たな割当てについても、移動衛星業務の局による有害な混信から保護を受けるものとする。

5. 381

付加分配：アフガニスタン、キューバ、インド、イラン及びパキスタンでは、1690-1700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 382

業務の種類地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし(無線通信規則第 5. 33 号参照)、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎(無線通信規則第 5. 33 号参照)、移動業務(航空移動を除く。)に対する分配は、二次的基礎とする。

5. 383(未使用)

5. 384

付加分配：インド、インドネシア及び日本では、1700-1710MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 384A

1710-1885MHz、2300-2400MHz 及び 2500-2690MHz の周波数帯又はその一部は、決議第 223 (WRC-15、改)に従って IMT を導入しようとする主管庁による使用のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 385

付加分配：1718.8-1722.2MHz の周波数帯は、スペクトル線観測のため、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 386

付加分配：1750-1850MHz の周波数帯は、第二地域(メキシコを除く。)並びにオーストラリア、グアム、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも分配する。

5. 387

付加分配：ベラルーシ、ジョージア、カザフスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

5. 388

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、世界的基礎で、IMT を行おうとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第 212(WRC-15、改)に従って IMT に使用できる(決議第 223(WRC-15、改)も参照)。

5. 388A

決議第 221(WRC-03、改)に従い、第一地域及び第三地域では、1885-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯を、第二地域では、1885-1980MHz 及び 2110-2160MHz の周波数帯を、IMT-2000 を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局(HAPS)に使用することができる。HAPS を基地局として使用する IMT-2000 アプリケーションによる使用は、これらの周波数帯が分配されている業務の局による当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内において優先権を確立するものでもない。

5. 388B

アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、コモロ、

コートジボワール、中華人民共和国、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、セネガル、シンガポール、スーダン、南スーダン、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、イエメン、ザンビア及びジンバブエでは、国内の固定業務及び IMT 2000 の移動局を含む移動業務を同一チャンネル干渉から保護するため、無線通信規則第 5.388A 号に掲げる周波数帯において隣接国で IMT 2000 の基地局として使用する高高度プラットフォーム局(HAPS)は、HAPS の通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で -127dB(W/(m²・MHz))の同一チャンネル電力束密度を超えてはならない。

5. 389(未使用)

5. 389A

移動衛星業務による 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に基づく調整及び決議第 716 (WRC-2000、改) の規定に従うことを条件とする。

5. 389B

移動衛星業務による 1980-1990MHz の周波数帯の使用は、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、エクアドル、アメリカ合衆国、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ペルー、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ及びベネズエラにおける固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。

5. 389C

移動衛星業務による第二地域での 2010-2025MHz 及び 2160-2170MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に基づく調整及び決議第 716 (WRC-2000、改) の規定に従うことを条件とする。

5. 389D(未使用)

5. 389E

移動衛星業務による第二地域での 2010-2025MHz 及び 2160-2170MHz の周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域における固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。

5. 389F

アルジェリア、ベナン、カーボヴェルデ、エジプト、イラン、マリ、シリア及びチュニジアでは、移動衛星業務による 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、2005 年 1 月 1 日前にこれらの業務の発達を妨げてはなら

ず、また、前者の業務は後者の業務から保護を要求してはならない。

5. 390(未使用)

5. 391

2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務に対する周波数の割当てに当たっては、主管庁は、ITU-R 勧告 SA. 1154-0 に規定するように高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

5. 392

主管庁は、2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2 以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射が、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課すことがないように、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。

5. 392A(未使用)

5. 393

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びインドでは、2310-2360MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の 25MHz の周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項 3 を除き、デジタル音声放送に限定し、また、決議第 528(WRC-15、改)の規定に従うことを条件とする。

5. 394

アメリカ合衆国では、航空移動業務による遠隔測定のための 2300-2390MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。カナダでは、航空移動業務による遠隔測定のための 2360-2400MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。

5. 395

フランス及びトルコでは、航空移動業務による遠隔測定のための 2310-2360MHz の周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。

5. 396

無線通信規則第 5. 393 号の規定に従って運用される 2310-2360MHz の周波数帯を使用する放送衛星業務の宇宙局は、他の国々に分配されている業務に影響を与えないよう、決議第 33(WRC-97、改)に従って調整及び通告されなければならない。補助的な地上放送局は、その使用前に、隣接国との調整を条件とする。

5. 397(未使用)

5. 398

2483. 5-2500MHz の周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用されない。

5. 398A

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナでは、2483. 5-2500MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務に分配する。これらの国々における無線標定業務の局は、2483. 5-2500MHz の周波数帯において、無線通信規則に従って運用する固定業務、移動業務及び移動衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 399

無線通信規則第 5. 401 号で言及する場合を除き、2483. 5-2500 MHz の周波数帯において、2012 年 2 月 17 日以降に通告情報が無線通信局に受領され、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナを含む業務区域において運用を行う無線測位衛星業務の局は、無線通信規則第 5. 398A 号に従ってこれらの国々で運用する無線標定業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 400(未使用)

5. 401

アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、スワジランド、トーゴ及びザンビアでは、2483. 5-2500MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、WRC-12 以前より一次的基礎で無線測位衛星業務に既に分配されている。完全な調整情報が 2012 年 2 月 18 日以前に無線通信局により受領されている無線測位衛星業務のシステムは、調整要求情報の受領日現在で規則上の地位は保持される。

5. 402

移動衛星業務及び無線測位衛星業務による 2483. 5-2500MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。主管庁は 2483. 5-2500MHz の周波数の発射による電波天文業務への有害な混信(特に、世界的に電波天文業務に分配された 4990-5000MHz

の周波数帯に落ち込む第二高調波により生じる混信)を防止する全ての可能な措置を執ることを要請される。

5. 403

2520-2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、航空移動衛星を除く移動衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。無線通信規則第 9. 11A 号の規定を適用する。

5. 404

付加分配：インド及びイランでは、2500-2516. 5MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、無線測位衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用にも使用することができる。

5. 405(未使用)

5. 406(未使用)

5. 407

アルゼンチンでは、2500-2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局からの地表面での電力束密度は、関係主管庁との同意が成立しない限り、-152dB(W/m²/4kHz)を超えてはならない。

5. 408(未使用)

5. 409(未使用)

5. 410

2500-2690MHz の周波数帯は、第一地域では無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として対流圏散乱による通信に使用することができる。無線通信規則第 9. 21 号の規定は、第一地域の完全に外側にある対流圏散乱回線には適用しない。主管庁は、この周波数帯における新たな対流圏散乱通信システムの開発を避けるため、実行可能な全ての努力をしなければならない。この周波数帯で新たな対流圏散乱による無線通信回線を計画する場合には、この回線のアンテナが、静止衛星の軌道方向を向かないよう、実行可能な全ての措置を執らなければならない。

5. 411(未使用)

5. 412

代替分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、2500-2690MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 413

主管庁は、2500-2690MHz の周波数帯で放送衛星業務の通信系を設計するに当たっては、2690-2700MHz の周波数帯の電波天文業務を保護するため必要な全ての措置を執ることを要請される。

5. 414

2500-2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)への分配は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。

5. 414A

日本及びインドでは、無線通信規則第 5. 403 号に基づく移動衛星業務(宇宙から地球)の衛星ネットワークによる 2500-2520MHz 及び 2520-2535MHz の周波数帯の使用は、国境内での運用に限定され、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とする。以下の pfd 値は、当該移動衛星業務ネットワークの通告主管庁の領域から 1000km の範囲内における全ての条件及び全ての変調方式における第 9. 11A 号に基づく調整しきい値として使用されなければならない。

-136dB(W/(m ² · MHz))	0° ≤ θ ≤ 5° の場合
-136 + 0. 55 (θ-5) dB(W/(m ² · MHz))	5° < θ ≤ 25° の場合
-125 dB(W/(m ² · MHz))	25° < θ ≤ 90° の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角度を度で表示したものである。この範囲外では、無線通信規則第 21 条の表 21-4 を適用する。さらに、2007 年 11 月 14 日までに、完全な通告情報が無線通信局によって受領され、その時まで利用が開始されているシステムには、無線通信規則第 9. 11A 号と関連した無線通信規則第 9 条及び第 11 条の規定を適用するとともに、無線通信規則(2004 年版) 付録第 5 号附属書 1 の表 5-2 の調整しきい値が適用される。

5. 415

固定衛星業務による 2500-2690MHz(第二地域)並びに 2500-2535MHz 及び 2655-2690MHz(第三地域)の周波数帯の使用は、国内通信系及び地域通信系に限る。この使用は、第一地域の放送衛星業務に対して特別な注意を払い、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 415A

付加分配：インド及び日本では、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、2515-2535MHz の周波数帯は、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。

5. 416

放送衛星業務による 2520-2670MHz の周波数帯の使用は、共同受信のための国内通信系及び地域通信系に限るものとし、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。無線通信規則第 9. 19 号の規定は、この周波数帯における主管庁の二国間及び多国間の交渉に適用する。

5. 417(未使用)

5. 417A(未使用)

5. 417B(未使用)

5. 417C(未使用)

5. 417D(未使用)

5. 418

付加分配：インドでは、2535-2655MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務にも分配する。この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第 528(WRC-15、改)の規定に従うことを条件とする。無線通信規則第 5. 416 号の規定及び第 21 条の表 21-4 は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第 539(WRC-15、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領された放送衛星業務(音声)の静止衛星システムは、国内向けのシステムに限定される。無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領された 2630-2655MHz の周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

-130 dB(W/(m ² ·MHz))	0° ≤ θ ≤ 5° の場合
-130 + 0.4(θ-5) dB (W/(m ² ·MHz))	5° < θ ≤ 25° の場合
-122 dB (W/(m ² ·MHz))	25° < θ ≤ 90° の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から 1500km 以内における無線通信規則第 9. 11 号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB(W/(m²·MHz))の電力束密度値が使用されなければならない。

さらに、本規定に掲げる主管庁は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領されたシステムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び無線通信規則第 5. 416 号に基づくものを同時に有してはならない。

5. 418A

無線通信規則第 5. 418 号に掲げる第三地域の国では、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第 9. 12A 号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第 22. 2 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22. 2 号は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 3 日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。

5. 418B

無線通信規則第 5. 418 号の規定に基づき、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。

5. 418C

無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された静止衛星網による 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5. 418 号の規定に基づく放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第 9. 13 号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第 22. 2 号の規定は適用しない。

5. 419

2670-2690MHz の周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、主管庁は、1992 年 3 月 3 日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は無線通信規則第 9. 11A 号に従うものとする。

5. 420

2655-2670MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として航空移動衛星を除く移動衛星業務(地球から宇宙)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。その調整には、無線通信規則第 9. 11A 号を適用する。

5. 420A(未使用)

5. 421(未使用)

5. 422

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ブルネイ、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エ

リトリア、エチオピア、ガボン、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタニア、モンゴル、モンテネグロ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、2690-2700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始した装置に限る。

5. 423

2700-2900MHz の周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、航空無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

5. 424

付加分配：カナダでは、2850-2900MHz の周波数帯は、海岸に設置したレーダーによる使用のため、一次的基礎で海上無線航行業務にも分配する。

5. 424A

2900-3100MHz の周波数帯においては、無線標定業務の局は無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 425

2900-3100MHz の周波数帯においては、船舶上のトランスポンダ通信系(SIT)の使用は、2930-2950MHz の補助周波数帯に限定しなければならない。

5. 426

航空無線航行業務による 2900-3100MHz の周波数帯の使用は、地上に設置したレーダーに限る。

5. 427

2900-3100MHz 及び 9300-9500MHz の周波数帯においては、レーダートランスポンダからの応答は、レーダービーコン(レーコン)からの応答と混同されることがないものでなければならず、また、無線通信規則第 4.9 号に留意しつつも、無線航行業務の船舶又は航空機に設置したレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。

5. 428

付加分配：アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 429

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ベナン、ブルネイ、カンボジア、

カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン及びイエメンでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標定業務から保護することを要求してはならない。

5. 429A

付加分配：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300-3400MHz の周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配する。3300-3400MHz の周波数帯で運用している移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429B

以下に示す北緯 30 度以南に位置する第一地域の国：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、エジプト、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300-3400MHz の周波数帯は、IMT の導入のために特定される。この周波数帯の使用は、決議第 223(WRC-15、改)に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMT を導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 429C

業務の種類地域差：アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、メキシコ及びパラグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配される。3300-3400MHz の周波数帯で運用している固定業務及び移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429D

第二地域の以下の国：アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ及びウルグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯の使用は、IMT の導入のために特定される。そうした使用は、決議第 223(WRC-15、改)に従う。アルゼンチン及びウルグアイでの使用は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従うことを条件とする。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMT を導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 429E

付加分配：パプアニューギニアでは、3300-3400MHz の周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。3300-3400MHz の周波数帯で運用する移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429F

第三地域の以下の国：カンボジア、インド、ラオス、パキスタン、フィリピン及びベトナムでは、3300-3400MHz の周波数帯の使用は、IMT の導入のために特定される。そうした使用は、決議第 223(WRC-15、改)に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。主管庁は、この周波数帯での IMT システムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線標定業務を保護するために無線通信規則第 9.21 号に基づき隣接国に同意を求めなければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 430

付加分配：アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 430A

3400-3600MHz の周波数帯の移動業務(航空移動を除く。)への分配は、無線通信規則第 9.21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件とする。この周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m地点での

電力束密度(pfd)が、-154.5dB (W/(m²・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値を超過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHz の周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上に要求してはならない。

5. 431

付加分配：ドイツ及びイスラエルでは、3400-3475MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5. 431A

第二地域では、3400-3500MHz の周波数帯の移動業務(航空移動を除く。)への一次的基礎による分配は、無線通信規則第 9.21 号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件とする。

5. 431B

第二地域では、3400-3600MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、IMT システムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第 9.21 号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB(W/(m²・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHz の周波数帯における IMT システムを含む移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 432

業務の種類地域差：大韓民国、日本及びパキスタンでは、移動業務(航空移動を除く。)による 3400-3500MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 432A

大韓民国、日本及びパキスタンでは、3400-3500MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfd) が、-154.5dB (W/(m²・4kHz)) を超えないことが確保されなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界線における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 432B

業務の種類地域差：オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、インド、イラン、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール及び第三地域のフランス海外県では、3400-3500MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配し、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfd) が、-154.5dB (W/(m²・4kHz)) を超えないことが確保されなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 433

第二地域及び第三地域では、無線標定業務は、3400-3600MHz の周波数帯において一次的基礎で分配される。ただし、この周波数帯において無線標定システムを有する全ての主管庁は、1985 年までに運用を停止することを要請される。その後は、主管庁は、固定衛星業務を保護するため、実行可能な全ての措置を執り、固定衛星業務には調整の要求を課さない。

5. 433A

オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、大韓民国、インド、イラン、日本、ニュージーランド、パキスタン及びフィリピンでは、3500-3600MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の領域との境界においても、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfd) が、-154.5dB (W/(m²・4kHz)) を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 434

カナダ、コロンビア、コスタリカ及びアメリカ合衆国では、3600-3700MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、IMT システムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第 9.21 号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfd) が、-154.5dB (W/(m²・4kHz)) を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3600-3700MHz の周波数帯における IMT システムを含む移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 435

日本では、3620-3700MHz の周波数帯においては、無線標定業務を除外する。

5. 436

航空移動(R)業務の局による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する航空電子機器内無線通信 (WAIC) のためにのみ保留する。この使用は、決議第 424(WRC-15)の規定に従うものとする。

5. 437

地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、4200-4400MHz の周波数帯において、二次的基礎で許される。

5. 438

航空無線航行業務による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

5. 439

付加分配：イランでは、4200-4400MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 440

標準周波数報時衛星業務は、4202MHz の周波数を宇宙から地球への伝送に、6427MHz の周波数を地球から宇宙への伝送に使用することができる。これら伝送は、これらの周波数の±2MHz 内に制限しなければならず、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 440A

第二地域(ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。)及びオーストラリアでは、4400-4940MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる(無線通信規則第 1.83 号参照)。この使用は、決議第 416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。これらの使用は、移動業務の他の用途や、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 441

固定衛星業務による 4500-4800MHz(宇宙から地球)及び 6725-7025MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び 12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び 12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条

件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムの完全な調整情報又は通告情報及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報を無線通信局が受領した日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 441A

ウルグアイでは、4800-4900MHz の周波数帯又はその一部は、IMT の導入のために特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の導入のためのこの周波数帯の使用は、隣接国の同意を得ることを条件とし、IMT の無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。そうした使用は、決議第 223(WRC-15、改)に従う。

5. 441B

カンボジア、ラオス及びベトナムでは、4800-4990MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の導入のためのこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.21 号に基づく関係主管庁の同意を得ることを条件とし、IMT の無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。さらに、主管庁は、移動業務を行う IMT の無線局を使用開始する前に、この局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される海岸線から 20km の地点で海拔 0m から 19km までの間で-155dB (W/(m²・1MHz)) を超えないことを確保しなければならない。この基準は WRC-19 での見直しに従うことを条件とする。決議第 223(WRC-15、改)参照。この特定は WRC-19 後に効力を有する。

5. 442

4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯においては、移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動を除く。)に限る。第二地域(ブラジル、キューバ、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。)及びオーストラリアでは、4825-4835MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに限定して、航空移動業務にも分配される。この使用は、決議第 416 (WRC-07)に従い、固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 443

業務の種類地域差：アルゼンチン、オーストラリア及びカナダでは、電波天文業務による 4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 443A(未使用)

5. 443AA

5000-5030MHz 及び 5091-5150MHz の周波数帯において、航空移動衛星(R)業務は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

5. 443B

5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHz の周波数帯域幅において-124. 5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741(WRC-15、改)で定められた 4990-5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。

5. 443C

航空移動(R)業務による 5030-5091MHz の周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。5030-5091MHz の周波数帯における航空移動(R)業務からの不要発射は、隣接する 5010-5030MHz の周波数帯における RNSS システムのダウンリンクを保護するために制限される。関連する ITU-R 勧告によって適切な値が規定されるまでは、いかなる航空移動(R)業務の局においても、5010-5030MHz の周波数帯における不要発射の等価等方輻射電力密度は、-75dBW/MHz の制限値を使用するものとする。

5. 443D

5030-5091MHz の周波数帯において、航空移動衛星(R)業務は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

5. 444

5030-5150MHz の周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(マイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、5091-5150MHz の周波数帯のその他の使用に優先する。5091-5150MHz の周波数帯の使用には、無線通信規則第 5. 444A 号の規定及び決議第 114(WRC-15、改)を適用する。

5. 444A

5091-5150MHz の周波数帯の固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限ることとし、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整する

ことを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、決議第 114(WRC-15、改)に従うことを条件とする。さらに、航空無線航行業務が有害な混信から保護されることが確保されるように、航空無線航行業務の地上局を運用している主管庁の領域から 450km 未満の距離にある移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク地球局と調整を行うことが求められる。

5. 444B

航空移動業務による 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、以下のものに限る。

- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港における地上での使用。この使用は、決議第 748(WRC-15、改)に従うものとする。
- 決議第 418(WRC-15、改)に従った、航空機局(無線通信規則第 1. 83 号参照)からの航空遠隔測定伝送。

5. 445(未使用)

5. 446

付加分配：無線通信規則第 5. 369 号に掲げる国では、5150-5216MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。第二地域(メキシコを除く。)では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線通信規則第 5. 369 号に掲げる国及びバングラデシュを除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626. 5MHz 及び 2483. 5-2500MHz の周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。地表面での総電力束密度は、全ての到来角について任意の 4kHz の周波数帯域幅において-159dB(W/m²)を超えてはならない。

5. 446A

移動業務(航空移動を除く。)の局による 5150-5350MHz 及び 5470-5725MHz の周波数帯の使用は、決議第 229(WRC-12、改)に従わなければならない。

5. 446B

5150-5250MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

5. 446C

付加分配：第一地域(アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、レバノン、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、スーダン、南スーダン及びチュニジアを除く。)及びブラジルでは、5150-5250MHz の周波数帯は、決議第

418(WRC-07)に基づき、航空機局(無線通信規則第 1. 83 号参照)からの航空遠隔計測の伝送に限定して、航空移動業務にも一次的基礎で分配する。それらの無線局は、無線通信規則第 5 条に従い運用している他の無線局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43 号は適用されない。

5. 447

付加分配：コートジボワール、エジプト、イスラエル、レバノン、シリア及びチュニジアでは、5150–5250MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。この場合、決議第 229(WRC-12、改)の規定は適用されない。

5. 447A

固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星を用いたシステムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整することを条件とする。

5. 447B

付加分配:5150–5216MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。この分配は、移動衛星業務による非静止衛星を用いたシステムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従うことを条件とする。5150–5216MHz の周波数帯での宇宙から地球方向で運用している固定衛星業務の宇宙局から地表面への電力束密度は、全ての到来角について任意の 4kHz の周波数帯域幅において−164dB(W/m²)を超えてはならない。

5. 447C

無線通信規則第 5. 447A 号及び第 5. 447B 号の下で運用されている 5150–5250MHz の周波数帯の固定衛星業務の通信網に責任を有する主管庁は、無線通信規則第 5. 446 号の下で運用され、かつ、1995 年 11 月 17 日前から使用している非静止衛星ネットワークに責任を有する主管庁及び無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従い同じ基礎で、調整しなければならない。1995 年 11 月 17 日から使用を開始した無線通信規則第 5. 446 号の下で運用されている衛星ネットワークは、無線通信規則第 5. 447A 号及び第 5. 447B 号の下で運用されている固定衛星業務の局から保護を要求してはならず、有害な混信を与えてはならない。

5. 447D

一次的基礎での宇宙研究業務による 5250–5255MHz の周波数帯の分配は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 447E

付加分配：オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムで

は、5250–5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F. 1613-0 に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入にあたって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

5. 447F

5250–5350MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638-0 及び ITU-R 勧告 RS. 1632-0 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

5. 448

付加分配：アゼルバイジャン、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、5250–5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 448A

5250–5350MHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 448B

5350–5570MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び 5460–5570MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、5350–5460MHz の周波数帯における航空無線航行業務、5460–5470MHz の周波数帯における無線航行業務及び 5470–5570MHz の周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 448C

5350–5460MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの業務からの保護を要求してはならない。

5. 448D

5350–5470MHz の周波数帯においては、無線標定業務の局は、無線通信規則第 5. 449 号の規定に従って運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 449

航空無線航行業務による 5350-5470MHz の周波数帯の使用は、航空機上に設置したレーダー及びこれと連携する航空機上に設置したビーコンに限る。

5. 450

付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、イラン、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、5470-5650MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 450A

5470-5725MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 M. 1638-0 に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

5. 450B

5470-5650MHz の周波数帯においては、5600-5650MHz の周波数帯において気象目的に使用する地上設置レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 451

付加分配：英国では、5470-5850MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。無線通信規則第 21.2 号、第 21.3 号、第 21.4 号及び第 21.5 号に定める電力制限は、5725-5850MHz の周波数帯に適用する。

5. 452

5600-5650MHz の周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、海上無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

5. 453

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、赤道ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スリランカ、スワジランド、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、ベトナム及びイエメンでは、5650-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合、決議第 229(WRC-12、改)は適用しない。

5. 454

業務の種類地域差：アゼルバイジャン、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 5670-5725MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 455

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5670-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 456(未使用)

5. 457

オーストラリア、ブルキナファソ、コートジボワール、マリ及びナイジェリアでは、6440-6520MHz (HAPS から地上方向)及び 6560-6640MHz (地上から HAPS 方向)の周波数帯における固定業務への分配は、これらの国々の領域内における高高度プラットフォーム局(HAPS)のゲートウェイリンクにも使用することができる。このような使用は、HAPS のゲートウェイリンクにおける運用に限られ、既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。また、決議第 150(WRC-12)を順守しなければならない。HAPS のゲートウェイリンクは、既存業務の将来的な発達を妨げてはならない。これらの周波数帯における HAPS のゲートウェイリンクの使用は、HAPS のゲートウェイリンクを使用しようとしている主管庁の国境から 1000km 以内に領域を持つ他の主管庁との明確な同意を要する。

5. 457A

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、船上地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第 902(WRC 03)に従うものとする。ただし、5925-6425MHz の周波数帯において、固定衛星業務の宇宙局と通信を行う船上地球局は、沿岸諸国から公認された低潮線から少なくとも 330km 離れた位置であれば、あらゆる主管庁との事前の合意なしに最小口径 1.2m の送信アンテナを使用及び運用することができる。

5. 457B

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、船上地球局は、決議第 902(WRC 03)の規定に含まれる特性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、チュニジア及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第 902(WRC 03)の規定に従うものとする。

5. 457C

第二地域（ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。）では、5925-6700MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる（無線通信規則第 1. 83 号参照）。この使用は、決議第 416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。この使用は、移動業務の他のアプリケーションや、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 458

6425-7075MHz の周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が海上で行われる。7075-7250MHz の周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が行われる。主管庁は、6425-7025MHz 及び 7075-7250MHz の周波数帯の将来の計画において、地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)の需要に留意するものとする。

5. 458A

固定衛星業務の宇宙局に 6700-7075MHz の周波数帯の割当てを行う際、主管庁は、不必要な発射による有害な混信から、6650-6675. 2MHz の周波数帯での電波天文のスペクトル線観測を保護するあらゆる実行可能な措置を執ることが求められる。

5. 458B

6700-7075MHz の周波数帯の固定衛星業務の宇宙から地球への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのためのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのためのフィーダリンクによる 6700-7075MHz(宇宙から地球)の周波数帯の使用には、無線通信規則第 22. 2 号を適用しない。

5. 458C(未使用)

5. 459

付加分配：ロシアでは、7100-7155MHz 及び 7190-7235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。7190-7235MHz の周波数帯において、地球探査衛星業務(地球から宇宙)に関して、無線通信規則第 9. 21 号の規定は適用しない。

5. 460

深宇宙に係る宇宙研究業務(地球から宇宙)システムによる電波の発射は、7190-7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信

規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 460A

地球探査衛星業務(地球から宇宙)による 7190-7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。無線通信規則第 9. 17 号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を支援する地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

5. 460B

7190-7235MHz の周波数帯で地球探査衛星業務(地球から宇宙)を運用している静止軌道上の宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 461

付加分配：7250-7375MHz(宇宙から地球)及び 7900-8025MHz(地球から宇宙)の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。

5. 461A

気象衛星業務(宇宙から地球)による 7450-7550MHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限る。この周波数帯において 1997 年 11 月 30 日前に通告された非静止気象衛星システムは、その寿命の終了まで一次的基礎で運用することができる。

5. 461AA

海上移動衛星業務による 7375-7750MHz の周波数帯の使用は、静止衛星網に限る。

5. 461AB

7375-7750MHz の周波数帯において、海上移動衛星業務の地球局は、固定業務及び移動業務（航空移動業務を除く。）の局からの保護を要求してはならない。また、これらの局の使用と発展を妨げてはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 461B

気象衛星業務(宇宙から地球)による 7750-7900MHz の周波数帯の使用は、非静止衛星システムに限る。

5. 462(未使用)

5. 462A

第一地域及び第三地域(日本を除く。)では、静止衛星を用いた地球探査衛星業務による8025-8400MHz の周波数帯の使用は、影響を受ける主管庁の同意を得ることなく、次の到来角(θ)に対する規定値(決議第124(WRC-97)参照。)を超える電力束密度を生じさせてはならない。

$0^{\circ} \leq \theta < 5^{\circ}$ に対しては1 MHz の周波数帯幅において-135 dB(W/m²)

$5^{\circ} \leq \theta < 25^{\circ}$ に対しては1 MHz の周波数帯幅において-135+0.5(θ -5) dB(W/m²)

$25^{\circ} \leq \theta \leq 90^{\circ}$ に対しては1 MHz の周波数帯幅において-125 dB(W/m²)

5. 463

8025-8400MHz の周波数帯では、航空機局は送信することを許されない。

5. 464(未使用)

5. 465

宇宙研究業務による8400-8450MHz の周波数帯の使用は、深宇宙に限る。

5. 466

業務の種類地域差：シンガポール及びスリランカでは、宇宙研究業務に対する8400-8500MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第5.32号参照)。

5. 467(未使用)

5. 468

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ガイアナ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 469

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、チェコ、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上

移動業務及び無線航行業務にも分配する。

5. 469A

8550-8650MHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用及び発達を妨げてはならない。

5. 470

航空無線航行業務による8750-8850MHz の周波数帯の使用は、航空機上の中心周波数8800MHz のドップラー航行援助装置に限る。

5. 471

付加分配：アルジェリア、ドイツ、バーレーン、ベルギー、中華人民共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インドネシア、イラン、リビア、オランダ、カタール及びスーダンでは、8825-8850MHz 及び9000-9200MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務(海岸に設置するレーダーに限る。)に分配する。

5. 472

8850-9000MHz 及び9200-9225MHz の周波数帯は、海上無線航行業務(海岸に設置するレーダーに限る。)に分配する。

5. 473

付加分配：アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850-9000MHz 及び9200-9300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 473A

9000-9200MHz の周波数帯において、無線標定業務で運用されている局は、無線通信規則第5.337号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第5.471号に掲げられている国において、この周波数帯において一次的基礎で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、これらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 474

9200-9500MHz の周波数帯においては、捜索及び救助用トランスポンダ(SART)は、適切なITU-Rの勧告に配慮をすることにより使用が許される(無線通信規則第31号参照)。

5. 474A

地球探査衛星業務(能動)による 9200-9300MHz 及び 9900-10400MHz の周波数帯の使用は、9300-9900MHz の周波数帯内では十分に対応することができない 600MHz 以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから無線通信規則第 9. 21 号に基づく同意を得ることを条件とする。無線通信規則第 9. 52 号に基づく回答をしなかった主管庁は、調整要求に同意しなかったとみなされる。この場合、地球探査衛星業務(能動)を運用している衛星システムの通告主管庁は、無線通信規則第 9 条の第 II D 節に基づき無線通信局の支援を求めることができる。

5. 474B

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2066-0 に従う。

5. 474C

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2065-0 に従う。

5. 474D

地球探査衛星業務(能動)の局は、9200-9300MHz の周波数帯の海上無線航行業務及び無線標定業務、9900-10000MHz の周波数帯の無線航行業務及び無線標定業務並びに 10. 0-10. 4GHz の周波数帯の無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 475

航空無線航行業務による 9300-9500MHz の周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービームは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、9300-9320MHz の周波数帯において許される。

5. 475A

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 9300-9500MHz の周波数帯の使用は、9500-9800MHz の 300MHz 幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。

5. 475B

9300-9500MHz の周波数帯で運用されている無線標定業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。また、このレーダーからの保護を要求してはならない。なお、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標定の使用に対して優先権を有する。

5. 476(未使用)

5. 476A

9300-9800MHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、無線航行業務及び無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 477

業務の種類地域差：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、トリニダード・トバゴ及びイエメンでは、固定業務に対する 9800-10000MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 478

付加分配：アゼルバイジャン、モンゴル、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、9800-10000MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 478A

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 9800-9900MHz の周波数帯の使用は、9300-9800MHz の 500MHz 幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。

5. 478B

9800-9900MHz 帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、この周波数帯に二次的基礎で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 479

9975-10025MHz の周波数帯は、気象用レーダーのため、二次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

5. 480

付加分配：アルゼンチン、ブラジル、チリ、キューバ、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、パラグアイ、オランダ領アンティル、ペルー及びウルグアイでは、10-10. 45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。コロンビア、コスタリカ、メキシコ及びベネズエラでは、10-10. 45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 481

付加分配：アルジェリア、ドイツ、アンゴラ、ブラジル、中華人民共和国、コートジボワール、エルサルバドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、ハンガリー、日本、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア及びウルグアイでは、10. 45-10. 5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。コスタリカでは、10. 45-10. 5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 482

10. 6-10. 68GHz の周波数帯においては、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)はアンテナに供給される電力を-3dBW 以下としなければならない。この制限は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として超過することができる。ただし、アルジェリア、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョージア、インド、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、リビア、カザフスタン、クウェート、レバノン、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びベトナムでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対するこの制限は適用しない。

5. 482A

10. 6-10. 68GHz の周波数帯を、地球探査衛星業務（受動）、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)で共用するに当たっては、決議第 751(WRC-07)が適用される。

5. 483

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コロンビア、大韓民国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョージア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、モンゴル、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びイエメンでは、10. 68-10. 7GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985 年 1 月 1 日までに運用を開始したものに限る。

5. 484

第一地域では、固定衛星業務(地球から宇宙)による 10. 7-11. 7GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。

5. 484A

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10. 95-11. 2GHz(宇宙から地球)、11. 45-11. 7GHz(宇宙から地球)、第二地域の 11. 7-12. 2GHz(宇宙から地球)、第三地域の 12. 2-12. 75GHz(宇宙から地

球)、第一地域の 12. 5-12. 75GHz(宇宙から地球)、13. 75-14. 5GHz(地球から宇宙)、17. 8-18. 6GHz(宇宙から地球)、19. 7-20. 2GHz(宇宙から地球)、27. 5-28. 6GHz(地球から宇宙)及び 29. 5-30GHz(地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9. 12 号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 484B

決議第 155(WRC-15)を適用する。

5. 485

第二地域では、11. 7-12. 2GHz の周波数帯においては、固定衛星業務の宇宙局のトランスポンダは、その送信の最大等価等方輻射電力がテレビジョンチャンネル当たり 53dBW を超えないこと及び調整された固定衛星業務の周波数割当てと比べて大きな混信を生じさせず、また、混信からの大きな保護を求めないことを条件として、放送衛星業務の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として固定衛星業務に使用しなければならない。

5. 486

業務の種類地域差：アメリカ合衆国では、固定業務による 11. 7-12. 1GHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5. 32 号参照)。

5. 487

第一地域及び第三地域では、11. 7-12. 5GHz の周波数帯においては、それぞれの分配における固定業務、固定衛星業務、移動業務(航空移動を除く。)及び放送業務は、無線通信規則付録第 30 号の第一地域及び第三地域の計画に従って運用する放送衛星局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を求めてはならない。

5. 487A

付加分配：第一地域では 11. 7-12. 5GHz、第二地域では 12. 2-12. 7GHz 及び第三地域では 11. 7-12. 2GHz の周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報、また、それが適当な場合には静止衛星通信網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日

かかわらず、無線通信規則に従って運用する放送衛星業務の静止衛星網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。この周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生ずる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5.488

第二地域での固定衛星業務の静止衛星網による 11.7-12.2GHz の周波数帯の使用については、第一地域、第二地域及び第三地域における地上無線通信業務の局との調整のため、無線通信規則第 9.14 号の規定に従うことを条件とする。第二地域での放送衛星業務による 12.2-12.7GHz の周波数帯の使用については、無線通信規則付録第 30 号を参照すること。

5.489

付加分配：ペルーでは、12.1-12.2GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.490

第二地域では、12.2-12.7GHz の周波数帯においては、現存及び将来の地上無線通信業務は、無線通信規則付録第 30 号に掲げる第二地域のための計画に従って運用する宇宙業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5.491(未使用)

5.492

無線通信規則付録第 30 号に掲げる計画又は第一地域及び第三地域リストに含まれる放送衛星業務の局に対して割り当てられている周波数は、その送信が、その計画又はリストに従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。

5.493

第三地域では、12.5-12.75GHz の周波数帯の放送衛星業務は、業務区域端における全ての条件及び全ての変調方式に対して-111dB(W/m²・27MHz))を超えない電力束密度に限る。

5.494

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.495

付加分配：フランス、ギリシャ、モナコ、モンテネグロ、ウガンダ、ルーマニア及びチュニジアでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.496

付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。ただし、これらの業務の局は、この脚注に掲げていない第一地域の国の固定衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、この脚注に掲げる国の固定局及び移動局に対しては、これらの地球局の調整を必要としない。無線通信規則第 12 条の表 21-4 に定める地表面での固定衛星業務に関する電力束密度の制限は、この脚注に掲げる国の領域内に適用する。

5.497

航空無線航行業務による 13.25-13.4GHz の周波数帯の使用は、ドップラー航行援助装置に限る。

5.498(未使用)

5.498A

13.25-13.4GHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用と発達を妨げてはならない。

5.499

付加分配：バングラデシュ及びインドでは、13.25-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。パキスタンでは、13.25-13.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.499A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 13.4-13.65GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限り、2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛星システムに関して無線通信規則第 9.21 号に基づく同意を得ることを条件とする。

5.499B

主管庁は、固定衛星業務(宇宙から地球)への一次的基礎での分配によって、13.4-13.65GHz の周波数帯に二次的基礎で分配した標準周波数報時衛星業務(地球から宇宙)の送信地球局の置局及

び運用を妨げてはならない。

5. 499C

13. 4-13. 65GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、以下に限るものとする。

- － 2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システム
- － 能動宇宙検知器
- － 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から地球）の衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 499D

13. 4-13. 65GHz の周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星（能動）業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 499E

13. 4-13. 65GHz の周波数帯においては、固定衛星業務(宇宙から地球)の静止衛星網は、無線通信規則に従って運用している地球探査衛星業務(能動)の宇宙局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22. 2 号の規定は、この周波数帯における固定衛星業務(宇宙から地球)に対する地球探査衛星業務（能動）には適用しない。

5. 500

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マダガスカル、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チャド及びチュニジアでは、13. 4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。パキスタンでは、13. 4-13. 75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 501

付加分配：アゼルバイジャン、ハンガリー、日本、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、13. 4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 501A

13. 65-13. 75GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、能動宇宙検知器に限られる。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 501B

13. 4-13. 75GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、また、その使用と発達を妨げてはならない。

5. 502

13. 75-14GHz の周波数帯においては、静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は 1. 2 m とし、また、非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空中線口径は 4. 5 m としなければならない。さらに、無線標定業務又は無線航行業務の局から発射される 1 秒当たりの平均の等価等方輻射電力は、仰角が 2 度を超える場合においては 59dBW、仰角が 2 度以下の場合においては 65dBW を超えてはならない。主管庁は、この周波数帯において空中線口径が 4. 5m 未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する前に、この地球局から生ずる電力束密度が以下の値を超過しないことを確認しなければならない。

- － 沿岸諸国により公認された低潮線上での海拔 36m において、時間率 1%以上で -115dB(W/(m²・10MHz))
- － 事前の同意が得られていない限り、この周波数帯において陸上移動レーダーを設置している又は設置予定の主管庁の国境上での地上高 3 m において、時間率 1%以上で -115dB(W/(m²・10MHz))

空中線口径が 4. 5m 以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価等方輻射電力も最低 68dBW とし、かつ、85dBW を超えてはならない。

5. 503

13. 75-14GHz の周波数帯においては、事前公表の情報が 1992 年 1 月 31 日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と同等に運用でき、同日後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。事前公表の情報が 1992 年 1 月 31 日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、

- － 13. 77-13. 78GHz の周波数帯においては、静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方輻射電力密度は、次の値を超えてはならない
 - i) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 1. 2m 以上 4. 5m 未満の場合においては、 $4. 7D+28\text{dBW}/40\text{kHz}$ 、ここで D は空中線口径(m)
 - ii) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 4. 5m 以上 31. 9m 未満の場合においては、 $49. 2+20\log(D/4. 5)\text{dBW}/40\text{kHz}$ 、ここで D は空中線口径(m)
 - iii) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が 31. 9m 以上の場合においては、66. 2dBW/40kHz。
 - iv) 空中線口径が 4. 5m 以上のあらゆる固定衛星業務の地球局からの狭帯域(必要周波数帯幅が 40 kHz 未満)発射の場合においては、56. 2dBW/4kHz
- － 非静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価等方輻射電力密度は、13. 772-13. 778GHz の周波数帯において 6MHz の周波数帯域幅当たり 51dBW を超えてはならない

降雨減衰を補償するため、固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、地球局の使用によって生ずる等価等方輻射電力により晴天時における上記制限値を超えない範囲で、この周波数帯域における等価等方輻射電力密度を増加させるための自動電力制御装置を使用することができる。

5. 503A(未使用)

5. 504

無線航行業務による 14-14. 3GHz の周波数帯の使用は、固定衛星業務の宇宙局に十分な保護を与えるものでなければならない。

5. 504A

14-14. 5GHz の周波数帯においては、二次業務の航空移動衛星業務の航空機地球局は、固定衛星業務の宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5. 29 号、第 5. 30 号及び第 5. 31 号の規定を適用する。

5. 504B

14-14. 5GHz の周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、英国及び南アフリカ共和国の領域に位置する 14. 47-14. 5GHz の周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に対しても、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書 C 部の規定に従わなければならない。

5. 504C

14-14. 25GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 505

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、チャド、ベトナム及びイエメンでは、14-14. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 506

14-14. 5GHz の周波数帯は、他の固定衛星業務の通信網と調整を行うことを条件として、固定衛星業務(地球から宇宙)の中で、放送衛星業務のためのフィーダリンクに使用することができる。このフィーダリンクの使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。

5. 506A

14-14. 5GHz の周波数帯においては、等価等方輻射電力が 21dBW を超える船舶地球局は、決議第 902(WRC-03)に規定される船上地球局と同じ条件で運用しなければならない。この脚注は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な情報が 2003 年 7 月 5 日前に無線通信局に受領された船舶地球局に適用してはならない。

5. 506B

固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第 902(WRC-03)に示すこれらの国からの最小距離内において、14-14. 5GHz の周波数帯で運用できる。

5. 507(未使用)

5. 508

付加分配：ドイツ、フランス、イタリア、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国及び英国では、14. 25-14. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 508A

14. 25-14. 3GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国及びチュニジアの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 509(未使用)

5. 509A

14. 3-14. 5GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国、スリランカ、チュニジア及びベトナムの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる

電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 509B

放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第 163(WRC-15)に掲げる国における 14.5-14.75GHz の周波数帯の使用及び決議第 164(WRC-15)に掲げる国における 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。

5. 509C

放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第 163(WRC-15)に掲げる国における 14.5-14.75GHz の周波数帯の使用及び決議第 164(WRC-15)に掲げる国における 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用においては、固定衛星業務の地球局の最小空中線口径は 6 m であり、かつ、空中線入力での最大スペクトル電力密度は-44.5dBW/Hz でなければならない。地球局は、陸上の既知の場所にあることを通告されなければならない。

5. 509D

決議第 163(WRC-15)に掲げる国の 14.5-14.75GHz の周波数帯及び決議第 164(WRC-15)に掲げる国の 14.5-14.8GHz の周波数帯において、主管庁が放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局の使用を開始する前に、この地球局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される全ての海岸から海側 22km の地点で海拔 0m から 19000m までの全ての高度において-151.5dB(W/(m²・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。

5. 509E

決議第 163(WRC-15)に掲げる国の 14.5-14.75GHz の周波数帯及び決議第 164(WRC-15)に掲げる国の 14.5-14.8GHz の周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局の位置は、他の国との国境から最低でも 500km の距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について明示的に合意がなされた場合を除く。この規定を適用する際は、主管庁はこれらの無線通信規則の関連部分及び関連する ITU-R 勧告の最新版を考慮するものとする。

5. 509F

決議第 163(WRC-15)に掲げる国の 14.5-14.75GHz の周波数帯及び決議第 164(WRC-15)に掲げる国の 14.5-14.8GHz の周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局は、固定業務及び移動業務の将来の置局を妨げてはならない。

5. 509G

14.5-14.8GHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。ただし、そうした使用は、関連する地球局から静止衛星軌道の宇宙局にデータを中継する宇宙研究業務(地球から宇宙)を運用している衛星システムに限る。宇宙研究業務の局は、固定業務、移動業務及び固定衛星業務(放送衛星業務及び無線通信規則付録第 30A 号に基づく保護周波数帯を使用する関連する宇宙運用機能へのフィーダリンク並びに第二地域の放送衛星業務用フィーダリンクに限る。)に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 510

決議第 163(WRC-15)及び決議第 164(WRC-15)に従う使用を除き、固定衛星業務(地球から宇宙)による 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。この使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。放送衛星業務用フィーダリンク以外による使用は、14.75-14.8GHz の周波数帯については第一地域及び第二地域では許されない。

5. 511

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ギニア、イラン、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、オマーン、パキスタン、カタール、シリア及びソマリアでは、15.35-15.4GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 511A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 15.43-15.63GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。

5. 511B(未使用)

5. 511C

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S. 1340-0 に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第 4.10 号の適用)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S. 1340-0 に従わなければならない。

5. 511D(未使用)

5. 511E

15.4-15.7GHz の周波数帯において、無線標定業務の局は、航空無線航行業務で運用されている

局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 511F

15. 35-15. 4GHz の周波数帯における電波天文業務を保護するため、15. 4-15. 7GHz の周波数帯において運用する無線標定業務の局の電力束密度は、電波天文観測のいかなる地点においても、15. 35-15. 4GHz の周波数帯のうちの 50MHz の周波数帯幅当たり時間率 2%以上で-156 dB(W/m²)のレベルを超えてはならない。

5. 512

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、コンゴ共和国、エジプト、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、エリトリア、フィンランド、グアテマラ、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、ニジェール、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、チャド、トーゴ及びイエメンでは、15. 7-17. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 513

付加分配：イスラエルでは、15. 7-17. 3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。これらの業務は、無線通信規則第 5. 512 号に掲げていない国の分配表に従って運用する業務からの保護を求めてはならない。また、これらに有害な混信を生じさせてはならない。

5. 513A

17. 2-17. 3GHz の周波数帯で運用される能動宇宙検知器は、無線標定業務及びその他一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの発達を妨げてはならない。

5. 514

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、グアテマラ、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、リトアニア、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、カタール、キルギス、スーダン及び南スーダンでは、17. 3-17. 7GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第 21. 3 号及び第 21. 5 号に定める電力制限が適用される。

5. 515

17. 3-17. 8GHz の周波数帯における固定衛星業務(地球から宇宙)と放送衛星業務への分配につい

ては、無線通信規則付録第 30A 号の第 4 附属書第 1 節の規定にも従うものとする。

5. 516

固定衛星業務(地球から宇宙)の静止衛星システムによる 17. 3-18. 1GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。固定衛星業務(地球から宇宙)のシステムによる第二地域の 17. 3-17. 8MHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。12. 2-12. 7GHz の周波数帯における放送衛星業務のためのフィーダリンクによる第二地域の 17. 3-17. 8GHz の周波数帯の使用については、無線通信規則第 11 条を参照すること。固定衛星業務の非静止衛星システムによる第一地域及び第三地域での 17. 3-18. 1GHz(地球から宇宙)及び第二地域での 17. 8-18. 1GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9. 12 号の規定の適用を条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、またそれが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 516A

17. 3-17. 7 GHz の周波数帯では、第一地域における固定衛星業務(宇宙から地球)の地球局は、無線通信規則付録第 30A 号に従って運用する放送衛星業務のフィーダリンク地球局からの保護を求めてはならない。また、フィーダリンクの業務領域内のいかなる放送衛星業務のフィーダリンク地球局の配置に対して制限を課してはならない。

5. 516B

以下の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムによる利用のために特定する。

(宇宙から地球)

17. 3-17. 7GHz	(第一地域)
18. 3-19. 3GHz	(第二地域)
19. 7-20. 2GHz	(全地域)
39. 5-40GHz	(第一地域)
40-40. 5GHz	(全地域)
40. 5-42GHz	(第二地域)
47. 5-47. 9GHz	(第一地域)
48. 2-48. 54GHz	(第一地域)
49. 44-50. 2GHz	(第一地域)
及び	

(地球から宇宙)

27. 5-27. 82GHz (第一地域)

28. 35-28. 45GHz (第二地域)

28. 45-28. 94GHz (全地域)

28. 94-29. 1GHz (第二地域及び第三地域)

29. 25-29. 46GHz (第二地域)

29. 46-30GHz (全地域)

48. 2-50. 2GHz (第二地域)

この特定は、他の固定衛星業務のアプリケーション又は一次的基礎でこれらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、これらの周波数帯の使用者間に無線通信規則内における優先権を確立するものでもない。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的规定を検討する際にこれらの事項を考慮しなければならない。決議第 143(WRC-03)を参照すること。

5. 517

第二地域では、17. 7-17. 8GHz の周波数帯における固定衛星業務(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則に従い運用している放送衛星業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 518(未使用)

5. 519

付加分配：第二地域における 18-18. 3GHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域における 18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次的基礎で気象衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、静止衛星による使用に限る。

5. 520

固定衛星業務(地球から宇宙)による 18. 1-18. 4GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務の静止衛星システムのフィーダリンクに限る。

5. 521

代替分配：アラブ首長国連邦及びギリシャでは、18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、固定衛星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第 5. 33 号参照)。無線通信規則第 5. 519 号の規定も適用する。

5. 522(未使用)

5. 522A

18. 6-18. 8GHz の周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第 21. 5A 号及び第 21. 16. 2 号に示す値に制限される。

5. 522B

固定衛星業務による 18. 6-18. 8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が 20000km 以上の軌道を持つシステムに限定される。

5. 522C

18. 6-18. 8GHz の周波数帯において、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメンでは、WRC-2000 の最終文書の発効日時点で運用されていた固定業務システムは、無線通信規則第 21. 5A 号の制限を受けない。

5. 523(未使用)

5. 523A

静止及び非静止の固定衛星業務による 18. 8-19. 3GHz(宇宙から地球)及び 28. 6-29. 1GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とし、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。1995 年 11 月 18 日前の調整に基づく静止衛星通信網を有する主管庁は、関係する全ての機関が容認することができる結果を得ることを目的として、同日前に通告情報が無線通信局によって受領された非静止衛星通信網と、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整するために可能な最大限の協力をしなければならない。非静止衛星通信網は、1995 年 11 月 18 日前に完全な通告情報(無線通信規則付録第 4 号)が無線通信局によって受領されたとみなされる静止固定衛星業務の通信網に許容し得ない混信を生じさせてはならない。

5. 523B

固定衛星業務による 19. 3-19. 6GHz の周波数帯(地球から宇宙)の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクに限る。この使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。

5. 523C

無線通信規則第 22. 2 号は、19. 3-19. 6GHz 及び 29. 1-29. 4GHz の周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のフィーダリンクと、1995 年 11 月 18 日前に完全な調整情報又は通告情報(無線通信規則付録第 4 号)が無線通信局によって受領されたとみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。

5. 523D

固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリン

クによる 19.3-19.7GHz の周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 22.2 号の適用は条件としない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム、又は無線通信規則第 5.523C 号及び第 5.523E 号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、引き続き無線通信規則第 9 条(第 9.11A 号を除く。)及び第 11 条による手続並びに第 22.2 号の適用は条件とする。

5.523E

無線通信規則第 22.2 号は、19.6-19.7GHz 及び 29.4-29.5GHz の周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のフィードリンクと、1997 年 11 月 21 日までに完全な調整情報又は通告情報(無線通信規則付録第 4 号)が無線通信局によって受領されたとみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。

5.524

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びチュニジアでは、19.7-21.2GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19.7-21.2GHz の周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19.7-20.2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。

5.525

移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り 19.7-20.2GHz 及び 29.5-30.0GHz の周波数帯の中の高い周波数部分に配置しなければならない。

5.526

第二地域における 19.7-20.2GHz 及び 29.5-30.0GHz の周波数帯、第一地域及び第三地域における 20.1-20.2GHz 及び 29.9-30.0GHz の周波数帯で、固定衛星業務と移動衛星業務の両業務を行う通信網は、1 又は 2 以上の衛星を介した対向通信及び一对多方向通信のために、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局との間にリンクを設定することができる。

5.527

19.7-20.2GHz 及び 29.5-30.0GHz の周波数帯においては、無線通信規則第 4.10 号は移動衛星業務には適用しない。

5.527A

固定衛星業務の局と通信する移動する地球局の運用は、決議第 156(WRC-15)に従うことを条件とする。

5.528

移動衛星業務に対する分配は、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を宇宙局において使用する通信網のためのものである。第二地域における 19.7-20.1GHz 及び 20.1-20.2GHz の周波数帯において移動衛星業務のシステムを運用する主管庁は、無線通信規則第 5.524 号の規定に従って固定及び移動システムを運用する主管庁によるこれらの周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

5.529

第二地域における移動衛星業務による 19.7-20.1GHz 及び 29.5-29.9GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5.526 号に規定する固定衛星業務及び移動衛星業務の両業務を行う衛星通信網に限定する。

5.530(未使用)

5.530A

関連する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、当該主管庁の固定業務及び移動業務のいかなる局についても、第一地域及び第三地域の他の主管庁の領域における任意の地点の地上高 3m において、時間率 20%以上で-120.4 dB(W/(m²·MHz))を超える電力束密度を生じさせてはならない。計算の実施にあたっては、主管庁は最新版の ITU-R 勧告 P.452(最新版の ITU-R 勧告 B0.1898 を参照)を使用しなければならない。

5.530B

21.4-22GHz の周波数帯において、放送衛星業務の発達を促進するため、第一地域及び第三地域の主管庁は、移動業務の局を配置しないよう奨励され、特定地点間のリンクを設定する固定業務の局の設置を制限することを奨励される。

5.530C(未使用)

5.530D

決議第 555(WRC-12)を参照すること。

5.531

付加分配：日本では、21.4-22GHz の周波数帯は、一次的基礎として放送業務にも分配する。

5. 532

地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)による 22. 21-22. 5GHz の周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に制約を課してはならない。

5. 532A

宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でもそれぞれ 54km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号は適用しない。

5. 532B

固定衛星業務(地球から宇宙)による第一地域における 24. 65-25. 25GHz の周波数帯の使用及び第三地域における 24. 65-24. 75GHz の周波数帯の使用は、最小空中線口径を 4. 5m とする地球局に限る。

5. 533

衛星間業務は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な干渉を容認しなければならない。

5. 534(未使用)

5. 535

24. 75-25. 25GHz の周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら放送衛星局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、かつ、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

5. 535A

固定衛星業務による 29. 1-29. 5GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限定される。この使用は無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 5. 523C 及び第 5. 523E に示すように、引き続き無線通信規則第 9 条(第 9. 11A 号を除く。)及び第 11 条による手続並びに第 22. 2 号の適用を条件とする場合を除いて、無線通信規則第 22. 2 号の適用は条件としない。

5. 536

衛星間業務による 25. 25-27. 5GHz の周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限定し、また、宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

5. 536A

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局を運用する主管庁は、他の主管庁が運用する固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。さらに、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、最新版の ITU-R 勧告 SA. 1862 を考慮して運用しなければならない。

5. 536B

サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スウェーデン、タンザニア、トルコ、ベトナム及びジンバブエでは、25. 5-27GHz の周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの使用及び発達を妨げてはならない。

5. 536C

アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブラジル、カメルーン、コモロ、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、リトアニア、マレーシア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア、チュニジア、ウルグアイ、ザンビア及びジンバブエでは、25. 5-27GHz の周波数帯における宇宙研究業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。

5. 537

27-27. 5GHz の周波数帯を使用して衛星間通信を行う非静止衛星業務は、無線通信規則第 22. 2 号の規定を適用しない。

5. 537A

ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、27. 9-28. 2GHz の周波数帯における固定業務への分配は、これらの国の領域内に限って高高度プラットフォーム局(HAPS)にも使用することができる。上記の国で HAPS による固定業務に割り当てられたこの 300MHz の周波数帯の使用は、HAPS から地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。さらに、HAPS は、それらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第 145(WRC-12、改)を参照すること。

5. 538

付加分配：27. 500-27. 501GHz と 29. 999-30. 000GHz の周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で10dBW を超えてはならない。

5. 539

27. 5-30GHz の周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィードリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

5. 540

付加分配：27. 501-29. 999GHz の周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、二次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 541

28. 5-30GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務は無線局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。

5. 541A

29. 1-29. 5GHz (地球から宇宙)の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフィードリンクは、両ネットワーク間の相互混信のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、アップリンクの適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この手法は、無線通信規則付録第 4 号の調整情報が 1996 年 5 月 17 日後に無線通信局に受領されたとみなされるネットワークについて、将来の世界無線通信会議において変更されるまで適用する。同日前に無線通信規則付録第 4 号の調整情報を提出した主管庁は、この手法をできる限り利用することが求められる。

5. 542

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ギニア、インド、イラン、イラク、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モリタニア、ネパール、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ及びチャドでは、29. 5-31GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合には、無線通信規則第 21. 3 号及び第 21. 5 号に定める電力制限値を適用する。

5. 543

29. 95-30GHz の周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のため、二次的基礎で地球探査衛星業務の宇宙から宇宙への回線に使用することができる。

5. 543A

ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、31-31. 3GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局 (HAPS) による地上から HAPS の方向にも使用できる。HAPS を用いたシステムによる 31-31. 3GHz の周波数帯の使用は、上記の国の領域内に限定し、他の種類の固定業務システム、移動業務システム及び無線通信規則第 5. 545 号の規定に従って運用されるシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。さらに、HAPS は、それらの業務の発達を妨げてはならない。31-31. 3GHz の周波数帯における HAPS を用いたシステムは、最新版の ITU-R 勧告 RA. 769 に示す保護基準を考慮して、31. 3-31. 8GHz の周波数帯に一次的基礎での分配を有する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。衛星受動業務を保護するため、31. 3-31. 8GHz の周波数帯における HAPS 地上局のアンテナの不要電力密度レベルは、晴天時には -106dB (W/MHz) に制限しなければならず、また、雨天時には降雨減衰を考慮し、受動衛星への実効的な影響が上記晴天時の影響を超過しないことを条件として、-100dB (W/MHz) まで増加することができる。決議第 145 (WRC-12、改)を参照すること。

5. 544

31-31. 3GHz の周波数帯においては、無線通信規則第 21 条の表 21-4 に定める電力束密度の制限は、宇宙研究業務に適用する。

5. 545

業務の種類地域差：アルメニア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 31-31. 3GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 546

業務の種類地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英国、南アフリカ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 31. 5-31. 8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 547

31.8-33.4GHz、37-40GHz、40.5-43.5GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz 及び 64-66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用可能である(決議第75(WRC-2000)参照)。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的规定を検討する際に上記の事項を考慮しなければならない。39.5-40GHz 及び 40.5-42GHz の周波数帯で固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があるため、主管庁は、適宜、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに対する制限をさらに考慮するものとする(無線通信規則第5.516B号参照)。

5.547A

主管庁は、航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、31.8-33.4GHz の周波数帯における固定業務の局と無線航行業務における航空機上局との間の混信を極力抑える可能な措置を執らなければならない。

5.547B

代替分配：アメリカ合衆国では、31.8-32GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務及び宇宙研究業務(深宇宙)(宇宙から地球)に分配する。

5.547C

代替分配：アメリカ合衆国では、32-32.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務及び宇宙研究業務(深宇宙)(宇宙から地球)にも分配する。

5.547D

代替分配：アメリカ合衆国では、32.3-33GHz の周波数帯は、一次的基礎で衛星間業務及び無線航行業務に分配する。

5.547E

代替分配：アメリカ合衆国では、33-33.4GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5.548

32.3-33GHz の周波数帯における衛星間業務、32-33GHz の周波数帯における無線航行業務及び31.8-32.3 GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信系を設計するに当たっては、主管庁は、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない(勧告第707参照)。

5.549

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、

マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、33.4-36GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.549A

35.5-36.0GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生じる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から0.8度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で-73.3dB(W/m²)を超えてはならない。

5.550

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する34.7-35.2GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.550A

地球探査衛星業務(受動)と固定業務及び移動業務との間の36-37GHz帯の共用に当たっては、決議第752(WRC-07)を適用する。

5.551(未使用)

5.551A(未使用)

5.551AA(未使用)

5.551B(未使用)

5.551C(未使用)

5.551D(未使用)

5.551E(未使用)

5.551F

業務の種類地域差：日本では、移動業務に対する41.5-42.5GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.551G(未使用)

5. 551H

42-42.5GHz の周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 42.5-43.5GHz の周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、いかなる電波天文局においても、時間率 2%以上で次の値を超えてはならない。

- － 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHz の周波数帯のうち、1GHz の周波数帯域幅において-230dB(W/m²)及び任意の 500kHz の周波数帯域幅において-246dB(W/m²)
- － 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHz の周波数帯のうち、任意の 500kHz の周波数帯域幅において-209dB(W/m²)

これらの epfd 値は、ITU-R 勧告 S.1586-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA.1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターン及びアンテナの最大利得を使用して求められなければならない。かつ、全方位角及び電波望遠鏡の最小運用角度 θ_{\min} を超える仰角(通告情報がない場合、基本設定値である 5 度を採用する。)の範囲に適用しなければならない。

これらの値は、次のいずれかの電波天文局において適用する。

- － 2003 年 7 月 5 日前に運用を開始し、かつ、2004 年 1 月 4 日前に無線通信局に通告された電波天文局
- － 適当と認められる場合には、制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が受領される日前に通告された電波天文局

これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第 743(WRC-03)を適用する。同意を得た国のあらゆる電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。

5. 551I

42-42.5GHz の周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務のあらゆる静止宇宙局から生じる 42.5-43.5GHz の周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、次の値を超えてはならない。

- － 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHz の周波数帯のうち、1GHz の周波数帯域幅において-137dB(W/m²)及び任意の 500kHz の周波数帯域幅において-153dB(W/m²)
- － 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHz の周波数帯のうち、任意の 500kHz の周波数帯域幅において-116dB(W/m²)

これらの値は、以下のいずれかの電波天文局において適用する。

- － 2003 年 7 月 5 日前に運用を開始し、かつ、2004 年 1 月 4 日前に無線通信局に通告された電波天文局
- － 適当と認められる場合には、制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が受領される日前に通告された電波天文局

これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることが

できる。第二地域では、決議第 743(WRC-03)を適用する。同意を得た国のあらゆる電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。

5. 552

地球から宇宙への伝送のための固定衛星業務による 42.5-43.5GHz 及び 47.2-50.2GHz の周波数帯の分配は、放送衛星のためのフィードリンクを収容するため、宇宙から地球への伝送のための 37.5-39.5GHz の周波数帯の分配より広く分配する。主管庁は、40.5-42.5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のためのフィードリンク用に 47.2-49.2GHz の周波数帯を保留するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。

5. 552A

47.2-47.5GHz 及び 47.9-48.2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)の使用に特定する。47.2-47.5GHz 及び 47.9-48.2GHz の周波数帯の使用は、決議第 122(WRC-07、改)に従うことを条件とする。

5. 553

43.5-47GHz 及び 66-71GHz の周波数帯においては、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5.43 号参照)。

5. 554

43.5-47GHz、66-71GHz、95-100GHz、123-130GHz、191.8-200GHz 及び 252-265GHz の周波数帯における特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線の使用は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して使用する場合に限る。

5. 554A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 47.5-47.9GHz、48.2-48.54GHz 及び 49.44-50.2GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限定する。

5. 555

付加分配：48.94-49.04GHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務に分配する。

5. 555A(未使用)

5. 555B

48.2-48.54GHz 及び 49.44-50.2GHz の周波数帯で運用するあらゆる固定衛星業務(宇宙から地球)の静止宇宙局から生じる 48.94-49.04GHz の周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、任意の 500 kHz の周波数帯域幅において-151.8dB(W/m²)を超えてはならない。

5. 556

51. 4-54. 25GHz、58. 2-59GHz 及び 64-65GHz の周波数帯においては、電波天文業務は、国内的合意に基づいて行うことができる。

5. 556A

衛星間業務による 54. 25-56. 9GHz、57. 0-58. 2GHz 及び 59. 0-59. 3GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道にある衛星に限る。衛星間業務の局による地表面 0km から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式に対して、到達する全ての角度に対し、-147dB(W/(m²・100MHz))を超えてはならない。

5. 556B

付加分配：日本では、54. 25-55. 78GHz の周波数帯は、低密度の用途として、一次的基礎で移動業務にも分配する。

5. 557

付加分配：日本では、55. 78-58. 2GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 557A

55. 78-56. 26GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務の局のアンテナへ送信機より送られる最大電力密度は、-26dB(W/MHz)に制限される。

5. 558

55. 78-58. 2GHz、59-64GHz、66-71GHz、122. 25-123GHz、130-134GHz、167-174. 8GHz 及び 191. 8-200GHz の周波数帯においては、航空移動業務の局は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

5. 558A

衛星間システムによる 56. 9-57GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面 0km から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式に対して、到達する全ての角度に対し、-147dB (W/(m²・100MHz))を超えてはならない。

5. 559

59-64GHz の周波数帯においては、無線標定業務の航空機に設置したレーダーは、衛星間業務に有害な混信を生じさせてはならないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

5. 559A(未使用)

5. 559B

無線標定業務による 77. 5-78GHz の周波数帯の使用は、自動車に設置したレーダーを含む地上で使用するアプリケーションのための近距離レーダーに限る。これらのレーダーの技術特性は、最新版の ITU-R 勧告 M. 2057 に規定する。無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。

5. 560

78-79GHz の周波数帯においては、宇宙局上に設置したレーダーは、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務において一次的基礎で運用することができる。

5. 560A(未使用)

5. 561

74-76GHz の周波数帯において、固定業務、移動業務及び放送業務の局は、放送衛星業務のための適切な周波数割当計画会議の決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

5. 561A

81-81. 5GHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。(WRC-2000)

5. 561B

日本では、固定衛星業務(地球から宇宙)による 84-86GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道を使った放送衛星業務のフィードリンクに限る。

5. 562

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 94-94. 1GHz の周波数帯の使用は、宇宙雲レーダーに限る。

5. 562A

94-94. 1GHz 及び 130-134GHz の周波数帯における電波天文アンテナの主ビームに向けられた地球探査衛星業務(能動)の宇宙局からの送信は、いくつかの電波天文受信機に支障をきたすおそれがある。送信機及び関連する電波天文局を運用する宇宙業務運営体は、そのような事態を極力避けるため相互に運用を計画すべきである。

5. 562B

105-109.5GHz、111.8-114.25GHz、155.5-158.5GHz 及び 217-226GHz の周波数帯において、この分配の使用は、宇宙電波天文のみに限定される。

5. 562C

衛星間業務による 116-122.25GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面 0km から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての到来角度において-148dB(W/(m²・MHz))を超えてはならない。

5. 562D

付加分配：大韓民国では、128-130GHz、171-171.6GHz、172.2-172.8GHz 及び 173.3-174GHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。この脚注に示した周波数帯で運用する大韓民国の電波天文局は、無線通信規則に従って運用している他の国の業務からの保護を要求してはならない。また、これらの業務の使用と発展を妨げてはならない。

5. 562E

地球探査衛星業務(能動)に対する分配は、133.5-134GHz の周波数帯に限定される。

5. 562F

155.5-158.5GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)に対する分配は 2018 年 1 月 1 日で終了する。

5. 562G

155.5-158.5GHz の周波数帯における固定業務及び移動業務への分配の発効日は、2018 年 1 月 1 日である。

5. 562H

衛星間業務による 174.8-182GHz 及び 185-190GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面 0km から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての到来角度において-144dB(W/(m²・MHz))を超えてはならない。

5. 563(未使用)

5. 563A

200-209GHz、235-238GHz、250-252GHz 及び 265-275GHz では、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。

5. 563B

237.9-238GHz の周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。

5. 564(未使用)

5. 565

275-1000GHz の周波数範囲のうち、以下の周波数帯は、受動業務のアプリケーションのために主管庁により使用が特定されている。

- 電波天文業務:275-323GHz、327-371GHz、388-424GHz、426-442GHz、453-510GHz、623-711GHz、795-909GHz 及び 926-945GHz
- 地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動):275-286GHz、296-306GHz、313-356GHz、361-365GHz、369-392GHz、397-399GHz、409-411GHz、416-434GHz、439-467GHz、477-502GHz、523-527GHz、538-581GHz、611-630GHz、634-654GHz、657-692GHz、713-718GHz、729-733GHz、750-754GHz、771-776GHz、823-846GHz、850-854GHz、857-862GHz、866-882GHz、905-928GHz、951-956GHz、968-973GHz 及び 985-990GHz

受動業務による 275-1000GHz の周波数帯の使用は、能動業務によるこの周波数帯の使用を妨げてはならない。275-1000GHz の周波数範囲を能動業務のために利用しようとする主管庁は、275-1000GHz の周波数範囲の分配表が規定される日まで、これらの受動業務を有害な混信から保護するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。1000-3000GHz の周波数範囲における全ての周波数は、能動業務及び受動業務の双方に使用することができる。